

紀 要

第 33 号

《古文書史料集編》

天保六年正月「諸日記帳」

(茅野市宮川高部 藤森知美家文書)

2024

八ヶ岳総合博物館

1

(表紙)

「 天保六^{乙未}年

諸日記帳

正月日 高部村名主

廣八

2

(裏表紙裏)

午 十二月朔日

一片倉村、御堂垣外村^江兩村^江、

山手御上納^ニ參申候、高部村

名主廣八、神宮寺村数右衛門、

新井村嘉兵衛、役人三人、歩耆人

〆四人参り申候、

高遠御觸相場、七斗四升、定式六懸^ニ而、勘定致申候、

老石式斗九升老合上納、

右直段、四斗四升四合

代金式兩三分式朱^ト老^ト勿^ト九分六厘

御觸相場、右同斷

老石式斗三升六合五夕上納 片倉村

直段右同斷

右代金式兩三分^ト式^ト勿^ト九厘四毛

二口

〆五兩式分式朱四^ト勿^ト五厘四毛

右代金

三^ト勿^ト五分五厘

但、老^ケ月分老割^ニ二分五厘

四百文 酒四升

三拾文 掛肴一連

3

三百文 神宮寺村

三百文 高部村

三百文 新井村

百四十八文 歩耆人

八十四文 中折老割之節、

八^ト勿^ト五分 役人弁當代

式^ト勿^ト四分 兩村役人御伺之節認代

〆五兩式分式朱^ト 拾八^ト勿^ト五分老厘式毛

右三口為錢

四拾老貫六百式拾式文 兩替六貫七百文

右為丁錢

三拾九貫六百六十九文

此割山手米草高

式石五斗式升七合五夕割

老升^ニ付、丁百五十六文九分五厘

七升九合七夕式才 山手高

老貫三百四文割請 高部村

〆四拾老貫三百式拾式文

入用拂

老貫四百八十九文

二口

〆四拾四貫八百十五文

為金六兩老朱^ト

式貫百五十三文

引^テ八文過

入用一村分、百式拾四文宛

4

老^ト勿^ト二分 弁當分、落^ラ未^ラ十二月勘定節
老^ト勿^ト七分七厘五毛、小利足分 可立候、

二日

山手上納申上、房右衛門參候得共、

其日御休日故、歸^リ申候、

三日

右山手申上、山中様御安産之

御祝義申上、猶吉參申候、

山手割、神宮寺村^ニ而致、十二ヶ村寄合、

廣八参り申候、

四日

御宮御勸化奇附、村中名々帳

仕立上申候、御茶屋^ニ而、御神酒^并

夕飯被下候、則役人三人參申候、

五日

三ヶ月調、書上帳掩、組頭太吉

昼飯認^ス、

六日

山論御年賦金割致、組頭又左衛門

參申候、

七日

三ヶ月調帳、御役所^江差上申候、

5

御年賦金割帳、御調請申候、

諏訪右近様、御袋様、御死去御悔

清明香、三^ト上申候、廣八參申候、

八日

- 一 諸勘定帳、調申候、
- 一 狩兔追人足八人、安国寺村^江、明七ツ相詰申候、御廻状参申候、
- 一 九日
- 一 右、兔追人足八人、役人差添参、吉参申候、
- 一 御調御役所^江、三ヶ月調帳御下ケ願、御作事屋御請負、入札之義有無之訳申上候、
- 一 御貸方、御利足金差上申候、
- 一 五両利金伊藤主膳^江、
- 一 老両式分式朱利金武八
- 一 式分銀弥利、此分廣八出^レ、置申候
- 一 右、貸方^江、御上納仕候、房右衛門参り申候、
- 一 村步割人足帳、引合致^レ申候、
- 一 山手出^レ金、勘定致^レ、数右衛門殿致違有之候故、又々引合帳、遣^レ置申候、
- 一 十日
- 一 步割初人足拾ひ、致^レ申候、
- 一 役人三人、又左衛門、太吉、定式買物、嶋屋方取寄申候、
- 一 十一日
- 一 右同断
- 一 六ヶ村^江、拾八両買、上納可出候由、御世話人方参申候、
- 一 十二日
- 一 步割六人寄申候、
- 一 十三日
- 一 右同断、五人^江致候、
- 一 十四日
- 一 右同断、五人致候、
- 一 宮田渡御屋敷方、歩米直段^江、買納可致由、被^レ仰付、則御知行所中、六ヶ村割^江、三両

- 一 出^レ差上申候、則、又左衛門様分、御渡し申候、買納仕候、
- 一 十五日
- 一 寒氣御見舞、郡方様、御代官様^江、鰯老連宛、差上申候、廣八参り申候
- 一 友之町、齒者殿御悔参申候、步割致候、
- 一 十六日
- 一 步割致^レ申候、四人^江致候、
- 一 十七日
- 一 右同断、五人^江致候、
- 一 宮田渡御屋鋪、寒氣御見舞、餅搗老重、但^レ、老升分差上申候、
- 一 御家老様^江、鰯老連、泰助様^江
- 一 干物老連^上申候、役人三人参り申候、
- 一 十八日
- 一 步割致^レ六人^江
- 一 十九日
- 一 右同断、五人寄申候、
- 一 諸勘定仕舞、帳面見^レ、
- 一 村方一統^江、相觸申候、
- 一 家軒割、三十八軒、老軒^江付
- 一 老斗三升八合五夕六才
- 一 高分、老石^江付
- 一 老斗六升四合九夕
- 一 草高之分、老石^江付
- 一 式升老夕
- 一 右之通り、村方分かゝり申候、
- 一 廿日
- 一 御役所、御勝手方様^江、山論御年
- 一 廿一日
- 一 賦金、御上納致^レ申候、
- 一 六両三朱^下、老夕三分六厘七毛、御上納仕候、

- 一 猶吉参り申候、
- 一 廿一日
- 一 穀留入用之義^江付、御調御役所^江御差紙被下候、廿日出両三日之内役人老人可参義、被^レ仰下候、
- 一 房右衛門、猶吉寄合、三人之遣取諸勘定致^レ、兩人^江式朱程^上遣^レ取年中酒手村方^江、渡^レ切之
- 一 分、老貫五百文、三ツ割^江致候
- 一 分、取拂勘定相済申候、
- 一 廿二日
- 一 御役所^江、步割帳、均割御改請則、目録差上、當暮之割目録御改被下、
- 一 穀留入用割之義、三月落之六分も、其節之、御相場^江、御勘定被下候様被^レ仰付候、三月^下八月朔日迄之、
- 一 割米銀錢御藏^江、下ヶ被下候様被^レ仰付候、則廣八参、町宿^江、認^レ致^レ歸^レ申候、
- 一 廿三日
- 一 廿四日
- 一 廿五日
- 一 御三ヶ所様^江、御歳暮御祝義参、鰯老連宛差上申候、
- 一 町拂不殘勘定致^レ、相済申候、
- 一 則、廣八参り、町宿認^レ致^レ、
- 一 宿札定式式斗遣^レ申候、
- 一 さんま十、祝^レ呉申候、
- 一 廿六日
- 一 宗門割入用上金子村^江、遣^レ申候、
- 一 老分老朱^下三百五十四文、相済申候、
- 一 廿七日
- 一 御未進御催促、御出役田沢之

一 方、夕方御出被成、御泊り、
 廿八日朝迄、御詰、兩度御認め、
 神宮寺村へ、惣懸割、式分_ト百
 八拾九文參申候、則、遣し申候、
 八十九文
 廿八日
 御未進正々致申候、

廿九日

一 御未進之義、御家老様、留右衛門様
 不足分、御託申上、出来次第
 差上可申候義、廣八、猶吉參、
 御日延願上候、其日も、御催促
 御出被成候、
 大晦日

一 御未進金、漸々五兩式分三
 朱_ト三百六十式文上、残り之分
 一札差上、役人償可申候義_ニ、
 未二月十五日迄、急度御上納
 可仕候、万一遲滞仕候ハ、役人
 償御上納可仕候、一札差出し置申候、

天保六_乙未年

正月朔日

一 御年始申上候、
 右、宮田渡様、御一社中様
 柿式拾串、御屋鋪_江、差上申候、
 同拾串、土橋左膳様_江上申候、
 干肴老連宛、御一社中様
 御役人様方_江上申候、

二日

一 御城御年礼、御祝義申上候、
 一 両御家老様_江、申上_斗り、
 牛山金兵衛様同断、

御用人様方_江、申上候_斗り、
 三輪五右衛門様
 林弥次兵衛様
 黒沢藤之助様
 三浦良助様
 安間五左衛門様
 濱市左衛門様
 赤沼七郎兵衛様
 勅使河原佐仲様
 右者、御祝義_斗り、

郡方様 鯛老連宛上申候

工藤三助様

山中三郎右衛門様

大目附様 鯛老連宛上申候

両角惣兵衛様

有賀源兵衛様

御まかない様 鯛老連宛上申候

牛山彦左衛門様

井手小右衛門様

中河瀬左衛門様

菊地八郎様

上田又左衛門様

岩本忠右衛門様

御代官様 鯛老連上申候

松田源左衛門様

歩割御調上役 鯛老連宛上申候

菅沼本弥様

諏方民右衛門様

市原佐右衛門様

歩割

御下役様 鯛一連宛上申候

馬場弥八郎様

郡方様 御下役 鯛一連宛上申候

御苗字 甫右衛門様

横川弥七郎様
 五味藤左衛門様
 又御下役様
 岡村潤之丞様 干物
 傳五右衛門様 干物
 宗門御書役様 鯛一連
 木下次三郎様 干物
 御下役
 田部村長右衛門様 干物
 御常番様
 宮坂数右衛門様 干物
 同 長之助様 干物
 右、御年始御祝義、申上候御名面有増
 上物分有増、

三日

四日

一 追鳥人別書上、御加筆被下、御下書之通_り、

一 札認_り、神宮寺村、米見嶋藏殿_ヲ頼、

御藏_江、五日_ニ差上申候、

一 神宮寺村、越高物懸ケ半分割致し、

寄申候、

五日

六日

七日

八日

九日

十日

一 村中初寄合致、例式之通_り、

酒三升買、肴志ひき之須致し候、

いろく定事人足均割_ニ參候

様、又居風呂五日如_ニ立候事、

川廣_ク、道廣_ク、年々之定式、

万事定候、

- 一 十一日
- 一 十二日
- 一 十三日
- 一 妻神様扣綱打、村中^二、拵申候
- 一 宮田渡様、四十二御役、若旦那様
- 一 二ツ之御役、伊藤主膳御頼^三、御玉會二ツ拵、御祝義申上候

御初穂三百文上申候

十四日

- 一 妻神御柱建、役年は、酒五盃
- 一 干肴、役之祝参申候、則、藤五郎^も
- 一 廿五役^二、祝ひ申候
- 一 十五日

宮田渡御屋鋪様^三、當日御礼申上候、則、鰯老連、御家老様^三同老連差上申候

十六日

- 一 御家老土橋左膳様、江戸御出立
- 一 被遊候、朝七ツ時分参、鰯老連上
- 一 申候、御駕籠人足式人、馬式足
- 一 御荷物附送^二、金沢迄参申候
- 一 宗門下書帳、二月五日迄、差
- 一 上候様、御廻状参申候
- 一 両角惣兵衛様、大奉行^二御座候
- 一 十七日

御用^二付、御廻状参、御まかない様

五、問屋清右衛門方へ、参義、仰被下候、則、十八日参候處、殿様御無尽候

御郡中村々^三、被仰付候義、則、役人三人参、其日ハ世話人、又次郎太吉、幸左衛門役人不残、右之

者召連、十九日可参候義、被仰付御廻状被下候

御蔵^三、追鳥入用金、差上申候

七百五十九文上納、宗門

御請^二参、鰯老連差上申候

両角惣兵衛様、御奉行様へ御遣候

徳帳紙かゝや丈介方、買申候

但し、式量三匁六分、約束^二御遣候

十九日

御無尽之義^二付、役人三人、世話人

又次郎、太吉五人参申候、幸左衛門

御免、替^二富左衛門申上、世話人

御呼出し御廻状参候、村方御かれ

割附被下候、尤夕迄問屋^三俵駄

調、弁當被下、御書付被下候故

帰^二申候

御無尽、村方御加入、七拾七兩被仰付候

拾一兩 又左衛門 一 式兩 房右衛門 一 九兩 喜代松

六兩 廣八 一 式兩 栄吉 一 式兩 庄左衛門

五兩 与右衛門 一 五兩 又兵衛 一 式兩 長八

四兩 富右衛門 一 式兩 善藏 一 式兩式分 茂左衛門

四兩 太吉 一 三兩 銀之介 一 三兩 龜松

三兩 又次郎 一 八兩式分 幸左衛門 一 三兩 銀次郎

式兩 藤十郎

右、御割附書被下、来^ル廿三日迄、調

可差上候義、被仰付候、尤無尽之任法書

御渡^レ被下候

式千兩御無尽、十一口御割、十一年^二終會

百兩^二付、三分御懸返、老両会代年々被下候

被仰付御書付被下候、尤、二月中旬、六月

半金^二、半掛御無盡^三、終會、半金

差上申候、御割合^二御座候、此日御書付

被下帰^レ申候、宮田渡様、右之義、申上候得ハ、

聞置候義、被仰付候

廿日

世話人富右衛門召連、猶吉御役所^三参申候

村方名面之者、寄合申渡^レ致^レ候

談事致候所、宮田渡様へ、段々御用

金、御人足多分當^二、旁巳年

百兩程、御拜借金、御引受

其上、御焼失後、御無尽等

等金子、御引受償候故

御申立致、殿様御無尽

之義、半軒願^二候様

村中申候故、願候談事相

究申候

廿一日

神之原方、御宝殿材木之

御免許願、中町布屋半介方

寄合、願候様、廻文五ヶ村参候

御無尽減少願、御日延願^二参候得共、不叶由^二御座候

廿二日

右、御無尽減少、不叶廿三日

急度可参被仰付、役人房右衛門

惣代太吉、富右衛門参申候

廿三日

御無尽帳不残致、差上申候

則、骨折之御詞被下

御酒、御弁當問屋^三、被下候

役人廣八、猶(吉)、惣代太吉、又次郎

参申候

宮田渡様^三、帳印申上不致

義^二付、如何之筋御尋被下

申訳無之、義兵衛殿頼^三

漸々御託申上、相済申候

尤、書上仕候、義兵衛殿御札

砂糖百式十四文上、孫兵衛様^三

一 鏢節一節上申候、
内^ニ而、御祈禱、利右衛門、佐之吉、

一 銀次郎頼^ミ、致^シ申候、
房右衛門殿頼、掛拂帳調
致申候、

一 廿四日

一 右同断、頼、帳調致申候、

一 廿五日

一 右同断、房右衛門殿帳調
致申候、

一 廿六日

一 宮田渡様御貸方、御拝借
之義、三ヶ年御年賦金
都合百拾八両彼是延
置候処、役人請印致置候
故、急度上納可致様、
六ヶ村^ニ而、談事何分御
引請之義、不仰仕、申訳
候得共、御用捨なく
則、其夜御日延申上置
申候、

一 廿七日

一 六ヶ村町御蔵^江、御日延
参候処、御代官様段々

一 御用人様方、被仰付候故、
何分三ヶ年上可致義、
相叶不申、是悲なく

一 帳印仕義、申上候、今晚
古役村方、右、訳申度
候故、宿^江御返^シ可被下由
願候得共、町宿扣居呼
寄、申聞^テ、明早朝

一 村方、相咄可申上義、申上
房右衛門、猶吉掃り申候、
宗門下帳、大目附両角惣兵衛様^江
差上申候、廣八参り申候、
六日

一 宮田渡御役所^江、申上候義ハ、六ヶ村
一同^ニ而、何分御託仕、尤御利解
被成候得共、何分御請不仕候、
又々村方請候上、申候義、
被仰、廣八掃り申候、
七日

一 傳馬入用米、帳落之調
出入残り調、尤、義兵衛殿分追調、
横帳致印置候、役人物代
武八、寄合致^シ申候、弁當認^メ申候、
夕^ニ村中寄合、宮田渡之談事致^シ
候所、何分御託致^ル候様、一統
申故、其様^ニ又々申可上候^ト申候、
八日

一 御宗門^ニ付、宿疊表かへ

一 致、則沖右衛門殿、上原豊ヤ参^ル候
御宮^江参、御酒被下、高遠出拂
人足被頼、九日木出^シ参申候
廣八、猶吉参申候、
九日

一 右、御宮木出^シ、出拂人足参
申候、

一 宮田渡様役人、御世話御免願、六ヶ村
御託^シ、房右衛門参申候、
出拂人足、峠^江猶吉参申候、
十日

一 宗門御改、御請^ニ四ヶ村参申候、
大目付様^江、鯛老連、四ヶ村^ニ而、

一 帳印可致義、被仰付、
無據、宮田渡御役人^江願
内々村^江掃り、一統^江申聞
候而、村方申候ハ、六ヶ村一同
之義候ハ、是悲も無之
由申、帳印致^シ申候、
廣八参り申候、
廿八日

一 右、宮田渡様^ニ而、帳印致^シ、
御役人佐兵衛様、泰助様
願置候義、一ヶ年之

一 所ハ、三月買納之内、差
上可申候由申上候、何分村方
相立候様^ニ、願置申候、右之
所被仰候ハ、何分百姓^ニ、難義
懸候義、不致義被仰候、
廿九日

一 宗門帳拵申候、赤沼^江
客^ニ参申候、
二月朔日

一 房右衛門殿頼、徳帳仕立
懸り申候、
二日

一 三拾六匁九分七厘、穀留入用、御郡中割、御蔵^江上納、
三日
四日

一 宮田渡御役所方、明五日御申付義
有之候間、役人可出御廻状参候、
右六ヶ村、
五日

一 右、参候處、役人^ニ御世話人
同様、御世話可致由、被仰付
候得共、何分御受不仕

差上申候、御書役潤之丞様
御下役安藏様、時次様、則
賜老連宛差上申候、廣八
参り申候、増屋喜七二而認、
御川除御奉行、土橋甫右衛門様、
御肝入政次様、御下役源之介様、
勝弥様、則賜老連宛差

上申候、大和孫兵衛様、右同断
廣八参り申候、

御下役傳右衛門様、御袋様
御不幸御悔而千線二わ
遣し申候、

車屋一札、御蔵立差上申候、

十一日
十二日

宮田渡様之義、六ヶ村
神宮寺弥平次殿方江、

古役太吉、又次郎参、談事
申上候者、何分御世話之
断様、村方一統談事

之上、不得仕趣、申上候處、
又々談事呉候様、被仰候故、

其夜、村寄致し、古役二而百姓
代共二出候様、頼置申候、

何も、六ヶ村一同二而、可申上候様、
相究メ置、帰リ申候、

此日は、房右衛門参申候、

十三日

十四日

土橋左膳様、御留主御見舞、取貝貳百文

十五日

分差上申候、

車屋御連上、差上申候、猶吉参
申候、

宮田渡様、御頼之義、六ヶ村寄合

御扶持米義、御先米然、
四月方、差上可申候義

申上、先、六俵位イ之所二而、
談事、四月方差上可申候、

又々談事致申可出由、被
仰付候、廣八参り申候、

十六日
十七日

宮田渡様、御被頼義、六ヶ村
寄合、都合、五拾俵位之處、

談事致、願置申候、猶吉
又次郎参り申候、

仙壽院様、御死去被遊、依之

御役所江、御悔二参申候、
廣八参申候、

十八日

宮田渡様御頼之義、房右衛門参
富左衛門、惣代参申候、

御一家様御寄、被仰候ハ、村方二而、
御世話人三人、可頼呉候

由、被仰候故、村寄合致候得共、
寄不足故、明十九日昼、寄合
致談事申候、

十九日

右同断義二付、村中
昼寄合致、談事候より、

何分御世話人は、出来不申
候由申上呉候様相究メ申、

依之、村惣代四人入札二而、
相立申候、龜松、富左衛門
太吉、銀次郎落札二而、相頼

申候、此惣代罷出役人差
添、何分御託申談事二、

相究申候、

銀二郎十四枚
太吉十六枚、御座候

龜松十一枚
富左衛門十枚

十九日

急、寄合之節、不参り人
謹し申候談事二相究メ申候、

尤、江戸稼又ハ、病氣杯後家等ハ、
勿論居かゝり、不参人江、
歩米老升謹し、相談相究申候、

其日、不参人二人銀二郎、作五郎也、
廿日

廿一日
宮田渡様御世話人、御頼二付、
申上候義ハ、六ヶ村一同参、

村方談事致、頼候得共、
一向出来不申候間、何分

申訳、御役人佐兵衛様江、
右之話申上候、又々廿四日二、
一度談事上、可申出義

被仰付候故、村寄合致し
候所、前々通出来不申候、

百姓代太吉、銀次郎
役人廣八参り申候、

宗門之義、御渡され
之御廻状参申候、

廿二日

宗門始、御廻状参申候、
十七日方御改、尤二日延三

御座候、
廿三日
廿四日
御宗門御改、小坂御弁當
伺御機嫌、四ヶ村参り
申候、則上帳御内見入
執役場印形、不調法之
義、御内々願上候處、御削り

御直し被下、相濟申候、則
次兵衛殿、大熊共五ヶ村弁
當致、老人分六十七文宛
廣八拂申候、鯛、豆ふ
汁、認め申候、夫方帰り、寺
印取置申候、
宮田渡様、御頼通申訳、
惣代亀松、富左衛門、猶吉
参、又々談事可申上候由
被仰付、帰り申候、

宗門買物、町江紋弥殿参り、
調、帰り申候、
廿五日
御宗門御改、大御奉行
両角惣兵衛様、御下役
潤之丞様、亀三郎様、安蔵様
御三人、御供三人、七人
有賀御泊り、昼御弁當
神宮寺村、高部村御泊り、

御膳向詰盛、鹿御上り、
残り包上候處、夫出方御返し被遊候、
夜分御下役様、御酒差上
申候、廿六日朝、くるみ餅
仕度致候處、早御立故、

不上候、田邊御朝飯御送り
申候、首尾能相濟申候
以上、
廿六日
右同断、宗門三付、入用割
四ヶ村寄、割致し帳面仕立
尤、廻し帳一帳、拵置申候、
則、朝飯、酒出し申候、
廿七日
宗門御奉行様方、御礼
鯛一連宛上、四ヶ村房右衛門
参申候、

おはる、相見え不申候、
御役所申上、宮田渡様、
申上候所、其日岡村はたや
参候様、見出し申候、村中相尋
候故、早速参申候、
廿八日
おはる、見出し候、付、又々
御役所江申候、宮田渡様、
申上候、猶吉参り申候、
宮田渡様、世話御頼、之義
三付、六ヶ村申上候は、村方惣代
太吉、亀松、廣八参、何分
御免願致申候之所、又々
村談事致、三月五日、可出義
被仰付候、
廿九日
晦日
御宮方急、役人揃可参義、仰被遣
候得共、居不合、夕、房右衛門、猶吉
参候得共、十四ヶ村、金子百五拾両
八月、御建前沾拵呉候様、被仰候
由、御座候、

御座候、
三月朔日
真志野、銀次郎家建前、棟上致し申候、
三月朔日
宮田渡様方、役人老人可参候由、
御仰廻状、六ヶ村、村次致申候、
二日
宮田渡様、六ヶ村出、被仰候者、御年
賦金、十五日迄之處、買入上納
之内、六ヶ村、上納可致義被仰出候、
右之義、五日迄、御申上可申候由、
申上置候、
二日
節句御祝義、郡方山中様
牛山様、鶴、松田様、鯛連宛
差上申候、其日穀留入用割、御下ヶ
金、御催促申上候、
工藤様、御引籠御見舞として、
慢重三百文分上候處、何分不納
持帰り候、右、八ヶ村文出、神宮寺、福嶋
北真(志)野、南真志野、大熊、茅野、高部、
申上候、
三日
節句御祝義、宮田渡様、御家老様
、鯛二わ宛、差上申、泰助様、干物一れん
差上申候、
四日
御收納米式俵上申候、
五日
宮田渡様、被仰付之趣、御申訳
房右衛門、銀次郎、富左衛門参申候、
右、六ヶ村揃申上候は、何分御
詫之處、一向、申上候、何々訳
又明日可出義、被仰付畏

- 一 歸り申候、
 六日
 右之義、猶又御託申候、
 猶(吉)、富左衛門、龜松參申候、
 泰助様、被仰候は、世話人^ニ而
 百両、六ヶ村^ニ而百両出し呉候
 様、被仰候故、村方責^ニ致
 咄し置申候、
 一 三ヶ月歩割惣代入札、
 致し、則、又次郎、長次郎
 落札^ニ而、歸り申候、
 七日
 八日
 一 三ヶ月調、歩帳仕立申候、
 惣代又次郎、長次郎參申候、
 宮田渡様、御年賦金、御日
 延^ニ町御藏^江、猶吉參申候、
 六ヶ村揃、役人老人宛參申候、
 九日
 一 歩帳御調、被下御役所
^江、房右衛門參申候、
 十日
 一 神之原村^江、御宝殿材木
 願、談事、山田新田、
 田沢、高部四ヶ村寄
 合申候、願書差上
 一 申談事、十五日定^メ、
 廣八參り申候、
 宮田渡様、甲州搗米
 方、金子式百両借候義、
 御物成之内、百式十俵
 受印可致義、仰付候

- 一 得共、御申訊いたし申候、
 村方談事致申候、
 猶吉參申候、
 十一日
 一 宮田渡様^江參り、六ヶ村一同
 談事致、是悲可致
 印形義、又々村方相
 談致申候、廣八參申候、
 十二日
 一 宮田渡御林境、燒致申候、願參候、
 □□高山被仰付候、格年
 之義、随分用心致し、世話
 被仰付候、茅野願申候、
 一 御藏^江參、穀留用入
 割御催促申上候、尤、
 有賀方、夫^ニ而廻文下筋方
 三澤、駒沢、今井、田屋^ニ而、
 談事、御代官様願出申候、
 御扶持方之義^ハ、四月方
 八月晦日迄之處、御米
 御直段^ニ而、被下候様^ニ、
 御座候故、御催促申上候、
 廣八參申候、
 紺屋運上、御勘定所
^江、差上申候、高山下草燒之義、
 願上申候、
 十三日
 一 川除大御見分、郡方
 山中三郎右衛門様、両角市郎右衛門様、
 五味藤左衛門様、御肝入
 政次様、御下役龜三郎様、
 藤沢様、茅野御朝飯

- 一 御夕飯、
^ニ而、大熊御弁當、文出
 新井、高部両村^ニ而、御茶
 菓子慢重十宛、差
 上申候、大熊村御弁當
 之處^ニ而差上、廣八、猶吉
 歸り申候、
 一 宮田渡様、御頼之義
^ニ付、房右衛門參、六ヶ村
 一同^ニ而談事之上、申上候、
 十二日落
 一 金沢迄川除大見分
 御廻り御機嫌伺、房右衛門
 猶吉參申候、夜入
 歸り申候、金沢^ニ而認^メ
 致し申候、
 右自身出、
 十三日
 一 宮田渡様之義^ニ付、如何
 入用、猶吉、廣八
 十四日御祭礼
 一 御郡中御廻り神宮寺村、御弁當
 組頭又兵衛、榮吉、又次郎出申候、
 御祭礼、御代官様、御代參様
 坂口出迎、御案内致し申候、
 御帰^リ之節も、御武器様不殘
 方々様、坂口^ニ御礼申上候、
 村人足^ニ而、大松明負六人、
 合羽頭二人、歩^キ一人
 宛申候、首尾能相濟申候、
 十五日
 一 川除御禮、猶吉參申候、
 御宝殿材木、願書^ニ而、御役所^江
 四ヶ村、布屋半介方^江寄、談事上

願上申候、弁當認申候、

御山見、吉兵衛様御酒上申候、
御貸方御蔵^三、宮田渡様御年賦
金、御日延^三參候處、又々

一札十七日出し、晦日迄延^三候
様、被仰付候、夜^三入御家老様
^三右之訳申上、何分式ヶ年分
八十壹両ハ、上納可仕義、
申上置候、廣八參申候、

御川除、御見分御礼、猶吉
參申候、

六ヶ村、宮田渡御貸方、御日延
御蔵^三、參候處、漸晦日迄
一札差、御日延、願上置候、

廣八參り申候、矢澤吉兵衛様
布半^三御出合、御酒差上申候、
歸り^三、新兵衛茶屋^三、御酒
素麵喰、七ヶ村割、

其夜御家老様^三、御達^三、又々
十七日^三、一札差、御延可被下候、
十六日

宮

十七日

御貸方御蔵^三、一札役人中
帳印致差、三月晦日迄御日延、
奉願上候、

十八日

貸方、宮田渡様、御勝手向御頼
^三付、惣代太吉、龜松一
惣代參、房右衛門、參候、
御祭礼之節、合羽一ツ

風呂敷包、相見不申候

趣、村順改候所、當村
^三、風呂敷包迄、急度
繼送り申候、

十九日

宮田渡様之義、六ヶ村弥平次殿方^三
寄合談事之義ハ、御年賦金
八拾壹兩、八ヶ年之処、御引請
申度、餘式百七拾七兩候之
義、御免願候処、土橋左膳様
御立腹被成候得、又々廿一日^三
談事之上、可申上義申上、廣八
參、其日ハ、歸り申候、

廿日

宮田渡之義^三付、村中寄合
致し、又々惣代入札致申候、
又次郎、長次郎致し、頼^三申候、
廿一日

右同断之義^三付、房右衛門、
太吉、長次郎參申候
處、留置返不申義、
明日十三日參候人、不殘
可出義、被仰付候得共、宿

江歸り申候、
廿二日

右同断^三付、房右衛門
太吉、長次郎有増御
引受之様申上歸り
申候、

廿三日

廿四日

御役所^三、御中印御扶

持方帳受申候
御蔵^三參、穀留入用割
被下候様、願候、又々
御代官様^三願出、御本丸
^三、御催促申上、何れ^三、
三日中^三は、御座候ト
歸り申候、

宮田渡様、御借金之義
^三付、猶吉、銀次郎、又次郎
參申候、

廿五日

右同断^三付、六ヶ村御借金
式百七拾兩^三、御引請申候、
六ヶ村一同、御證(文)被下置候、
廣八、銀次郎、圓次郎
參申候、村方寄合
廿五日昼寄いたし、
入札^三圓次郎、銀次郎、廣八
歸り申候、

廿六日

三月願御目見へ參候、
御蔵^三、穀留入用御催促、
房右衛門參申候、
廿七

式百七拾七兩、割合
御勘定質米、御
證文御下ヶ之義
^三付、猶吉、太吉
參申候、

廿八日

右同断^三付、宮田
渡^三、參申候、房右衛門、

御勘定質米、御
證文御下ヶ之義
^三付、猶吉、太吉
參申候、

藤吉参申候、

廿九日

晦日

宮田渡、御年賦之義^二付、

御蔵^江上納難出来

御日延願候處、不叶、

六ヶ村之内、三人御差礼

留、其夜村中寄合致、

朔日之朝迄、式拾五両

程出来申候、房右衛門兩人

参申候、

穀留御證文并、願小手

形御中印願、御蔵^江

参申候、廣八参申候、

午四月朔日、八月晦日迄

小手形御扶持米、暮御未

進、御直段、十式俵^二而

六俵七斗八合、代金

五両三朱^下、老奴八分八厘式毛

御請取、廣八参申候、

四月朔日

御蔵^江御年賦金、

廿四兩上納、一村分

房右衛門差上申候、

祝義仕度致申候、

二日 祝義いたし申候、

三日

宮田渡之義^二付、房右衛門

参申候、

四日

宮田渡之義^二付、猶吉

参申候、

五日

右同断^二付、廣八参

申候、夕方町御蔵^江

参申候、

六日

右同断^二付、房右衛門

参申候、銀次郎、太吉参申候、

御蔵^江、廣八参申候、

御蔵^江、猶吉、廣八参、穀留入用割、御催促

申上候所、明日可出仰られ候、明日申候、

七日

宮田渡様之義^二付、今橋^上六ヶ村

寄合、證文御下書被下候^二付、

談事之上、帳印致し申候、

銀次郎、太吉参申候、

町御蔵^江、房右衛門、猶吉参

穀留御催促致し申候、

被仰付、帰り申候、

八日

右^二付、御蔵^江催促申上候得共、

東御蔵^江、御勘定無之様、被仰候

尤早朝御宅^江参、手土産差上、

宇津、茶半斤、鯛添、惣代又次郎

廣八参申候、明九日^二は、御調

御役所^江、御達被遊候旨、被仰候

其日帰り申候、

商御運上札、差上、則上納

致相済申候、

九日

御蔵^江猶吉、御催促^二参、

申候、宮田渡御借金

寄合、入用御調方^江、差上

請申候、

十日

宮田渡、御證(文)御渡^レ

被成候、

十一日

高山下茅野改^二而、

下草焼申候、

御宝殿材木取候、

十日晩神之原御泊、

十一日山入被成候、

高山下草焼申候、

十二日

御宝殿材木、伐削

^二付、御奉行矢澤吉兵衛様

小買物、忠次郎様

御詰、御見舞として

強飯式升入、にしめ

重箱老ッ、酒式升

持参^二而、猶吉参、

歩人足老人連参

申候、尤酒之義^二ハ、

神之原吉次殿、山^二而

差上呉候故、伐料^二而

相済申候、小屋道

具かけ人足分渡^レ

切頼、縄、藁占頼、

申候、尚又、杣木取之分

不残頼^二申候、尤神之原

村方、此^二而致呉候様

^二而、渡し申候、

出し人足之義、毎度

廿四人宛参候故、其

積^二而、柳沢村

作左衛門殿、請度參候
故、猶吉又老人^三付
式百文宛^三相渡し、
申候、尤村中談事
之上^三御座候、猶吉
磯吉參申候、

十三日

宮田渡御借金、御賄金
御日延^三六ヶ村役人、
廣八參申候、百姓方
^三貸不申故と御聞
入無御座候、其日談事
^二而、甲州搗米金
烏帽子龜吉殿方
六ヶ村、十四日參、金
子借度、頼^三參、相談
^二而、參申候、
烏帽子村^江、藤吉參、五ヶ村^二而
十四日

十四日

酒六樽、守屋主殿様、御賀土産、村^江被下、
宮田渡様、御借金之義^二付、
同四樽、御同所方、若者^江被下、賀土産被下、
十五日

穀留入用割、御催促
御藏^江廣八參申候、
殿様御乗出御座候、御祝義申上候
郡方様、御代官様、鰯^二連宛差上申候、

十六日

穀留入用割、御催促
參申候、廣八參申候、
御宝殿、材木出、御宮^江届ケ申候、
尤、柳沢^江渡し切御座候、

十七日

右同断、兩日出し、
御川除大奉行、五味藤左衛門様、
御肝入政次様、御足輕源之助様、
勝弥様、孫右衛門様、下馬沢
土手、御川除被下候、
宮田渡六ヶ村寄、房右衛門參申候、
十八日

十八日

右同断^三付、宮田渡惣^三郎殿方^江
寄合、六ヶ村御借方引受、
所々^江言訳参り、江音寺御引込
いたし申候、廣八、房右衛門參申候、
惣代長次郎、太吉出申候、
穀留入用割金、御藏方
式拾七兩^下四百拾文^上
御下ケ被下御請申候、尤入用割
村分三十六匁九分七厘、高部村分、引
残^テ、廿六兩壹匁三朱^下式百四拾三文

御藏方受取申候、
十九日

十九日

宮田渡様之義^三付、猶吉
惣代龜松參申候、
村、貸借金勘定致し、
房右衛門、長次郎調申候、
老度認^メ致し申候、
五人分
四月十四日
酒老樽、鯉式本守屋主殿様
御養子、御祝義之節、村方進上致し候
四月十四日
鯉式本、若者方御同所^江
御祝義上申候、
十八日晚

守ヤ様方、被下候酒、村中寄合
吞、豆腐一かた、肴^二而、
披^キ申候、菓子式朱村中
くはり申候
酒老駄若^イ物^江、被下候、
右^江、鯉式本進上致し候、

廿日

穀留入用金、御下ケ^ニ付、
右^三付、方々様^江御札
申上候義、房右衛門、廣八
町^江參、
郡方様、鰯老連宛、差上申候、
御代官様^江、土佐節^三本上ケ、
馬場弥八郎様へ、土佐節^三本上ケ、
守矢様、工藤様^江箱菓子上ケ、
米見嶋藏殿^江、土佐節^二ツ、
小平清左衛門様^江、式朱上ケ、
町宿増喜^江、此分拂申候、
駒沢、三澤、今井、有賀、大池、
高部、六ヶ村寄、割致し候、
御札相済申候、

廿一日

穀留村方、入用割
惣代武八、役人^二而、
諸勘定致し申候、尤金子
諸入用引残^テ、
式拾兩式朱^下式匁五分五厘六毛
右、残り金也、村貸置申候、
惣^メ三拾老兩壹分式朱^下
式匁壹分七厘五毛
内
諸拂、拾老兩三朱^上三匁三分三厘四毛

未四月廿一日 錢三文也、
 三兩、房右衛門方、借入置申候、
 同
 三分老朱、四分三厘九毛、村方借置申候、
 四月廿一日
 御宝殿材木相届ケ、
 右、御礼
 餅米式升、御覽 矢澤吉兵衛様、
 同式升、小鯛 中金子村忠次様

小豆式升、守矢主殿様、
 同断、矢嶋左京様、
 同断、原五左衛門様、
 鯛老連、宮御代官様、
 鯛 郡方様、
 同断、御方々様、
 右、神之原、山田、田沢、高部
 四ヶ村役人^二、御礼相濟
 申候、猶吉參申候、
 材木、届渡、廿四人分
 耆人^二付、式百文四貫八百文
 柳沢作左衛門^江、拂申候、
 宮田渡様御借金、江音寺^江
 兩村^二御引受候、
 神宮寺村、久三郎殿^二御頼
 五月十五日迄、御日延
 奉願候、則、印形致置申候、
 廿二日
 宮田渡様、搗米金之義、
 烏帽子龜吉殿、參候^二付、
 役人耆人宛町^江、可出由
 被仰候^二付、

御勘定帳内見入、五左衛門様^江、上申候、
 廿三日
 早朝廣八
 町^江、參、萬ヤ甚左衛門殿方^江、
 甲州搗米、隱居様^并、
 烏帽子龜吉被參候^二付、
 六ヶ村役人、耆人宛被參申候、
 其日は、對面不致
 舟遊參致候^二付、其夜
 萬ヤ^二泊り、廿四日御家老様
 御出張、御相談之上、龜吉^江、
 對面致候、金子式百兩は、
 貸與候様、被申候、尤萩原権介様
 御印鑑被下候様、六ヶ村^二願^二參
 申候、漸々廿(四) 日夕方廣八
 帰^り申候、
 廿五日
 御川除御礼、御役所^江參、
 申候、御上役五味藤左衛門様
 御肝入
 御下役四人様^江、鯛代^二、
 式百文、葉原源之助様方^江、
 上申候、尤、和田勝弥様^二御内々
 申上置候、廣八參申候、
 廿六日
 御新座鋪様、御分米
 買納可致義、嚴敷
 被仰候故、御日延奉願上候、
 廿七日
 御勘定帳、仕立申候、
 廿八日
 廿九日
 御新座鋪様、御分米之内
 金子三兩差上申候、則、

御家老様^江、
 五月朔日
 御作事屋御用調上、御
 廻状被下、義兵衛、廣八
 宛^り候故、房右衛門、廣八兩參
 申訳致^し候、宿町^二認^ス、
 其日、芝居見物、致^し申候、
 二日
 三日
 四日
 歩割御役所^江、宮田渡御借金
 入用調、御改受帳差上申候、
 猶吉參申候、
 節句御礼^二郡方様、御
 代官様^江、鯛老連宛、差上、
 入山口^明、順達申遣^し候、五日節^ら八日
 前、明定取究^ス、
 五日
 宮田渡様^江、節句御祝義
 申上、干たら式枚差
 上申候、御家老様鯛
 泰助様、鯛、干物無御座候、
 若旦那様、初御節句^二付、
 酒式升干肴掛、御祝義
 申上候、役人三人勘定
 いたし申候、
 岡村御中間様、御觸御用
^三付、夜喰御認^ス、被成候、
 右、原幸左衛門様也、
 米見嶋藏様^江、穀留御礼、三人參候、
 鯉節^二上申候、
 六日

御家老様^江、
 五月朔日
 御作事屋御用調上、御
 廻状被下、義兵衛、廣八
 宛^り候故、房右衛門、廣八兩參
 申訳致^し候、宿町^二認^ス、
 其日、芝居見物、致^し申候、
 二日
 三日
 四日
 歩割御役所^江、宮田渡御借金
 入用調、御改受帳差上申候、
 猶吉參申候、
 節句御礼^二郡方様、御
 代官様^江、鯛老連宛、差上、
 入山口^明、順達申遣^し候、五日節^ら八日
 前、明定取究^ス、
 五日
 宮田渡様^江、節句御祝義
 申上、干たら式枚差
 上申候、御家老様鯛
 泰助様、鯛、干物無御座候、
 若旦那様、初御節句^二付、
 酒式升干肴掛、御祝義
 申上候、役人三人勘定
 いたし申候、
 岡村御中間様、御觸御用
^三付、夜喰御認^ス、被成候、
 右、原幸左衛門様也、
 米見嶋藏様^江、穀留御礼、三人參候、
 鯉節^二上申候、
 六日

一 右之義 神宮寺村久三郎殿
 方歩キ、又次郎遣シ申候
 役人可参候處、金三付鑿
 所々江参候故、以歩申上候
 何分金借入上度義
 御座候間、御承知可申候、

一 馬場山口明申候、田うへも、
 始リ申候、宮田渡御借金
 江音寺江、段々久三郎殿、源介殿
 頼書付、遣シ置十五日追之
 日延故、猶、久三郎殿方江、江音
 寺、法華寺、御催促、何分
 義定通リ、十五日ハ急度
 返済可致義、日延不叶
 夫共、地質入可申候由、被申候、
 其段相役中、咄シ致候所
 十三日晚村中寄合、相談
 可致義、申帰リ候、

十三日

一 右之金子、有賀村江音寺様江、
 宮田渡村、又兵衛殿、宗三郎殿兩人
 高部村猶吉、廣八、四人ニ而、
 江音寺江、返済致シ申候、
 右、拾兩宮田渡、拾五兩、高部村
 利分差添、返済致證文
 取戻シ申候、
 久三郎殿方江、酒切手ニ而式朱
 礼致シ申候、法華寺、源介殿
 方江も、一札申候、萬ヤ而ニ
 弁當認メ申候、右兩村ニ割、
 夕方帰リ申候、
 搗米小林小太郎殿方、金子
 式百文借呉候様、烏帽子村
 龜吉殿、町江参、御家老様
 御出張、御對段之上、證文認メ

十五日

一 御未進御催促、北久保
 矢嶋富右衛門、御日延願
 致御帰リ被成候
 廿日
 廿一日
 廿二日
 廿三日
 御宮御普請ニ付、久三郎殿

一 天龍切廣メ入用割、穀留
 入用割、御郡中わり
 寄帳仕立、御改メ請帳
 惣代、武八役人三人ニ而
 割致シ申候、
 五匁七分毫厘八毛、天龍割
 元利
 三十七匁七分四厘
 右之割致シ申候、
 廿日

一 下之諏方、馬場弥八郎様江、
 穀留御礼ニ、廣八参申候、
 鯉節式ニ上申候、地藏寺
 佛供七袋上申候、
 十一日
 馬場山口明候義、御家老様

十二日

一 右之金子之義ニ付、安国寺村
 惣左衛門殿方江、御無心申候所、
 難出来申候得共、押而、御
 無心申候、聞入呉候而、出来申候
 則、夕ニ太吉、廣八借ニ参申候、
 金子拾六兩式分、借入、尤月
 老割ニ而約束致シ、請取参申候、
 直ニ返、出来不申候ハ、十月
 廿日迄ニは、急度御返シ可被下候
 由、被申候、
 十五日
 金、式百兩御借入、相究メ申候
 則、御世話人十式人、印形揃、又
 六ヶ村役人、印形持参ニ而、可参由、
 被仰付候、
 十六日
 右之義ニ付、六ヶ村江、御觸御廻状
 参申候、
 十七日
 右之義ニ付、搗米方借入
 金證文、印形之談

九日

猶又、又兵衛殿方、申遣シ候ハ、
 金子出来候ハ、一同御借
 可申候由申遣シ申候、
 田うへ差掛リ候故、晚ニ寄
 合、村中談事之上、金
 拵候義ニ御座候、
 十四日

事、則式百兩借入相究申候、
 房右衛門参申候、
 町江、廣八参申候、井手様御茶被下候
 十八日
 十九日

方、拾六ヶ村寄合、御宮建前、八月之積り故、金子遣し候趣、百五十兩宛、尤扶持米、十四ヶ村^ニ遣し、御相談相究^ス、廿五日、矢ヶ崎村^方向方下筋、手分致候、勸化致候義、相究申候、
 廿四日
 廿五日
 御宮勸化、下之諏訪村々^江十四ヶ村役人、手分致し神宮寺村久三郎、伊左衛門、廣八、新井嘉右衛門、宮田渡宗三郎、五人^ニ、小坂、花岡、橋原、岡谷十六ひ、今井六ヶ村役所^江、酒老樽宛
 進上致し頼廻り申候、
 外^ニ濱、東山田、其外村々^江八、源介殿、八右衛門差添、七人^ニ廻り、駒沢、鮎澤、三沢^{之方}^江、数右衛門差添、五人^ニ、廻り申候、右、東堀落合之約束
 致候得共、夕^ニ相成候故、下之諏方^ニ泊り、廿六日帰り申候、
 廿六日
 御堂垣外村之内、寶淨殿十王堂再建^ニ付、造作勸化帳持参^ニ、役人名面不残、世話人名面不残揃、帳初致候儀、被申候得共、所々呉行、かわり之義存候故、神宮寺村久三郎殿と、談事合、其上相役、相談之上、帳初^メ致し申候、

右、世話人、御堂垣外村嘉右衛門殿、茂左衛門殿兩人
 参、風呂敷扇子、手土産^ニ、被頼申候、
 金子老分、高部村名主
 右、式朱之所、帳初^メ故、過分附被下候様、被頼申候^ニ付、印申候、
 老朱寄附、高部村
 老朱寄附、御宮御勸化之内^ニ遣し申候、
 二口^メ式朱之施主^ニ御座候、其余は、世話人頼故、帳^江印遣し申候、
 廿七日
 宮田渡様、搗米、小林小太郎殿^方、式百兩借入金参候^ニ付、六ヶ村役人、惣代二人宛寄合参申候、御世話人御一家様方、御寄被成候、圓次郎、猶吉参り申候、

井手宗順様、御出被下候、手前御迎ひ、送り致し申候、
 村日待致し、夕飯拵白米、老斗、豆腐^キ、茶、饅頭、上置^ニ餘り酒、三升買入、祝ひ明廿八日^方、両社参初^メ、もりくし^ニ、勝右衛門當り候、
 廿八日
 宮田渡^ニ、世話人^江證文出し

置、印形致し申候、
 則、金割合致し申候、
 御宝殿材木御見分、御宮^ニ、相済申候、
 猶吉参、四ヶ村参候、
 廿九日
 金子、拾六両式分借金、安国寺村惣左衛門殿^江、御返済致し申候、則、利足
 九匁九分、遣し、返済致し申候、右廣八、太吉兩人参、相済申候、
 晦日
 六月朔日
 宮田渡様、御勘定差上申候、御同所之義^ニ付、六ヶ村高部村薬師堂^江寄、割致し申候、口々^江、御返済致し申候、又々八月上納、三百式拾兩利金廿八兩、又無尺方十五六兩之所、拂残し金、村々^ニ割合預り置申候、
 四拾兩借入之節、預り金、高部村分

内拂分、
 拾六両三分式朱、式匁五分五厘、右は、江音寺利金、村時借之利拂分引、
 差引而
 式拾三兩老朱、老匁式分、有金内、三分丸山新田^江割合下遣し申候、引残而

- 一 式拾貳両壹分壹朱ト壹匁式分、預り置申候、右は、高部村預り金ニ御座候、御勘定帳、御世話人、又左衛門様上ケ申候
- 二 二日
- 三 三日
- 一 何右衛門様、宮田渡御借_ニ付、質米御催促、御家老様_江、百々_ニ而參、泰助様御_相拶被成候
- 四 四日
- 五 五日
- 一 田沢、丸山、神之原役人衆立寄申候、金子割、又々調置申候
- 五 五日
- 六 六日
- 一 三ヶ月調致し申候、惣代又次郎、長次郎、役人三人、歩_キ富左衛門六人認_メ、宮田渡様、御借金_ニ付、村惣代出日、歩米_并、弁當代御調受、書上申候、_并 御宝殿材木出し人足、古役房右衛門、古帳扣見出し候所、泊_メ式人宛、老_人ニ付四升役義、四拾八人、数_ハ三石八斗四升、御調方_江書上申候、
- 一 三ヶ月調夕間迄、致し候_ニ付、夕飯六人認_メ
- 七 七日
- 八 八日
- 九 九日

- 一 高山金毘羅様御祭り、村中參詣致、酒_三升かつらもみ大根、味噌合_ニ而、肴_ニ致し、御造酒披_キ申候、
- 十一 十一日
- 十二 十二日
- 十三 十三日
- 十四 十四日
- 十五 十五日
- 十六 十六日
- 一 六ヶ村_ニ御勘定_ニ而、御年賦一年分、押可被下度、段々願置候
- 所、何分不殘勘定差上可申候義、被仰付、則差上申候、尤、其節願置候義ハ、御年賦金、出_レ越之_分、御利足_并搗米借金入用、御收納米_ニ而、御下ケ被下候様、御家老様、御仰付られ候、右、六ヶ村御請申候、廣八參申候、
- 十六 十六日
- 十七 十七日
- 一 御家老様、御病氣
- 一 右同断、夕方御悔_ニ、房右衛門、廣八參_リ申候、
- 十八 十八日
- 一 右同断_ニ御葬送_ニ付、村中御見舞、御役

- 一 義人足、式人宛、其外出拂町御寺送り、駕籠四人、道具持共、六人送り申候、
- 一 氣多茶老斤御遣_リ物、十九日
- 廿 廿日
- 一 虫祭り致し、村中寄_合、定式之通_リ致し、
- 一 如法院様、御頼大札四枚、小札百枚、定式御礼酒五盃
- 一 紙老量之錢式百文上_ル、尤、嶋屋武兵衛殿_方、廻_ニ而取遣し申候、村中之祝_ヒ酒、三升肴百、式拾四文位_メ、溜_リ、酢、大根おろし、薪_式わ、茶_三合、勸金寄候談事、相究_メ申候、下之諏方勸化之咄_レいたし、近村振合_ニ、可致候談事也、
- 廿一 廿一日
- 廿二 廿二日
- 廿三 廿三日
- 一 宮田渡様、春日様御祭り、例年之通_リ、酒_式升干物差上申候、御酒、こわい頂戴仕候、役人猶吉參申候、
- 一 松本_江參_リ、廣八
- 廿四 廿四日
- 廿五 廿五日
- 一 六ヶ村、買納皆済可致候義、兼々被仰付、尤御年賦金、老_ケ年押申度義、申上候得共、申年_方、利分御下ケ被下候義、御役人様_方、慥_ニ被仰付置申候、依之、買納金皆済仕候、

- 一 三ヶ月調致し申候、惣代又次郎、長次郎、役人三人、歩_キ富左衛門六人認_メ、宮田渡様、御借金_ニ付、村惣代出日、歩米_并、弁當代御調受、書上申候、_并 御宝殿材木出し人足、古役房右衛門、古帳扣見出し候所、泊_メ式人宛、老_人ニ付四升役義、四拾八人、数_ハ三石八斗四升、御調方_江書上申候、
- 一 三ヶ月調夕間迄、致し候_ニ付、夕飯六人認_メ
- 七 七日
- 八 八日
- 九 九日

- 一 高山金毘羅様御祭り、村中參詣致、酒_三升かつらもみ大根、味噌合_ニ而、肴_ニ致し、御造酒披_キ申候、
- 十一 十一日
- 十二 十二日
- 十三 十三日
- 十四 十四日
- 十五 十五日
- 十六 十六日
- 一 六ヶ村_ニ御勘定_ニ而、御年賦一年分、押可被下度、段々願置候
- 所、何分不殘勘定差上可申候義、被仰付、則差上申候、尤、其節願置候義ハ、御年賦金、出_レ越之_分、御利足_并搗米借金入用、御收納米_ニ而、御下ケ被下候様、御家老様、御仰付られ候、右、六ヶ村御請申候、廣八參申候、
- 十六 十六日
- 十七 十七日
- 一 御家老様、御病氣
- 一 右同断、夕方御悔_ニ、房右衛門、廣八參_リ申候、
- 十八 十八日
- 一 右同断_ニ御葬送_ニ付、村中御見舞、御役

廿六日
廿七日
廿八日
廿九日

御郡奉行様、御本役
牛山彦左衛門様、諏訪右近様
御役御祝義、廣八参申候、暑氣
御見舞、鰯志連宛、四連
差上申候、御代官様^江志連
差上申候、

宮田渡様^江、暑氣御見舞
切餅、老重志升入、差上申候
御家老様^江、御日永見舞
并、暑氣御見舞共^三、砂糖
生姜漬、百五十文分、差上申候、
干物志連、矢嶋泰助様^江上申候、
廣八、猶吉参申候、

晦日
所々盜賊来り候故、
御廻り、御足輕様御三人
御出敵敷心付、可申候様
被仰、御茶菓子出候、
□□□二人、御連被成候、

七月朔日

御寶殿材木、御役義
入用割、神之原村^江、五ヶ村
寄合、割致し申候、役人物代
而又次郎、太吉参申候、名主
元^三、差合御座候^三付、兩人参
申候、尤卯年割帳預ヶ置候
分、持参致し申候、

二日

三日
四日
五日
六日
七日

宮田渡様、節句御礼、鰯志連
御家老様、泰助様、同断
盆礼共^三、房右衛門、猶吉参申候、

八日
郡方様、御役所^江、御廻状被下
上金子、宮田渡、高部、安国寺、中河原、新井

役人老人宛、可参候^三付、
房右衛門参申候、奥女中
御詮議、六ヶ村御呼出、御尋候
村方精々致、差上可申候由、
給金之義、貳両、扶持米四俵
茶料老月百文宛、被下候義
御座候、尤、着物等匳物
ニ而も、よろしく御座候、被仰
候、

はけいとう、詮義致可遣候
義、被仰付候、両用共御座なく
候義、申上候、

九日
十日

御廻り、御奉行様
古田小兵衛様、御添役、御足輕様
御兩人、下役老人参、
盜賊入込、用心敵敷、被
仰付候、万事村方無落
心付可申候様、御廻り^三而
被仰候、

御茶菓子、餅三十、弥平次^江
砂糖三十式文、取寄
差上申候、

虫祭り相談致し、殊之外
虫出来候故、又々致し申候、
御蔵方御仕法書巻物
御郡中廻り、写し置申候、
十一日

虫祭り致し申候、尤、村中
ニ而、追申候、相本^三而酒
三升吞、肴鮫百

五六十文、溜り十六
はい、薪式わ
如法院様、御初尾

貳百文、紙志疊上
大札被下候、
貳百文、子供^三菓子
呉申候、
十二日

再、虫祭り願、御調御役所
明不申候故、諏訪民之進様
御宅^江参、願上候所、御聞濟
被下、定式入用之わり
を不過候様、被仰付、猶又
郡方御役所^江、可願上義被仰
付候、則、御役所^江、願上候所
被仰付候、

御下女中、御詮義被仰付候
所、村方聞合仕候所、

無御座候義、申上候、
盆御祝義、御礼、郡方様
二ヶ所、御代官様^江、鰯志連

宛差上申候、廣八參申候、御目附様、御足輕様、御兩人御出、□□□老人參申候、

右は、平兵衛方、他所者宿致候由、役人共見廻り、

左様事無之様、可致候、若右様義、御座候ハ、踏込詮義致候間、左様心得可申候義、被仰付申候、

右ニ付、嚴申渡し申候、

十三日

殊之外、日てりニ御座候、

十五日

十六日

十七日

薬師堂ぞうし、草取歩キ并、人足老人ニ致し申候、

十八日

薬師やきめし仕度歩キ太吉

人足式人宛、富左衛門、乙松出、

餅米式斗、白米式斗、薪十四わ、

茶二合、小豆五升太吉出、嶋屋

百文ニ付九合
一升代百一十文

義兵衛方、返ニ取、

村定ニ而、差合之家江も、遣し申候、尤

茶や火ニ而拵申候、

御射山御小屋道具、割付、村中江觸

申候、とは八枚宛申候、

とは出し人数

右同断之節

圓次郎

銀次郎

又次郎

龜松

幸左衛門 長八

富左衛門

源左衛門

中河原ニ出火、太四朗ニ軒焼、夜八ツ時分出拂、下組役人、猶吉參申候、

十九日

例年薬師祭り、やきめし

数、百八十三、重箱二重、両家江遣し申候、若い者頭、入札老年

替リニ致し申候、

両米四斗之内ニ而、老升部(歩)人足

朝飯認々、定式ニ御座候、

薬師堂ニ而、酒式升、肴ウり

三本味噌ニ而、吞申候、若い者

頭、入札圓次郎、松治郎へ、落札相也候、

天気よろしく、難(有)御座候、

峠追拂、追川村弥市

御足輕山岡源内様、金子保蔵様

御兩人、□□□二人、御泊り

御上江、四百文上ケ、□□□江三百文

遣し、御止御帰り被成候、□□□も帰り申候、

御菓子百文、御二人り、差上申候、

廿一日

廿二日

用事有之候間、役人老人御屋鋪江可参候以上、

高部村方五ヶ村

三俵御先米 高部村

右は、内式俵御射山御用、横内

車屋孫左衛門江、附送り可申候、

廿三日

廿四日

御射山御小屋掛、御奉行様
金子宇源次様、御出合、羽持兼
役人之内、猶吉參申候、

廿四日

宮田渡様、御神樂所、金

御利足、廿五日迄、上納被仰付

ニ付、御日延願、六ヶ村朝方

談事致候得共、役人ニ而、

山田又吉様江、御日延可参義

被仰付、田沢仲右衛門様、神之原吉五郎、

高部廣八候所、又吉御上不申、

其段申上候得は、又々四日ニ六ヶ村

高部村寄合、談事之上、

八日迄は、何分難出来申上候、

房右衛門參申候、

原山御小屋掛定日

竹切人足老人、尤廿三日

夕方切、扶持方老升并、御手形

請取置、四日參申候、又次郎參申候、

廿五日

風祭り致し申候義、觸置

申候、

廿三日、山田又吉様江参節、田沢、高部

神之原役人、夕方新兵衛茶や

ニ、認致し申候、

廿五日

風祭り致し申候、例式祝ひ向

役人三人、酒ニ而祝ひ、代菓子

百文分、福松殿方、

廿六日

御射山登り祭り、宮田渡様御出

之節、坂口ニ而、役人御出迎

御下り廿九日、兩日出向、定式ニ御

座候、

七月廿六日御登之義 御宛、馬老疋 高部村
右は、御引馬、御射山御祭禮

同日

一 同老疋、村傳馬御荷物附送、原山迄

一 人足四人御宛、御同所江、御神名持

一 詰人足、六日方九日迄、村宛

一 定式御座候

廿九日

一 馬老疋 高部村

一 右は、同断ニ付、御下り馬御宛

廿九日

一 同村傳馬老疋、御荷物附下り、村宛也

廿七日祭

一 原山御小屋、伺御機嫌参申候

一 例式團んこ、老升上ケ申、廣八参申候

一 尤、旦那様、御出無御座候

同日

一 御郡中御廻り、被仰付、神宮寺村江

一 御泊り、村々参申候、組頭栄吉

一 大吉参候

廿八日

一 猶吉退役願叶、入札参申候

一 三浦様若旦那、御死去御悔、清明香

一 房右衛門参申候、三わ上ケ申候

廿九日

一 宮田渡様、御射山御下り

一 坂口御出迎ひ、役人

一 参申候

一 年寄入札金井友作様

一 上申候

一 御宮勸金、山連中江

一 遣し残りハ、申四月

一 迄、残り借入申候

一 栄吉殿、老両式分

一 右借用返済致し

一 利分式朱添申候

廿九日

一 入札、年寄村中 宮田渡

一 御役所方、御印札被下

一 則、認メ差上申候

一 閏七月朔日

一 年寄札、高札ニ付

一 宮田渡御役所方、長次郎江

一 被仰付候、則、房右衛門、長次郎

一 を召連参、御請仕候

一 右、御請礼而

二日

一 年寄役、替り之節

一 長次郎ヲ連、御請ニ房右衛門

一 参申候、郡方様、御代官様

一 江 鰯老連宛、差上申候

一 宮田渡御屋鋪様、鰯老連、御家老様江

一 同断、其節干物、無御座候故、泰介様、友作様

一 嘉蔵様、佐兵衛様江、鰯上申候

三日

一 四日

一 陽気よろしく候故

一 五日ニ祭り致し候様、村中觸候

五日

一 六日

一 五日

一 六日

七日

一 御宮御普請、八月建前

一 ニ付、十六ヶ村、神宮寺源介

一 方江寄、談事致し申候

一 長次郎参申候

七日

一 御作事屋江、助之丞御宛

一 被下候所、遠方参候故、御申

一 訳、桑原山、御糺子土蔵

一 御両所御宛、両方廣八参り申候

八日

一 九日

一 熱田御師参申候、片倉村方

一 人足老人送り参、帳面ニは、

一 拾疋と印、申候得共、初尾五十文

一 遣し申候、外ニ勸進御修復

一 料而拾式文遣し、人足老人附送り申候

十日

一 式百十日、天気よろしく候

一 田沢角力御座候

十一日

一 十二日

一 宮田渡様、石、うとう沢方

一 二ツ計り、御取被成候由、御断

一 被成候

十三日

一 磯並御宮、社壇之上ニ

一 乞食倒れ、臥居候ニ付

一 御役所江願出、則、御出役

一 新村半蔵、御出御改メ

一 被成、尤御書上申候は

一 御役所町江、長次郎参申候

一 木綿古單物 一ツ

一 木綿古帯 一ツ

一 木綿白袋 一ツ
一 内、白米少々有之
一 古椀 一ツ
一 こり 一ツ
一 内、墨少々、古筆有之

五品

一 右之通りニ御座候、
高山腰、字名、こふろニ仕舞申候、
右一札、新村半蔵様差上申候、
十四日

一 半蔵様御一同ニ、御役所
申上候一札、御加筆被下候
則、差上候、廣八参相濟申候、
磯並御宮取片付、地形

一 五右衛門様、堀土入替人足
神領村ニ、拾五人出申候、
御奉行山口磐蔵様
御出、御弁當御酒差上申候、
役人、歩キ同断認、

安国寺村 役人

高部村

一 御役人中様
例年之通り、明後十九日、小飼峠
道作りいたし候間、左之村々
銘々鋏、もつこ、加持、御持参
峯境六ツ半時、相詰候様

御申付、可被下候、當年は、
別而、大雨故ニ、道荒候ニ付、右
御心得ニ、御頼ニ申候以上、

閏 七月十七日 式人 高部村
右御村々

御役人衆中様
追而、廻文早速御順達、人足
無違御廻し可下候、見留り村々、御返し
可被下候、尤、雨天日送り仕候、以上、
十五日

一 大熊村、狂言御座、両日也、
十六日

一 菊池八郎様方、御廻状、参
申候、
十七日

一 江戸五ヶ年季、願上置
年季明、御目見ニ参候、
卯年方、未年迄、芳松、忠助
善藏三人連、房右衛門
参申候、
十八日

一 殿様御着城被遊候、尤
此度は、五千石御順見被遊
候ニ付、上州通り上田方、浦
野、保福寺通、御出馬ニ、
閏七月十一日、江戸御出立ニ、神田
御泊り、村々御小休被遊、御弁當
牛伏寺、赤木御泊り、夫方
十九日御弁當、下之諏訪ニ、
御着城被遊候、御出迎之義ハ、
湯之脇石割場ニ、先例
之通り、西筋村々役人
揃居、申上候、尤、東筋も
同場所江御座候、七ッ過ニ候、
夫方、町宿江帰り、鯛三連持参
ニ、郡方半山彦左衛門様、諏方左近様
御代官松田源左衛門様、御三ヶ所、村
御役所、御祝義一統

一 申上、首尾能相濟申候、
廣八、房右衛門、長次郎役人三人
参申候、夫方町宿ニ、
夕飯認、御酒被下、有賀村、
福嶋村、御目見江之方々と、
一同被下、其日も、早朝参
昼飯認、湯之脇ニもち
田楽ニ、七拾式文廣八拂申候、
十八日夕、御長柄組岩波藤左衛門様
御認、御出被成、御扶持方米
被下候、御茶間御用御觸
西筋御遣イ之節、夕飯御認、
殿様御帰城之節、宮田渡様
御供人足、茂十宛

一 候所、朝六ツ半時分相成候
故、宛替松二郎遣し申候、
役人可参由、被仰役人三人
御帰城御出迎参候故
彼是、佐兵衛門様、御廻被
仰、則、宮田渡村役人衆

一 御頼ニ託致し、漸々
廿二日朝、御免御座候、
右、御礼酒ニ升上ケ、
宮田村、御礼ニ升遣し申候、
相濟申候、
廿日
廿一日

一 神宮寺村ニ、狂言御座候、
若イ者ニ老分、村役人ニ、
老分宛遣し申候、
尤、棧敷江酒ニ升海老
もらい申、若イ物

尤、廿二日、三日御座候

廿二日

廿三日

神宮寺村狂言、村役人

壹分遣、酒老升五合程

棧敷^江呉申候

廿四日

西御丸姫君様、御誕生、御名^ニ

千恵姫様^ヲ、奉称候、下々迄

御同名替可申候、被仰渡候、

御廻状参候

廻文

致

明後廿六日、杖突峠道^ヲ

候間、左之通^リ人足、鍬、かぢ

持参^ニ、六ツ半時参候様、御申

付被遣可被下候、以上、

未閏七月廿四日 高部村 役人

馬持不残

五人 神宮寺村

五人 宮田渡村

拾式人 上金子村

五人 中金子村

五人 福嶋村

五人 赤沼村

式人 飯嶋村

式人 新井村

式人 中河原村

式人 安国寺村

式人 小町屋村

右村々

御役人衆中

追而、廻文早々、御順達可被下候

見留^リ御村々、御返^シ可被下、以上、

廿五日

御川除御見分、五味藤左衛門様、

御肝入政次様、勝弥様、

源之介様、孫次様、御仲間

増吉様、安国寺御朝飯

姫宮土手^ヲ、御案内

廣八^ニ致^シ申候、

尤、御不審分成共

不出由、被仰小川^ニ橋

無御座、こまり入申候、

御茶菓^ニ、神宮寺

村役元^ニ、御菓子差上

申上、一匁六厘五分宛

茅野山木^ヲ、取寄

差上申候、此度は、御普

請不受仕舞申候、

御賄金、式十五両、六ヶ村

^ニ、上納致^シ申候、長次郎

参申候、

八両老分^下式匁、何程高部村割

老分^下式匁何程分、長次郎出置申候

右之割、内、四両御宮之分、

宮田渡、惣^ニ殿^江遣^シ、別^ニ

御上納、御宮^ニ被^ニ成分、遣^シ申候、

廿六日

峠道、作^リ致^シ申候、十二ヶ村^方

廻文之通^リ、参申候、

役人廣八、参申候、

廿七日

御賄様^江、宮田渡御借金

神樂殿分、御利足式拾

四兩上納致^シ候、尤、四兩八、

御造營^方、御上納之分

上、兩方^ニ、^ハ式拾八兩、六ヶ村^方

出^シ、上納相濟申候、廣八

参、増屋^七殿^ニ、弁當

認^ス、高部、丸山、神之原、三ヶ村

参申候、右弁當、北久保

田沢不参候故、五ッわり

宮田渡^ニ付^ハ、大熊、宮方

^江、金遣^シ候故、除申候、

菓師入佛御座候

廿九日

法華寺薬師堂、入佛見舞

且中一統^ニ、御祝義式朱

遣^シ申候、老人^ニ付、五十四文宛

遣^シ申候、

峠追拂、小坂龜次也、河西佐右衛門様、

櫓忠次様、御出之節、御泊^リ

代、四百文上申候、

則、□□□二人二百文

遣^シ申候、麻綿買上納

金、三分式朱、房右衛門出置申候、

八月朔日

一 両社御禮参、村中致^シ申候、

八田屋^江、礼式百文遣^シ申候、

二日

峠^方、他所出穀御留

被^レ仰付^レ御役所^方候

他所直段等、聞合若附

遣^シ候者、有^レ候^ハ、訴

可出候義、口々不残

御役所^ニ、嚴敷被仰付候、

此節、米直段十兩^ニ付、十六、七俵

位^二御座候、則、長次郎
参申候、

三日

御作事御用、細(工) ^二付、
廣八、義兵衛御宛

被下候所、義兵衛、江戸方不帰

義申、廣八ハ村役相勤

申上候、廣八参^リ

申候、弁當自身認^ス、

房右衛門、退役願上

則、被仰付則、入札紙

四日昼頃迄、被下置候

四日

入札差上、落札又次郎可参旨、被仰付候、

五日

召連可参被仰付候、

六日

又次郎年寄御請参、則

御礼、宮田渡御屋鋪様 ^ニ 鯛

御家老様 ^ニ 鯛、泰介様 ^ニ 干物

式連、嘉蔵様 ^ニ 干物式連、友作様

江同断、佐兵衛様同断、上申候、

廣八、又次郎参申候、

七日

役替^リ、御請^ニ参、郡方様

御代官様鯛三連上ヶ

廣八、又次郎参申候、

勸進角力、御座候、

八日

御検見願、下見仕度

宮田渡様 ^ニ 申上置候、

九日

郡方様御役所 ^ニ 役人印形
持参可致、御廻状参候故、長次郎
参申候、口々穀留被^レ 仰付候、

印鑑^御受取置申候、文政八年

之振合致、被仰付、尤番

小屋懸、出穀改可申候義

村中談事致、西沢 ^江 小屋懸

法度、札出^シ置、番致^シ申候、

藁四わ宛、遣^シ申候、人足三人

^ニ 拵申候、

而

八月十日

一 七両老分老朱^ト老刃四厘、宗三郎殿方

借金、不残請取申候、

一 式分式朱^ト老刃六分、同人方請取

借金分、不残返済申候、

十日

一 片倉村方夫^ニて、忠次郎殿

参、役元^ニ、申遣^シ候義は、

當不作^ニ付、次荷人足

相止遣^シ申聞候間、

其御地^ニ而、御継被遣候

而も、此方^ニ而、右御断申候、

其段、御心得可申候、

一 當八月、栗拾^ハ

年貢地 ^江 入候事

相成不申、尤十二ヶ村

^ニ 御觸可被申候、

口上

一 片倉村役元方、當村 ^江 使^イ参候

義は、當不作^ニ付内山年貢地

江 栗拾^ハ入申間鋪様、十二ヶ村 ^江
御觸可被下候由被申参候、右之訳

御村方 ^江 御申付可申候、以上
未八月十日 高部村 役人

十二ヶ村名面 印

十一日

一 穀留小屋、主膳様土手堺

西沢 ^江 掛申候、繩六房

人足三人 ^ニ而、藁四わ宛

遣^シ申候、

十二日

一 下之諏訪神楽殿へ世話人

参、勸金十七日太々神楽

執行之節、御持参可被申候

由、其節、村金 ^ニ而二分

寄附致申候、 積^リ

十三日

十四日

一 内検、村中出拂 ^ニ而、致^シ申候、

當秋別段不作、水口

杯、半分立候様 ^ニ而、残り分も

すくみ多く、相談之上

内検致、御帳差上申候、

十五日

一 内検、畝部調致^シ申候、役人三人

惣代房右衛門、長八、猶吉

三人入札 ^ニ而、頼^ミ、検見中

致^シ申候、

十六日

一 右同断、帳調致^シ、惣代寄合

申候、

一 御宮、柱建初致^シ申候、

十七日

一 下之諏方御神樂所
 代々御執行御寄
 附、三分村中^二、
 上申候、尤、受取
 持参致置申候、御
 神酒、こわい、被下
 廣八参申候、
 十八日
 十九日
 一 車屋御改、棒手振、小見世、
 商御改而、平林忠次様
 御出被成候、則、弁當御認^メ、
 御酒^も、出し書上仕候、役元
 歩^キ計^リ認^メ、相役衆認^メなし、
 内檢御家老様^方、御屋鋪^{江上}、
 泰助様^{江内見}、入申候、
 又々正々致、可上御下^リ候、
 廿日
 尤、御家老様、酒式升
 切手上申候、
 一 三月願上申候、文右衛門、辰五郎、
 由三郎、金藏、百太、丑五郎、
 長之助、幾松、音松、^レ九人
 當^乙未八月^方、来^ル申三月晦日
 迄、江戸稼仕度、奉願上候、
 右之段、奉願上候、以上、
 未八月
 御郡
 宗門
 御奉行所様
 右之願、又次郎参申候、
 宮田渡御屋鋪様^方、茸狩
 御出被遊、昼頃より、
 御三之丸花火、御究^ニ御出

一 被遊由^ニ而、其日ハ山^方直^ニ、
 御歸^リ被成候、又明日^方、被
 仰候故、廣八参^リ候、
 御川除御奉行様、茅野
 御泊^ニ而、中河原、安国寺
 御弁當^ニ取^コほし
 廿一日
 御役所^江、又次郎参申候
 右、御差紙被下候^ニ付、
 小平源三郎、河内や長左衛門、
 龜屋善左衛門、醬油
 他所送候小手形、印鑑
 御役所様、御印鑑
 源三郎百駄、善左衛門
 百駄、長左衛門五十駄、
 被 仰付置申候、
 廿二日
 御檢見、矢嶋泰助様
^江御帳差上願置申候、
 御願^ニ付、真綿老分
 差上申候、小田切佐平様
 真綿老分差上申候、
 廣八、長次郎参申候、
 廿三日
 大檢見様、田部
 御朝飯、諏訪民右衛門様
 松田源左衛門様、
 同 両角惣兵衛様、小岩

一 又六様、有賀御朝飯
 福嶋舟戸迄、御迎^ハ
 伺御機嫌、参申候、
 則、又次郎、長次郎参申候、
 宮田渡御屋鋪、御女郎様
 御新座鋪様、前林きの
 ことり、御出被成、献上
 酒八升樽、差上申候、
 右、例年之通^リ、
 御迎、御案内、御送^リ、
 同断、役人参申候、
 廣八、長次郎一日相詰
 居申候、
 廿四日
 馬御改、三井新吉様御出、中金子村
 役元^江参申候、菓子式袋、御
 下役様共、百文^分差上申候、
 當年は、持馬老疋も、無御座候義、
 申上候、則、一札差上其文言、
 一札
 馬、一切無御座候、
 右之通御座候、以上、
 年号月日 高部村年寄 長次郎
 同断 又次郎
 名主 廣八
 三井新吉殿
 廿五日
 檢見願致候所、廿六日御出之義
 被仰付、町買物^ニ紋弥殿頼
 遣^シ申候、小坂^方鯉、鮎、花岡吉太郎
 方買申候、代老分鯉六百文
 ツ、式本、老本八寸仕度致申候、
 夫老分小坂^江遣^シ申候、

一 御検見而、矢嶋泰助様并

小田切佐平様、御供神戸戸七殿

役人物代三人、料理人共三人、
筆数百五十一筆、八ッ過三は、
御仕舞被下候、終ニ御夕飯

差上折、雨宮太兵衛様、五左衛門様

御出、其日首尾能、相濟申候、
廿七日

廿七日

一 矢嶋泰助様、小麦三升、例式御札

小田切佐兵衛様并、同三升差上申候

又次郎、長次郎参申候、
廿五日晩

廿五日晩

一 大検見様神宮寺村并、御夕飯

過ニ、安国寺村江御越、人足拾人

宛申候、諏訪民右衛門様、松田源左衛門様

御両所也、則、坂口并御案内、安国寺村

小安迄御送り申候、
廿八日

廿八日

一 大検見、有賀源兵衛様、小岩又六様

御両所也、大熊村御泊り、則

御機嫌伺ニ参、廣八、長次郎

参申候、
廿九日

廿九日

一 大検見、有賀様、小岩様、朝飯

茅野村、則、子易迄御案内

致し、御荷物次人足七人并、御

送り申候、
廿八日参り申候、

廿八日参り申候、

一 愛宕山福寿院、御祈禱御札、

守、被下、村中家別致申候、

今日、

御初尾寄、式百式拾壹文

神宮寺村役所并、遣し申候、
廿九日

廿九日

晦日

一 御扶持方、御中印請定式

穀御扶持方被下候一札

差上申候、郡方様御留主

二、又々可出被仰候、廣八参申候、

宮田渡様并、役人之内、可参

義二付、又次郎参申候、
111

111

搗米、附送り米、不足二付、

惣代以減少頼、亀吉并迄

参相談致申候、
九月朔日

九月朔日

一 三ヶ月調、役人并、惣代長八

房右衛門致し申候、
二日

一 右同断、長八、房右衛門

二日并かり申候、
朔日

朔日

一 麻綿上納致し申候、嶋屋

義兵衛殿并、買納申候、

一 壹貫四百八匁五分、麻上納

一百四十匁八分五厘真綿上納、
二日

二日

三日

112

四日

一 町御役所并、三ヶ月調帳差上申候、

郡方様御役所并、定式穀留御扶持方

一 札差上候得共、御検見無之、又々差上

申、御改御印受、御蔵并差出し申候、

廣八、長次郎参申候、

一 烏帽子亀吉殿方并、又次郎参申候、
114

右は、甲州搗米、借金年賦之義

當不作二付、押米減少頼、

御世話人共、五人参申候、
五日

一 御検見御引目録、御下ヶ願

泰助様并、廣八、長次郎参申候、

右は、御帳下ヶ之上二、苧初

申度、御催促申上候、
六日

六日

一 右、御帳御催促、又次郎参申候

穀留入用割致し申候、惣代

房右衛門参申候、書上帳

別二差上申候、
113

一 御検見御帳下ヶ願、惣代房右衛門、

長八、猶吉、則、御引割

目録帳被下候、猶又

夕二村中談事致、再願

致し呉候様、村中被申候二付、

八日朝、廣八、長次郎酒二升

矢嶋泰介様上、願候所、

御屋鋪御手詰方々、成丈

引候所故、相不叶義被仰候

二付、八日并鎌入致、苧取

申候、霜振候故、殊之外

稻立居申候、
八日

八日

一 稻苧初并申候、

御検見御引割、筆数

百五十三筆二、式拾七俵二斗

程、御引被下候、再願致候得共、

相叶不申候、
114

- 一 九日
 - 一 三ヶ月調歩帳、御下ヶ被下候、
 - 一 穀留入用調、差上置申候、
 - 一 又次郎参申候、
 - 一 穀留定式御扶持方、四月
 - 一 方八月晦日迄之處、願、
 - 一 覺
- 一 七斗八合 下白米
- 一 右は、未四月朔日迄、八月晦日迄
- 一 百七十七日、老日^ニ四合宛、奉願
- 一 上候、
- 一 右之通り、御座候、以上、
- 一 天保六^{乙未}年八月晦日 高部村
- 一 名主 廣八印
- 一 御郡
- 一 御奉行所様
- 一 右之通、御證文被下横紙^ニ而、
- 一 御両所御印被下、御蔵^江差上申候、
- 一 是迄ハ、暮御扶持方、御相場^ニ而、
- 一 御未進米^ニ相立申候、廣八参
- 一 申候、
- 一 宮田渡様^江、節句御札、鯛一連
- 一 御家老様、泰介様^江、干物
- 一 差上、廣八参申候、
- 一 高山作右衛門様、大目附様、
- 一 御役被成、御祝義鯛一連
- 一 増崑^方持参致上申候、
- 一 穀留御扶持方帳、御證文
- 一 中町吉介殿^江、御頼^上置申候、
- 一 十日
- 一 十一日
- 一 両角惣兵衛様、御用人役被仰付候、
- 一 高山作右衛門様、大目付役被仰付候、

- 一 右、御廻状参申候、
- 一 十二日
- 一 十三日
- 一 秋中場當年至而、不作
- 一 ^ニ御座候、米直段十六俵
- 一 位^イ御座候、
- 一 十四日
- 一 十五日
- 一 十六日
- 一 宮田渡様、御無尽^ニ付、
- 一 六ヶ村役人、御セ話人等
- 一 残、御寄被成、御談事
- 一 御座候得共、其日は、
- 一 晚迄居候得共、一向談
- 一 事不致、廣八参候得
- 一 共、歸り申候、
- 一 十七日
- 一 御引割、小勘定致し
- 一 申候、
- 一 十八日
- 一 殿様、御遠馬御座候而、安国寺村
- 一 迄、御乗被遊、坂口^ニ人足九人
- 一 御宛、御馬口取、安国寺^方直^ニ、
- 一 道筋、御歸り被遊候、道橋
- 一 破損致、塩^ニ合手桶水くみ、
- 一 置申候、
- 一 十九日
- 一 廿日
- 一 廿一日
- 一 村寄合致し、御湯立十月朔日
- 一 ^と相定申候、尤、當年は、不作
- 一 ^ニ付、御造酒、甘酒計^り相元^ニ而、

- 一 祝詞上祈願致し可申候談
- 一 事致し候、
- 一 高山茅入札も、其日相定申候、
- 一 廿二日
- 一 廿三日
- 一 廿四日
- 一 廿五日
- 一 御宮御棟上、相談致
- 一 神宮寺役所^江、十四ヶ村
- 一 寄合、投餅一村^ニ而、
- 一 米式俵宛搗、三文餅
- 一 位^イ取、俵^江人、村方若物(者)
- 一 ^ニ而、寺町之内^ニ而扱候様
- 一 申談事候、廣八、長次郎
- 一 参申候、
- 一 御棟上、廿八日^ニ本祈願致、
- 一 十月九日御棟上祭り、
- 一 相定り申候、下筋、上筋
- 一 十四ヶ村之内、四人宛
- 一 觸参申候、
- 一 廿六日
- 一 右同断、長次郎参申候、
- 一 廿七日
- 一 廿八日
- 一 御宮、御棟上相談、十四ヶ村寄合申候、
- 一 御棟上祭式、吉日^ニ而祈願
- 一 有之、大祝様始、一社中
- 一 棟梁本祭り、十月九日
- 一 ^ニは相定^ス、一統他所迄も、
- 一 参候得共、神無月故
- 一 九月廿八日、本祈致申候、
- 一 相談相定り候義は、

- 一 上下着用^二、神前^江話候、役人、古役、組頭、世話人中、御備投餅之義、十四ヶ村之一村式俵宛、餘分之義ハ、成丈出精致、若者中^二半てん、手拭揃、押合かつき投可申候義定り、場所之義ハ、くじ^二而神樂所家弥^三當り候、神前備へかさり、大頭^二而取置村方^江取帰、御供^三致し申候、御造酒之義ハ、下宿^二而被下候、上下着用人^江ハ、弁當出^二申候、右、書付、村々^江渡り申候、御投餅、紅^三而上字書印申候、投錢^二ハ、上宮^下打付申候、
- 一 右、相談相究、廣八、又次郎参申候、
- 一 村方勸化致し候米数之義、
- 一 老石老斗餘、出来申候、
- 一 廿九日
- 一 川浚高役金、式分式朱上^二三匁分老厘、御蔵^江御上納致申候、
- 一 右之割、致し申候、惣代武八房右衛門、役人^二致申候、
- 一 十月朔日
- 一 例年、村御湯立致申候、不作故、甘酒、御造酒立て酒計^二御宮^三、御湯立上申候、天氣よろしく、相元^二、賑々敷祭^三致し申候、
- 一 相元御酒之節、村中一統

- 一 相談^二、村金も出来候故、熊野堂、阿弥陀畑、相本村田請返度、談事致し、
- 一 太吉殿、又左衛門殿、無心申吳候様、一統被申候故、役人三人^二、二日晚^三而所^江参、無心申候、
- 一 二日
- 一 御湯立諸勘定、致申候、
- 一 當中組^二御座候、
- 一 三日
- 一 當引入用割致し申候、惣代房右衛門、長八、猶吉、役人三人^二、割致し申候、尤、入用錢わり^二致、老石^三付、老貫四百八十式文わり^二候、歩米之分ハ、別^二

- 一 致し申候、出来兼候故、夕なへ^二、漸々仕舞申候、
- 一 四日
- 一 高役金割帳、御調請申候、穀留入用割、下帳御下ヶ被下候、又次郎参申候、
- 一 五日
- 一 宮田渡御手代、俊左衛門殿方、借候金、押米三拾俵之義^三付、御蔵^江呼出、廣八、長次郎参申候、御代官様被仰候ハ、午十二月上旬迄、返済之書付、御調被成、持統所方、相濟候由、被仰候得は、押米も、持統^江可渡義被仰、去年之義ハ、相濟候様被仰、當未収納米、^二、可押義被仰候、畏候得共、勘定致し候共、御座なく

- 一 候ハ、役人御引請
- 一 出来不申義、慥^二申上置候得は、先、相濟申候、
- 一 六日
- 一 御宮御備投餅
- 一 仕度、米洗申候、
- 一 寄米老石八升程、御座候、
- 一 七日
- 一 右同断、若者中^二、明七ッ初、投餅搗申候、一升四十位^二致し申候、昼飯認^ス、申候、酒同断

- 一 順達
- 一 依厚御世話^三、弥、御相談之通、當九日吉辰
- 一 御棟上^三相成、幾久鋪御同様目出度奉存候、依之御寄合申、當日之式、御相談申度候得共、最早吉辰以前餘日も、無御座候、御一社御かけ合之上、荒増相極^ス、順達^ラ以、申入候餘は、御面會之節、御相談可申候、尤、取計方、行違等も御座候哉、各方思召御心懸^リ之等も、御座候ハ、無御腹臆、御内々久三郎方^江、御相談可被下候、御同意惣方、心置なく、御祭禮、相調申度候、
- 一 式左之通^リ

- 一 順達
- 一 依厚御世話^三、弥、御相談之通、當九日吉辰
- 一 御棟上^三相成、幾久鋪御同様目出度奉存候、依之御寄合申、當日之式、御相談申度候得共、最早吉辰以前餘日も、無御座候、御一社御かけ合之上、荒増相極^ス、順達^ラ以、申入候餘は、御面會之節、御相談可申候、尤、取計方、行違等も御座候哉、各方思召御心懸^リ之等も、御座候ハ、無御腹臆、御内々久三郎方^江、御相談可被下候、御同意惣方、心置なく、御祭禮、相調申度候、
- 一 式左之通^リ

一 蒔餅之儀は、正六ツ半時、當所着場所は相究候通り、

一 御村印相立置申、尤、御案内可申候、其所江御話可被下候、右、神供餅之内、老叭ツ、木札御付、御神前江御献可被下候、右備場、御案内可申候、

一 蒔餅之儀は、當村方其場処江、持參致候間、御世話可被下候、

一 蒔方之義は、餅^与錢^与一同蒔候カ、又ハ錢ハ先カ是ハ、其節御面会^而、御相談可申候、

一 蒔候刻限は、螺貝吹^而、御為知申候間、成丈投靜手間取、怪我無之様致度候、

一 兼而、御相談之通、成丈上下着用^而、御越可被下候、

一 各々方、御認之義は、御差圖次第取込故、切手御渡し申神宮寺客殿^而、進上仕候、無御遠慮、御差圖、御若^キ衆中^江は、神酒老樽ツ、下宿^江、進上いたし候間、

一 巨敷御取斗、可被下候、御棟上勤行中、當役古役、世話人中

一 神前^ニ相話、席方御案内可申候、右、惣方神式相濟、其向々^江、世話いたし候、衆中

一 不残神前^江、御話被成候様、御名主中、御差圖被成候共、不残、相ならひ候上、御神酒頂戴有之候、

一 下宿割合、左^ニ村々御名前、下^江書印差上申候、御承知可被下候、餘は、御面会之跡叶候、以上、

一 高部村 長次
一 小町屋村 清内
一 安国寺村 磯弥
一 新井村 勝五郎
一 宮田渡村 七平
一 上金子村 小左衛門
一 中金子村 傳七
一 下金子村 同所
一 田部村 同所 勝左衛門

一 早々御順達可被下候、
一 八日
一 右同断^ニ付、御宮^江役人御見舞參、村^而も、仕度いろく致し申候、
一 九日

一 御宮、御棟上祭式、御神前^江、拾四ヶ村役人、古役組頭、上下^而相話、御神酒かハラけ、扁^キ載、名々被下役人、名主廣八、年寄又次郎
一 同断長次郎、古役義兵衛

一 同断猶吉、組頭佐之吉
一 栄吉、上下^而相話、扱又蒔餅御備、老餅
一 老斗位^ニ致、神前^江御備

一 村方^江引取、村中投餅老軒^江式十宛添、くばり申候、

一 村方一統ハ、請次第之心得^而候故、其義向人其節之利かゝり^ニ故、急入、聞候得ハ、請次第之心得と慥^ニ申候故、又村一統談事之上、普請金遣し請返し申候様、咄し相究、申候、

一 御備投餅甘ツ、村中^江くはり申候、
一 御年賦金之内、十七両^式、御上納御日延一札、六ヶ村役人印形致御蔵^江上申候、廿日迄叶廣八參申候、新兵衛茶^や而、六ヶ村弁當認、六十九宛宛十一日
一 座頭、小麦村中寄
一 三合宛不足之分、名主たし

遣し申候、定式壹斗三升

遣し申候、壹升二百名主多し、

宮川、新川出来候風分

御座候故、安国寺村^江、役元^江

廣八、又次郎参談事

之上、五味藤左衛門様^江、御内

聞、両村^江参、夜^江かゝり

候迄、御待候得共、御帰^江

無之、十二日早朝又次郎

参申候、鹿式百文分、両村^江而上

御宮方、御棟上御祝義、礼

一樽被下候、

十二日

一 宮田渡御借金、搗米^江押米

割、御蔵御年賦金、利足分

被下候分、廿日迄、拾七兩式分

式朱六匁、六ヶ村上納割

田沢村^江、六ヶ村寄合、夜半過

迄、割致し申候、夜明方

廣八、又次郎帰^江申候、

十三日

一 新川出来候由、御内々^江、

半助様^江、安国寺村名主、年寄

又次郎三人参申候、御内聞

御頼申候、五味藤左衛門様^江

菊次郎、又次郎十二日朝参

候所、十ヶ村^江、願書差出候由

御内々被仰聞、被下候、

御宮方、御酒壹樽、村方^江被

下、祭り致披^江申候、いろ
相談御座候、新川之咄、

前林こみかき、明日談事、収納

米、搗米、押米相談、村地

請返し相談致候、村中

其積^江、金子才覚可致候義

談事致申候、

十四日

一 御経末代三匁壹分式厘

如法院様^江、上納致し申候、

十五日

十六日

一 壹匁八分五厘六毛

高部村分

右は、殿様御帰城被遊候^江付、

通人足迷ひ、草高割御蔵

江上納致し申候、米見吉介様^江、

頼^江申上申候、

天保六^乙未年十月

一 御経木、薪、高部村上納之義、此度

高越返^江候^江付、改買上納直段

金壹分^江付、八駄也、寛政七^乙卯

十二月改、其後、文化八年^辛未十月改

其後、文政八^乙酉年改候分、

相用上納致候、

一 九石四斗六升八合九匁、神宮寺村分高

均割、壹石^江付、一〇五九九

壹駄四東上納致申候、

壹束^江付、代二分壹厘式毛、

一 三匁壹分式厘上納致申候、

十七日

十月十七日

一 宮田渡様、初收納^江御座候、

米式俵斗、大豆二斗三升

五合八匁四才、太吉上納

式斗、上金子鷹松斗り、
御蔵^江、御酒被下、御祝義御さ候、

十八日

十九日

廿日

一 御年賦金、壹ヶ年之内、御利付金

十七兩式分式朱六匁、六ヶ村割

上納御蔵^江参、右之内

高部村分五兩三朱^下式分五厘

上納、高部村分致申候、

右之内、式分返^江

式朱、預^江置申候、

長次郎参申候、

廿一日

廿二日

一 御宮奉行、守矢主殿様

奥様御不幸^江相詰

気多茶半斤役人^江、上申候、

新川堀替之義

風分専故、安国寺村

役人、惣代願参候故、

一同役人長次郎

半助様^江参、頼申候、

入用多分之相談

故、村談事致可申

義^江、長次郎帰^江申候、

廿三日

十一月

式分式朱

右は、高山茅賣代、請取置申候、

相済申候、

廿四日

一 新川^ニ付、村中談事
致候所、安国寺寄合
候而は、入用金多分
かゝり候而も、難出候故、
村限^リミ、御持統所^ニ正
願、如何成共、御見分
之上、難渋願可致候、
談事相究申候、
廿五日
廿六日
廿七日
廿八日
廿九日
晦日

十一月朔日
二日
三日
一 村収納致申候、御代官様
^ニは、矢嶋義兵衛様、小林崑代松様、
御米見堀内吉之丞様、御出
御朝飯、平^ニハ、しいたけ、長いも、
かんひよう、人参、牛蒡上置
玉子、皿付さは切目、昼
御酒、肴は、鹿すひて、牛蒡
きんひら、昼飯^ニは、くるみ飯、
平、豆腐、かつうふし上置
夕、御酒、肴、とんぶり、し、
すひて、夕飯、平、しいたけ、人参
かんひよう、長いも、取合、
上置、さは切目、差上申候、
米、三拾五俵式斗四升四合、納^リ申候、
口七俵三斗三升九合六夕八才

米
庭^ノ三拾六俵式升壹合
大豆
庭^ノ八俵七升五合
右之通^ニ、御座候、以上、
未十一月三日、高部村
年寄
長次郎
同断
又次郎
名主
廣八

宮田渡
御目代様
右之通、別帳仕立、割印受、差上
置申候、

外^ニ
一 三俵御新座鋪分、又左衛門^ノ、
可納申、約束致置申候、
其日、相済候、
四日
一 六日、殿様御社參御座候由、
宮田渡村^ノ、申參、今橋迄出張
申上役人三人、
五日
一 御収納御礼、鯛、無御座候故、
晝いわし、一わ宛御三ヶ所^ニ正
上申候、
甲^ノ年分、御未進帳差上
申候、^ハ式拾三俵御座候、
六日
一 殿様、御社參被遊候^ニ付、
今橋^江役人、相話申候、
尤、宮田渡村^ノ、申知^セ

一 殿様、御社參被遊候^ニ付、
今橋^江役人、相話申候、
尤、宮田渡村^ノ、申知^セ

被下候、
七日
八日
九日
一 甲州送^リ米、百表之割合
俵数之通^リ、當月十五日迄^ニ、
烏帽子新田、浅右衛門殿
方^ニ、無間違為附送
可申候、十一月九日
十日
一 町御蔵^江、新切、切次年賦
永引、畑直等、一切無御座候、

一 書上一札差上申候、尤、
宮田渡御役所^江も、
差上申候、
一 穀留入用割願、六ヶ村
役人、増屋崑七殿^江寄合、
談事致^シ候所、御郡中割
願、難出来様候得共、
十二月四日^ニ、又々入用調
差上候節、六ヶ村一同^ニ、
願上度、夜五ツ時分
迄、談事致、夕飯、酒
認^ス、六ヶ村割合可致
義申、歸^リ候、
十一日、義兵衛殿^江
一 秋葉山、代參御初尾三百文、遣^シ
申候、
一 烏帽子米送候義
神之原村、名主孫左衛門殿
參、駄賃式百五十文
其上、歩米壹升五合

- 一 二、相究申候、
- 一 六駄、十一日送申候、
- 一 十二日
- 一 三駄、十二日送申候、
- 一 十三日
- 一 式駄、送申候、
- 一 十四日
- 一 十五日
- 一 三駄、送申候、
- 一 式拾八俵、神之原、孫左衛門殿、相渡し、浅右衛門殿方、遣し相済申候、神之原方、高部迄、駄老升五合、約束致し置候、
- 一 十六日
- 一 十七日
- 一 十八日 弥吉、藤吉、留左衛門
- 一 大豆八俵
- 一 同、七升五合、一 米式升式合五夕、御蔵移致し申候、
- 一 十九日
- 一 廿日
- 一 廿一日
- 一 秋葉代参帰、則
- 一 酒五盃、御塔江礼遣し申候、
- 一 義兵衛殿方、
- 一 村次
- 一 御扶持方、買入直段、
- 一 金拾両、付、
- 一 拾七俵
- 一 右之通、指引可致候、未進
- 一 有之村方は、来廿五日迄、買入可致候、以上、

- 一 廿二日
- 一 廿三日
- 一 廿四日
- 一 廿五日
- 一 御郡中御廻り而、御申渡し、
- 一 岩波市郎右衛門様、御添役共、三人、神宮寺村御昼飯
- 一 組頭猶吉、亀松参申候、
- 一 中河原御朝飯、夕飯下金子村相済申候、
- 一 廿六日
- 一 宮田渡人足跡書御扶持

- 一 未十一月十八日、西御蔵方
- 一 未十一月廿日、
- 一 五斗三升壹合八夕九才、三月相場十九俵半加へ
- 一 式分式朱、式百拾式文
- 一 右は、御未進金、又左衛門殿江上納相済申候、
- 一 廿二日
- 一 宮田渡様、寒氣御見舞
- 一 餅老重、但し、老升名主
- 一 出、定吉殿頼申候、御家老様
- 一 置いわし、
- 一 鯛、泰助様干物一連
- 一 差上申候、廣八、又次郎
- 一 参申候、
- 一 郡方様、鯛老連
- 一 宛差上、御代官様江、
- 一 鯛差上申候、
- 一 穀留小屋繕ひ、わら
- 一 一わ宛寄、こも式枚
- 一 寄いたし申候、なる出し
- 一 拾式本、仙五郎人足也、

- 一 廿八日
- 一 御嶽山御師様、村中
- 一 小廻り安内、廻り御泊り
- 一 被成候、歩、御荷物
- 一 次村送申候、
- 一 御初穂、三十式文上申候、
- 一 伊勢御師こゆみ参申候、

- 一 帳、引合差上申候、尤、
- 一 落等御座候故、佐兵衛様
- 一 御改、御調請、帳面仕直
- 一 上申候、此末之義ハ、人足
- 一 参候人、御扶持方帳江、
- 一 其者、直御印請、可申候
- 一 義、落相成候而ハ、立不
- 一 申候義、被仰付候、尤、月
- 一 手前印候様、又、名
- 一 面之義も印候義、願置申候、
- 一 御人足、亀松、北久保村江
- 一 御使、金子御受取御用
- 一 参、泊り居御尋、銀之助殿
- 一 迎遣候所、居合不申候、
- 一 尚又、北久保方、人遣参金子
- 一 式両式分渡候義、御屋鋪江、
- 一 申来り、廿七日夕帰、
- 一 亀松参、吉之丞様江、金子
- 一 御渡申候、尤、一類尋被仰付
- 一 候故、御役義鹿略致し候、
- 一 御咎廿八日、役人三人、
- 一 御託申上候得共、一札一類迄
- 一 可出候義、被仰付、又々廿九日
- 一 一類定吉、役人廣八参、
- 一 横内、御内々御託申上置候、

- 一 廿九日
片倉村方、山手納之義
申参候、甚五右衛門殿、参申候、
十二月五日、可参候義、御約
束申候、道筋木引之義
無之様、無心被申候、
龜松義、横内江御託、
廣八、定吉参申候、
十二月朔日
神宮寺、御宮勘定出来
故、見分可参義、申参
役人三人参申候、

- 一 五拾兩餘、十四ヶ村、取替
呉候様申、又々相談上、村方
方、可申義、帰申候、
山手納、中河原村年寄、可参候義
申遣申候、
二日
一 三ヶ月調帳拵申候、
惣代房右衛門、猶吉
参申候、
三日
一 穀留人足調、書上帳仕立
御調御役所、差上申候、
惣代房右衛門参申候、
四日
一 歩割御役所、三ヶ月調
帳上、穀留人足調帳
差上申候、尤、六ヶ村寄合
御郡中割、両御役所、願

- 一 寒氣御見舞、参申候、
郡方様、御代官様、鰯老連
宛差上申候、
追鳥人別帳御藏、
差上一札、
九十式人男人別
内
一 六十式人、老人子供、御家来
他所分、引残而、三十人用人足
書上申候、
右、いろく用、又次郎、長次郎
町江参、
菅沼季弥様、寒氣御見舞
鹿少しく上申候、
五日
一 山論御年賦金割致、惣代房右衛門、
猶吉、参申候、

- 一 三百文 神宮寺村
一 三百文 高部村
一 三百文 中河原村
一 百四拾八文 高部村歩キ一人
一 七拾貳文 中折老疊

- 一 八匁五分 割之節、
役人弁當認
一 式匁四分 両村役人、
御窺之節、弁當代
一 金 六兩老分老朱
一 銀 拾四匁八分八厘九毛
一 錢 貳貫五百七十八文
一 両替六貫八百文
一 右三口惣為錢
一 四拾六貫五百九拾文
一 為丁錢
一 四拾四貫九百貳拾貳文
一 此割山手高
一 貳石五斗貳升七合五夕
一 均割老升、
一 長錢 百七拾七文、小掛
一 掛、丁錢
一 四拾四貫九百三拾九文
一 指引而、拾七文懸過
一 山手高
一 老斗五升貳夕五才
一 貳貫七百拾八文 新井村
一 老斗八升九合五夕六才
一 三貫五百拾文 小町屋村
一 三斗四升九合貳夕五才
一 六貫四百六拾六文 安国寺村
一 老斗五升老夕五才
一 貳貫七百七十八文 中河原村

- 一 度、談事致候、
山手上納申上度候、

- 一 十二月五日参
一 御堂垣外村、片倉村、山手上納、
廣八、神宮寺数右衛門、参申候、
本相場口、六斗六升六、懸共
一 老石貳斗三升六合五夕、片倉村山手米
直段金拾兩、付、三斗九升六合
一 代金 三兩老朱、四百七文、
老石貳斗九升老合、御堂垣外村山手米
直段右同断
一 代金 三兩老分六十七文
一 二口、六兩老分老朱四百七拾四文
一 三匁九分八厘九毛 右代金、
一 但し、年内老わり式分五厘割、
一 五百三拾四文 酒四升代
一 四拾四文 干物貳連
一 右、二口 例年片倉御堂垣外村、夫物

- 一 四斗壹升八合壹夕五才
- 一 七貫七百四拾三文 飯嶋村
- 一 壹斗七升九合九夕五才
- 一 三貫貳百五拾六文 赤沼村
- 一 壹斗六升壹夕五才
- 一 貳貫九百六拾三文 中金子村
- 一 壹斗三升五才 壹八
- 一 貳貫四百八文 上金子村
- 一 七升九合七夕五才
- 一 壹貫四百七拾四文 宮田渡村
- 一 貳斗三升九合九夕
- 一 四貫四百四十一文 神宮寺村
- 一 七升九合七夕五才
- 一 壹貫四百七拾四文 高部村
- 一 四拾六貫八百九文 高部村
- 右之通^三御座候 以上、
- 未十二月 山手番
- 高部村
- 名主
- 廣八
- 老斗六升壹夕五才
- 一 貳貫九百六拾三文福嶋村 年寄
- 長次郎
- 同断
- 又次郎
- 村入用割
- 十二月五日
- 一 百二十四文 惠比寿^々
- 定吉
- 一 壹貫四百五十八文 諸人用
- 二口^々 壹貫五百九十式文
- 拾式割
- 百三十壹文 八匁懸過
- 山手米懸過
- 指引而、七文懸過

- 一 六日 御役所^江 山手納申上候、兩村^二而、
- 三ヶ
- 一 六月調帳、御下ヶ被下候、
- 一 牛山彦左衛門様、御婚禮御祝義、鯛一れん
- 一 差上申候、廣八參申候、
- 一 山論御年賦金、割致^レ
- 一 申候、惣代房右衛門、猶吉
- 一 出申候、
- 七日
- 一 山手割致^レ申候、十二ヶ村寄、
- 一 寄之節、入用百三十一文宛、
- 八日
- 一 步割初、人足帳引合、
- 一 村中致申候、
- 一 山論御年賦割仕舞致
- 一 惣代房右衛門、猶吉參申候、
- 九日
- 一 山手割帳、御役所^江 差上御調
- 一 受申候、
- 一 山論御年賦割帳、御調受申候、
- 一 御藏^江、銀弥分、御利足
- 一 式分上申候、吉藏、武八分、
- 一 御日延、願上置申候、長次郎參申候、
- 一 部割致^レ申候、房右衛門、猶吉
- 一 參申候、
- 十日
- 一 部割太吉、房右衛門、猶吉參申候、
- 十一日
- 一 步割太吉、房右衛門、猶吉
- 一 參申候、
- 十二日
- 一 右同断、房右衛門、猶吉、參申候、

- 一 十三日 右同断、役人三人、
- 一 十四日 御宝殿材木、宮山^左、
- 一 木出^レ、十二月八日十二人宛、
- 一 十日迄^レ三十三人當^り、
- 一 申候、尤、前々方人足
- 一 渡切神宮寺村頼^三、
- 一 五分宛致呉候得共、
- 當年は、雪深^キ故
- 五分五厘と申渡^レ申候
- 人足前々方、過分
- 相成候故、願申候得共、
- 一統之義故、勤居申候
- 以前振合、式十二人位^々、
- と申候、尤、神宮寺村^江掛合、
- 一 申談事居申候、
- 一 人足老人^二付、五分五厘^二而、
- 一 渡^レ申候、徳三郎殿、甚之丞殿
- 一 對段致^レ申候、
- 天保六^乙未年七月朔日、神之原村
- 二而、割致^レ候
- 一 御寶殿材木入用、
- 一 調上帳之割、
- 一 惣^レ拾八貫三百文
- 一 内、式斗八升八合、 小手形分
- 一 此代、壹貫七百三拾文引、
- 一 残而、
- 一 拾六貫五百六拾六文
- 一 是^ラ丁錢して
- 一 拾五貫五百六文
- 一 是^ラ五ヶ村^二わり、

一 老ヶ村分
丁 三貫百八十老文式分
三貫三百拾三文 割請分
右、上帳分

委細割

惣ノ式拾七貫六百三十三文

内

老貫七百三拾文 小手形分引

三十六文 拂物代引

残而、

式拾五貫八百六拾三文

是、五ヶ村ニ割

老ヶ村分

五貫百七拾文式分 高部村分

天保六乙未年七月朔日割

右、神之原村ニ、

十五日

御未進金、十五日追仰

付られ候故、御日延廿日追

願、又次郎、廣八参申候、

部割休申候、

十六日

歩割致申候、

十七日

町御蔵^其、名寄帳持参

可申候義、御廻状時付^ニ

而参、則、廣八御貸方

御蔵参、尤神宮寺村

御手代何右衛門殿、地所

高部村御座候哉、御尋

ニ付、無御座候と申上、相

濟歸り申候、弁當ハ、

自身認申候、錢屋
源八右、小さは十五、部わり遣し申候

十八日

山論御年賦金、上納仕候、

六両三朱^ト老^ト又^ト三^ト分六厘七毛、

又次郎参、相濟申候、

西御役所^ニ而、此度

改金通用紙印鑑

御渡し被成、則御請取参、

村中^江披露致申候、

尤、御印福祿寿之印

ニ御座候、

しび百文、錢幸右衛門方

歩割、肴持参致し申候

御かしき御師、参申候

御曆旦中^江遣し、役所^ニ致申候

御座鋪様、御分米八俵

横内孫左衛門殿^江、送^り

申候、内、老俵買上納

三十一匁五分八厘、遣し申候

受取、取置申候、

十九日

部割致し御未進金、弥吉^江

御手形四斗式升分、預り置

金、式分上納致置申候

式分留次郎殿方、部米買申候、

受取置申候、

廿日

鳥追入用、御蔵^江上納致し、

申候、長次郎参申候、

七匁六分式毛、高部村割付分

宮田渡御未進金、^内三兩上納致し申候

廿一日
宮田渡様、御年賦金
切次叶候義、六ヶ村役人^江

被仰付、尤、年季かゝり

之分、上納可致義、被

仰付候、部わり致し候、

廿一日

宮田渡様、御年賦金之義

ニ付、高部村^江、六ヶ村寄合

段々出し金調、御引請

式百七十六両式分^ト六匁也、

右^江、搗米借金、村借金

致し、拂方^ノ式百六拾八両壹分三百五十七文

序差引而、

八両老分^ト三百式文、遣し候分

尤十六両三分式朱六匁、御無尽等々

懸返し分、御引受候故、其分

序^ニ立候、御年賦金上納之所

多分^ニ候ハ、一札被下候ハ、差引^テ

上納可致義、申談事置候、

右、調帳御役所^江上申候、

廿三日

部わり致し申候、今橋

義兵衛殿方柿一重例式

酒式升代もらい申候、

廿四日

歩割致し申候、村方^ニ而、

房右衛門、武八、太吉

役人^ニ而、部割帳

相濟申候、村方^江披露

高老石^ニ付、

老斗^ニ合老夕

- 一 草高老石^三付、
- 一 老升三合六夕懸
- 一 家軒三十九軒わり、
- 一 五升老合六夕式才
- 一 廿五日
- 一 御貸方御蔵、宮田渡様
- 一 御年賦金、御引受
- 一 式百七十六匁式分六厘
- 一 六ヶ村割合之分、不残
- 一 上納相済申候、尤、袋助
- 一 様^江、御答申候上、御書付
- 一 被下相済申候、廣八
- 一 参り申候、
- 一 大晦日
- 一 御未進、嚴敷取立申候
- 一 御未進、御申訳^三、長次郎参申候、
- 一 廿六日
- 一 廿七日
- 一 御未進御催促、宮田渡村方
- 一 御催促人御出、夕飯、酒上ヶ申候
- 一 町宿買懸^り、勘定
- 一 拂致し申候、
- 一 御蔵^江、廣八参申候、
- 一 御扶持方、八月晦日迄^ハ切、
- 一 御勘定、未出来不申候、
- 一 春中相成申候、米見吉蔵様
- 一 申頼置候
- 一 米三俵、宮田渡儀兵衛殿^江、
- 一 廻^シ候義、頼申候、神宮寺村^江、落少^シ
- 一 廿八日
- 一 御歳暮、郡方様、御代官様
- 一 御二ヶ所^江、鰯老連宛差上申候、

- 一 若殿様御叙爵
- 一 因幡守様与、御名改被遊
- 一 御祝義、御役所^江申上候、
- 一 廣八参申候、
- 一 大池役人^三出合、承候處
- 一 穀留入用割、郡中割
- 一 被仰付候様、承有賀
- 一 今井出合咄、正月^中
- 一 寄可願出義、咄置申候、
- 一 廿九日
- 一 御未進、嚴敷取立申候
- 一 大晦日
- 一 右同断、上納相済申候
- 一 尤、助之丞、嘉平次分
- 一 相残^り、一札出、正月晦日
- 一 迄、御取延願置申候、
- 一 諸勘定相済、目出度
- 一 相済申候、
- 一 神宮寺村惣懸、式分^下四百何程
- 一 割寄、半分村方^二而、出^シ呉候、
- 一 廣八、出^シ置申候、

- 一 正月朔日
- 一 御年始相勤申候、
- 一 宮田渡御屋鋪様、柿一わ
- 一 差上申候、御家老様十串
- 一 差上、泰介様^江干物、宮御奉
- 一 行原五左衛門様、嘉蔵様
- 一 友作様、干物老連宛
- 一 上申候、
- 一 天氣よろしく長閑
- 一 御座候、
- 一 足袋老束吉助殿^江、歳暮遣^シ申候、
- 一 二日

- 一 御城御家中様^江、御年礼
- 一 役人三人参申候、小廻^リ連
- 一 鰯為持、亀松殿廻り故、参
- 一 町宿増崑^ニ、酒、吸物振舞
- 一 致候而、
- 一 三日
- 一 四日
- 一 御年始龜弥様、長左衛門様、林平様、佐四郎様
- 一 藤五郎、松治郎^二而、帳拵致^シ申候、
- 一 五日
- 一 右同断、帳調、
- 一 六日
- 一 右同断、伊藤様式人御済
- 一 〇〇申候

〔解説〕

(2頁)

十二月一日 片倉村、御堂垣外村両村へ山手を上納に、高部村名主廣八、神宮寺村数右衛門、新井村嘉兵衛と歩き二人の合計四人で行った。高遠の御触書の相場で、七斗四升、定式六懸にて勘定した。

片倉村 伊那市高遠町藤沢片倉

御堂垣外村 伊那市高遠町藤沢御堂垣外

山手 山手米。落葉や薪などを採取する場合賦課された税。

高部村 茅野市宮川高部

廣八 藤森包近、高部村名主。

神宮寺村 諏訪市中洲神宮寺

数右衛門 神宮寺村役人

新井村 茅野市宮川新井

嘉兵衛 新井村役人

歩キ 役所にいて村役人の指示を受けて村内の伝達や、次の村への廻状の継ぎ送りなどの走り使いに当たった。

高遠 伊那市高遠

(3頁)

丁銭 銭九十六文を百文に通用させた慣行に対して、銭百文をそのまま百文として勘定すること。

(4頁)

十二月二日 山手の上納に房右衛門が行ったが、休日のため帰った。

房右衛門 高部村年寄

十二月三日 昨日の山手を上納。山中様の安産の祝儀を猶吉がお渡しした。山手割について神宮寺村で十二ヶ村の寄合があり廣八が行った。

山中様 山中三郎右衛門方徳。郡奉行御林方。

猶吉 高部村年寄

十二月四日 御宮の勸化寄附について、村中の名々帳を任立てて進上した。茶屋で御神酒と夕飯をいただいた。役人三人が行った。

勸化 寺社に対して寄附を求めること。勸進。

十二月五日 三ヶ月調べをして、書上帳を作成した。組頭太吉が昼飯をとった。

太吉 高部村組頭。『紀要 第32号』40頁には古役として登場する。

認 ここでは「食事を摂る」の意

十二月六日 山論年賦金の割をした。組頭又左衛門が行った。

山論 山野の境界、その地の利用方法の正当・不当をめぐる争いと訴訟。
年賦 納付または返済すべき金額を、額いくらで割り当てて支払うこと。
又左衛門 高部村組頭

十二月七日 三ヶ月調帳を役所へ提出した。年賦金割帳の調査があった。諏方右近様御袋様御死去のお悔みとして清明香を三把進上した。

諏方右近様 諏訪十郎左衛門、頼則、頼弘。蔵方取調掛(天保四年)。郡奉行御林方

(天保六)。用人(天保九)。『諏訪史料叢書二十三卷藩譜私集十二』(p. 三八八)

(5頁)

十二月八日 諸勘定帳を調べた。狩兔追人足八人が安国寺村へ明日四時に詰めるとの廻状が来た。

安国寺村 茅野市宮川安国寺

七ツ 午前四時および午後四時ころ

十二月九日 兔追人足八人が役人とともに参上した。役所へ三ヶ月調帳の返却を願い、御作事屋請負の入札の有無について訳を申し上げた。御貸方へ利息金を差し上げた。五両は伊藤主膳へ、一両二分二朱は武八へ差し上げ、銀弥の二分は廣八が出した。貸方への上納は房右衛門が行った。村歩割人足帳の照合をした。山手出し金の勘定は、数右衛門殿の致し違いがあり、再度引合帳を送った。

御作事屋 諏訪上社の普請・営繕を担当する役所。

御貸方 藩宮の金銭、米穀の貸付、運上の徴収、三手御蔵の払米を扱っ役所。

伊藤主膳 諏訪上社擬祝

武八 高部村の村役人の前任者

(6頁)

十二月十日 歩割初人足拾いをした。役人三人、又左衛門、太吉が買い物を鳴屋より取り寄せた。

歩割 村の負担する夫役の日当、村の必要とする諸経費などの村入用を村民に割り付け、徴収すること。村入用も、割り付ける作業も、個人の負担もともに歩割と呼ばれる。藩は「歩割仕法」によって規制していた。歩割二ヶ月ごと(のちに三ヶ月)に締め切って調方役所に提出し、検閲を受けていた。

十二月十一日 昨日同様。六ヶ村で十八両買ひ、上納を出すようにと世話人から話があった。

十二月十二日 歩割を六人で集まり相談した。

十二月十三日 右と同じく、五人にて相談した。

十二月十四日 右と同じく、五人で相談した。宮田渡御屋敷から、歩米値段で買納するよう命令があり、知行所中、六ヶ村割で三両を出し、差し上げた。世話人又左衛門様分を渡して、買納した。

宮田渡 宮田渡は大祝諏方氏の屋敷があった村のこと。諏訪市中洲神宮寺今橋。また、

大祝諏方氏そのものを指すこともある。本史料では、「宮田渡様」と表記されることが多い。また、大祝諏方氏の屋敷が、上社領の役所となっており、これを「宮田渡」という。

十二月十五日 寒気見舞いとして、郡方様、御代官様へ鯛を二連ずつ差し上げた。友之町、齒者殿のお悔みに伺った。歩割をした。

郡方様 郡奉行のことか。百瀬庄兵衛政時（文政十二年十二月二十九日〜天保五年五月）、山中三郎右衛門方徳（天保三年四月十二日〜天保六年五月）、工藤三助重敦（天保二年八月十二日〜天保六年二月）。

御代官様 西筋代官 松田源左衛門昌直（天保四年五月〜天保七年五月）

（7頁）

十二月十六日 歩割を四人で行った。

十二月十七日 五人で歩割をした。宮田渡御屋敷へ寒気見舞いに、餅搗一重（二升分）を差し上げた。御家老様へ鯛一連、泰助様へ干物一連を進上した。役人三人が行った。

御家老様 諏訪上社大祝諏方家家老。政所。土橋左膳栄壽。天保六年死去。

泰助様 矢島泰輔。諏訪上社両奉行。矢島正仲か正壽。

十二月十八日 歩割を六人で行った。

十二月十九日 歩割のため五人が集まった。諸勘定が終わり、家軒割について帳面を見せ、村方一同へ周知した。

十二月二十日 御役所、御勝手方様へ山論年賦金六両三朱と壹匁三分六厘七毛の上納に猶吉が行った。

御勝手方様 御勝手方御役所。金銭の出納、米穀出納の指図、財政全般のまかない方などに当たる役所。責任者は賄役。

（8頁）

十二月二十一日 穀留入用について、御調御役所から差紙が来た。二十日から西三日の内に役人一人が参上するようにとの内容だった。房右衛門、猶吉が寄り合い、三人のやりとりを勘定し、兩人へ式朱程ずつ渡した。

穀留 凶作の年に米や雑穀を領外に出すのを監視し、留めたりした。監視する場所に小屋を設け、これを口留番所といった。諏訪領内には今井村（塩尻峠、岡谷市長地

今井）餅屋村（和田峠、下諏訪町）三沢村（小野峠、岡谷市川岸上、中一丁目）有

賀村（有賀峠、諏訪市豊田有賀）神宮寺村または高部村（杖突峠、諏訪市中洲神宮

寺、茅野市宮川高部）湯川村または柏原村（大門峠、茅野市北山湯川、柏原）葛木

村（甲州口、富士見町落合上下葛木）にあった。

差紙 江戸時代、法令を順達する場合、または尋問すべきことがある場合などに、村

町役人の出頭を求めるために発する礼状。また、一般的に伝達や命令を伝える文書

十二月二十二日 役所へ、歩割帳の均等割り改めを請けるため、目録を差し上げた。当暮の割目録をお改めくださった。穀留入用割のことは、三月落ちている分もその時の相場

で勘定するよう命じられた。三月から八月一日迄の割米銀錢を御蔵へ下げるよう仰せつけられた。廣八が行き、町宿で食事をとって帰宅した。

穀留入用割 穀留番所の諸経費は穀留入用割で草高割に徴収された。また村割で穀改

に勤務すると歩米の支給があり夜間は一夜に五勺割の支給があった。天保十（一八

三九）年二月の「穀改入用書上帳」には正月十三日付で炭一俵、油代四百五十文が

記載されている。

町宿 村々で城下町にもついていた定宿。城下での休憩、宿泊、相談の場所になっていた。また、町宿は村方のために斡旋なども行っていた。紛争などの時の当事者や軽

い規則違反者を町宿に預けることもあった。

（9頁）

十二月二十五日 三ヶ所様へ御歳暮の祝儀に参り鯛を一連ずつ差し上げた。町払いを残さず勘定し、完了した。すぐに、廣八が行き、町宿で食事を取り、宿札に定式式斗を遣わした。さんま十四匹を祝いに頂いた。

十二月二十六日 宗門割入用を上金子村へ遣わした。

上金子村 諏訪市中洲上金子

十二月二十七日 未進の催促に、御出役田沢の方が夕方にお出でになり、二十八日朝まで泊まり、両度食事をした。神宮寺村より、惣懸割として式分と百人拾九文が来たので遣

わした。

田沢 茅野市宮川田沢

十二月二十八日 未進の整理をした。

（10頁）

十二月二十九日 未進のこと、御家老様、留右衛門様に不足分をお詫び申し上げ、出来次第差し上げるとの延期のお願いに廣八と猶吉が行った。その日も催促にお出でになられた。

十二月三十一日 未進金五両貳分三朱と三百六拾貳文を納めた。残りの分は、来年二月十五日迄に必ず上納します、万一遅滞しましたら役人が償い上納します、と書面で提出した。

（11・12頁）

天保六乙未年

一月一日 年始の挨拶をした。柿二十串を宮田渡様と御一社中様へ、柿十串を土橋左膳様へ差し上げた。干着一連ずつを御一社中様と御役人様方へ上納。

御屋鋪様 諏訪上社大祝。諏方頼壽。内蔵助。天保十一年九月十七日死去。

土橋左膳様 諏訪上社大祝諏方家家老。土橋左膳栄壽。

一月二日 年始の祝賀の礼があり、お祝いを申し上げた。

両御家老様 三之丸家老千野貞祝と御櫓脇家老千野貞杜のことか。

牛山金兵衛様 牛山金兵衛晴櫻か

三輪五左衛門様 三輪五郎右衛門知定か。用人。

林弥次兵衛様 林弥治兵衛永富。用人。

黒沢藤之助様 黒澤藤之助成章。用人。

三浦良助様 三浦両助晴以。用人。

安間五左衛門様 用人

沢市左衛門様 用人

赤沼七郎兵衛様 赤沼豊調か。用人。

勅使河原佐仲様 勅使河原左中正矩。用人。

御苗字甫右衛門様 土橋甫右衛門のことか

(13頁)

一月四日 追鳥人別書き上げについて、加筆いただき、下書のとおり書面を認め、神宮寺村の米見嶋蔵殿に頼み、御蔵へ五日に差し上げた。神宮寺村越高、物懸け半分割をした。

追鳥 雉を無傷で捕えるもので、大勢の勢子で雉を追い出し、翼が疲れて地上に降りた所を網か素手で捕えるもの。追鳥人足は、十五歳以下と六十歳以上の者を除いた男のうち、藩、家中の奉公人、村役を務めている者などを除いた男全部をさす。

米見 代官や御貸方代官の手代の更に下に置かれた役。代官の下には米見、内米見催促足軽が置かれた。

一月十日 村中で今年初めての寄合をして、例式どおり、酒三升を買い、肴にマグロを用意した。いろいろな定事を定めた。

志ひ マグロ

き之須 調理法か

一月十三日 賽の神様の扣綱を村中で拵えた。宮田渡様が四十二歳の厄年、若旦那様が二歳の厄年のため、伊藤主膳に頼み、御玉会二つを拵えて祝儀を申し上げた。初穂三百文を進上した。

賽の神 祭日は一月十三日。大山棹・サイノカミ・セーノカミなどともいう。十日ころ山から十五〜二十mの木を伐って来て、十三日に道祖神場に立てる。棹にはいろいろの飾りをつけ、道祖大善神・諏訪大明神・天下泰平・五穀豊穰などの字を書いた行燈をつるす。そのほか飾り物には大黒様などいろいろ工夫をこらした。明治の初めですられた。

扣綱 ひかえづな。立てたものが倒れたり傾いたりしないように張り渡しておく綱。(14頁)

一月十四日 妻神御柱を建て、役年の者にお祝いをした。そこで、藤五郎も二十五歳の厄年のため祝った。

藤五郎 藤森政因。二代目藤森廣八。

一月十五日 宮田渡御屋鋪様へ、お礼を申し上げた。そこで、(宮田度御屋鋪様へ) 鯛一連、御家老様へ鯛一連を差し上げた。

一月十六日 御家老土橋左膳様が江戸へ御出立。朝四時に行き鯛一連を進上。御駕籠人足二人、馬二頭に、荷物を付け送り、金沢まで行つた。宗門下書帳を一月五日までに提出するようにと廻状が来た。大奉行は両角惣兵衛様である。

両角惣兵衛政俊 大目附宗門奉行 (天保三年四月十三日〜天保六年九月四日)

一月十七日 御まかない様から問屋清右衛門方へ来るようにとの廻状が来た。十八日に行つたところ、殿様の無尽を郡中村々へ命じられた。役人三人が行き、世話人又次郎、太吉、幸左衛門の三者を連れて、役人は残らず、十九日に参上するよう命じる廻状が下された。御蔵へ追鳥入用金を納めた。宗門御請に行き、鯛一連を差し上げた。徳帳紙をかがや文介より購入した。

(15頁)

一月十九日 無尽について、役人三人、世話人又次郎、太吉の五人が行つた。幸左衛門の代わりに富左衛門が行き、世話人御呼出の廻状が来た。

(16頁)

一月二十日 猶吉が世話人富右衛門を召し連れて役所へ行つた。村方名面の者で寄り合つて相談をしたところ、宮田渡様は段々御用金、御人足が多くなり、その一方で巳年は百兩程御拝借金を引き受け、その上屋敷焼失後に無尽等の金子を引き受けておりますので申し立ていたし、殿様の無尽は半軒ずつにしてほしいと村中が申したので、願ひする事を決定した。

一月二十一日 神之原から、中町布屋半介方に寄り合い、御宝殿材木の許可を願うよう、廻文が五ヶ村に來た。無尽の減少願いと日延願いは叶わなかった。

(17頁)

一月二十二日 昨日の無尽減少が叶わず、二十三日に必ず来るよう命じられ、役人房右衛門、惣代太吉、富右衛門が行つた。

一月二十三日 無尽帳を残さず提出した。そこで、骨折の言葉をいただいた。宮田渡様に、帳印をしなかつたことについて尋ねられ、義兵衛殿に頼みお詫びを申し上げた。義兵衛殿へお礼に砂糖百二十四文、孫兵衛様へ鯉節一節を差し上げた。内々に祈禱をした。房右衛門殿に頼み、掛払帳調べをした。

義兵衛 高部村の村役人の前任者

(18頁)

一月二十四日 昨日同様、帳調べをした。

一月二十五日 昨日同様、房右衛門殿が帳調べをした。

一月二十六日 宮田渡様御貸方から拝借のことについて、三ヶ年年賦金の合計百拾八兩を延期していたが、役人が請印をするので必ず上納するようにと命じられ、六ヶ村で相談してお引き受けしないと申しましたが赦されず、そこで、その夜に延期を申し上げた。

御用捨 御容赦

(19頁)

一月二十七日 六ヶ村で町御蔵へ延期のため伺ったところ、御代官様や御用人様方からご命令されたので、三ヶ年の上納のことは叶わず、やむを得ず帳印すると申し上げた。今晩古役村方へこの訳を話したため宿へ戻りたいと願いましたが、町宿に控えている者を呼びよせて、申し聞かせて、明日早朝に帳印することを命じられ、やむをえず宮田渡様御役人へお願いして内々に村へ帰り、一同へ知らせ、村方が六ヶ村一同のことであればしかたがないと申したので、帳印をした。廣八が行った。

一月二十八日 昨日のこと、宮田渡様にて帳印をして、御役人佐兵衛様、泰助様へ、一ヶ年の所は、三月の買納から差し上げたいと申し上げ、なにとぞ村方を立ててほしいと願った。役所は百姓に難儀をかけることはしないと仰った。

(20頁)

一月二十九日 宗門帳を拵えた。赤沼へ客として伺った。

赤沼 諏訪市四賀赤沼

二月一日 房右衛門殿に頼み、徳帳を仕立てにかかった。

二月二日 穀留入用割、郡中割を御蔵へ納めた。

二月四日 宮田渡御役所から、明日五日に役人が参上するようにと廻状が来た。

二月五日 四日の廻状を受けて房右衛門と猶吉が行ったところ、役人が世話人と同様に世話をしようにとご命令されたが、何にしる村方に話をしてからでないとお受けしないと申し上げて帰った。大目附両角惣兵衛様へ宗門下帳を差し上げに廣八が行った。

(21頁)

二月六日 宮田渡御役所へ(役人が世話人の役目を負うことについてお受けできないこと)を六ヶ村一同でお詫びを申し上げたが、ご理解はいただいたが応じてもらえず、村方で(宮田渡様の世話を)請けるよう命じられて、廣八は帰宅した。

二月七日 傳馬入用米の帳落や出し入れの残りを義兵衛殿の分まで調べ、横帳に印をした。役人総代武八が寄合をした。夕方に村中で寄合をして、宮田渡の件の相談をしたところ、何とかお詫びしてくれと一同が申したため、そのように又々申し上げることになった。

傳馬入用金 傳馬役にかかる諸費用金のこと。傳馬とは、御朱印・御証文などを持つ公用の人や荷物を無賃で運ぶことをいう。ただし、準公用の人や荷物を御定賃銭で運ぶものを含めて呼ぶ。

二月八日 宗門のため宿の畳を替えた。そこで、沖右衛門殿が上原の豊屋へ参上した。御宮へ廣八と猶吉が行き、お酒をいただき、高遠への出払い人足を頼まれ、九日の木出しに行くことになった。

沖右衛門殿 小平沖右衛門。大祝家役人。屋敷は高部にあり。

(22頁)

二月九日 御宮の木出しの出払い人足に猶吉が行った。宮田渡様の役人へ、世話免除願いのお詫びに房右衛門が行った。

二月十日 宗門改に依じて四ヶ村が参上した。大目付様へ鯛一連を四ヶ村で差し上げた。

御書役潤之介様、御下役安蔵様、時次様に鯛を一連ずつ差し上げた。増屋喜七で食事をとった。御川除御奉行土橋甫右衛門様・御肝入政次様・御下役源之介様・勝弥様に鯛を一連ずつ差し上げた。大和孫兵衛様も同様。御下役傳右衛門様へ御不幸のお悔みに線香二把を遣わした。水車小屋の書類を御蔵へ差し上げた。

宗門改 諏訪高島藩の宗門改は、毎年正月十五日に宗門改の廻状を出し、宗門改帳の下書を二月十日までに差し出し、同十五日から宗門改のために他出しないように申し渡す。名主はこれを受けて下帳を作成し、下調べを受ける。数日後に清帳ができて読み合わせをし、所在の寺判をとる。

土橋甫右衛門様 郡方御下役

(23頁)

二月十二日 宮田渡様のことについて、神宮寺弥平次殿方へ古役大吉と又次郎が行き、村方一統で相談のうえでお受けできないという趣旨を申し上げたが、又々相談してくれと命じられたので、その夜、村で集まり、古役や百姓代ともに出てほしいと頼んだ。いずれも、六ヶ村一同で申し上げる必要があると決めて帰った。

(24頁)

二月十四日 土橋左膳様に留主の見舞いとして、取貝二百文分を差し上げた。

二月十五日 水車屋連上を差し上げに猶吉が行った。宮田渡様のお頼みの件で六ヶ村が寄り合い、扶持米のことは四月からであれば可能であることを申し上げ、まずは六俵くらいを上納したいと相談した。四月から上納するよう、また相談してから申し出なさいと命じられた。

車屋 水車屋

扶持米 扶持として給与する米

二月十七日 宮田渡様のお頼みの件について六ヶ村で寄り合いをした。(扶持米は)合計五拾俵くらいの上納で相談して、お願いした。猶吉・又次郎が行った。仙壽院様がお亡くなりならぬ、役所へお悔みに行った。

仙壽院様 忠厚側室トミ(白金台) 木村氏、御腹忠肅 天保六年二月十一日死去、仙壽院(吉祥寺)殿、名跡遊坐家正經。

(25頁)

二月十八日 宮田渡様のお頼みの件、(高部村からは)房右衛門が行き(六ヶ村一同からは)富右衛門、惣代が行った。ご一家が集まり、世話人三人を頼んでくれないかと命じられたので、村で寄り合いをしたが、人数が足らず、明日十九日の昼に相談することになった。

二月十九日 昨日のことについて、村中で昼に集まり相談をした。何しろ世話人は出来ない旨を申し上げてくれということになった。村惣代四人の入札は、亀松、富右衛門、太吉、銀次郎が落札となった。

(26頁)

二月十九日 急な寄り合ひの際、不参加の人をとがめることになった。ただし、江戸へ出稼ぎまたは病氣などは除いて、不参加の人が歩米一升を負担することに決定した。その日、不参加は二人で銀二郎、佐五郎である。

謹とがめる

二月二十一日 宮田渡様の世話人の件は、六ヶ村一同で行つて、村方へ頼むが全くできないと、御役人佐兵衛様へ話をした。また二十四日に、一度相談のうえ申し出なさいと命じられたので、村で寄り合ひしたところ、前々のおりできないという話になった。百姓代太吉、銀次郎、役人廣八が行つた。宗門の廻状が来た。

(27頁)

二月二十二日 宗門始めの廻状が来た。十七日から開始で、これは二日延期である。

二月二十四日 宗門改め、小坂御弁当御機嫌伺いへ四ヶ村が行つた。そこで、上帳御内見入執役場、印形不調法のことを内々にお願ひしたところ、ご修正くださり完了した。その後、次兵衛殿にて、大熊共五ヶ村で弁当を取り、一人分六十七文ずつ廣八が払つた。鯛、豆腐は汁でいただいた。その後帰り、寺印を取り置いた。宮田渡様のお頼みの件は、弁明に物代亀松、富左衛門、猶吉が行き、また相談するよう命じられて帰つた。宗門の買物のため、町へ紋弥殿が参り、調べて帰つた。

(28頁)

二月二十五日 宗門改め、大奉行両角惣兵衛様、御下役潤之丞様、亀三郎様、安蔵様の三人、お供三人の合計七人が有賀で宿泊した。昼は神宮寺村で弁当、高部村で宿泊した。御膳向詰に盛り、鹿ばかり召し上がり、残りはお土産に包んだがお返しになられた。夜分は御下役様にお酒を差し上げた。二十六日朝、くるみ餅を準備したが、早いご出立のため召し上がらなかつた。

(29頁)

二月二十六日 昨日同様、宗門につき、入用割で四ヶ村が集まり、分配をして帳面を仕立て、廻し帳一帳を拵えた。そこで、朝飯と酒を出した。

二月二十七日 宗門御奉行様方へ、お札に鯛を一連ずつ上納し、四ヶ村へ房右衛門が行つた。おはる(人の名前)が行方不明のため、役所と宮田渡様へ申し上げた。

(30頁)

二月二十八日 おはるの発見報告に猶吉が行つた。宮田渡様の世話のことは、六ヶ村申し上げて、村方惣代太吉、亀松、廣八が行き、免除をお願いしたところ、また村で相談して三月五日に出るよう命じられた。

二月晦日 御宮から急ぎ役人が揃つて来るよう仰せが遣わされたが、居りあわず、夕に房右衛門、猶吉が行つた。十四ヶ村にて、金子百五拾両を八月の御建前までに拵えるようにと命じられた。真志野、銀次郎家の建設前に、棟上げをした。

三月一日 宮田渡様より、役人一人の召集の廻状を六ヶ村へ村次した。

(31頁)

三月二日 宮田渡様へ、六ヶ村で出向き、年賦金は十五日までのところ、六ヶ村で買入れて上納するべきと命じられ、五日までにしますと申し上げた。

節句の祝儀は、郡方山中様、牛山様、御筋、松田様へ鯛を一連ずつ差し上げた。その日、穀留入用割、御下げ金の催促をした。工藤様へ引きこもり見舞として饅頭二百文分をあげたが、納められず持ち帰つた。この八ヶ村は、文出、神宮寺、福島、北真志野、南真志野、大熊、茅野、高部である。

松田様 西筋代官松田源左衛門昌直

三月三日 節句の祝儀として宮田渡様と御家老様へ鯛を二把ずつ差し上げ、泰助様へ干物一連を差し上げた。

(32頁)

三月四日 収納米二俵を納めた。

三月五日 宮田渡様から命じられている件の弁明に房右衛門、銀次郎、富左衛門が行つた。六ヶ村が揃つてひたすらお詫びした。理由はまた明日出すことを命じられ帰つた。

一向 ひたすら

三月六日 昨日のことのお詫びに猶吉、富左衛門、亀松が行つた。泰助様が世話人から百両、六ヶ村から百両出してくれとお命じになったので、村方で寄り合ひをして話しておいた。三ヶ月歩割物代入札をして、又次郎、長次郎が落札になった。

(33頁)

三月八日 三ヶ月調、歩帳を仕立てに惣代又次郎、長次郎が行つた。宮田渡様、年賦金の延期のため町の御蔵へ猶吉が行つた。六ヶ村が揃ひ、役人が一人ずつ参上した。

歩帳 歩割を書き記した帳面

三月九日 歩帳をお調べくださり、役所へ房右衛門が行つた。

三月十日 神之原村へ御宝殿の材木願ひの相談をするため山田新田、田沢、高部の四ヶ村が集まつた。願書を差し上げる相談をし、十五日の提出と決定した。宮田渡様が、甲州搦米から金子二百両を借りたことについて、物成の内百二十俵を受印すべきと命じられたが、弁明をした。村方に相談した。猶吉が行つた。

搦米 春米村。南巨摩郡富士川町春米。田安徳川家支配。増穂村(明治七年)。増穂町(昭和二十六年)。富士川町(鯉沢町と合併。平成二十二年)。

物成 本年貢

(34頁)

三月十一日 宮田渡様へ参上し、六ヶ村一同で、議論すべき印形のことをまた村方へ相談した。

三月十二日 宮田渡御林境を焼くお願ひに行き、高山の草焼きをお命じになられた。各年のことで、随分用心いたし、茅野がお願ひして世話を命じられた。

穀留入用金割を催促に御蔵へ行つた。ただし、有賀から使いで廻文が来た。下筋から三沢、駒沢、今井、田屋で相談し、御代官様に願ひ出た。扶持方は四月から八月晦日まで

のところ、米の値段でくださいということで、催促申し上げた。紺屋運上、御勘定所へ差し上げた。高山下草焼きをお願いした。

夫 遣い、使い、つかい。

(35頁)

三月十三日 川除大御見分に、郡方山中三郎右衛門様、両角市郎右衛門様、五味藤左衛門様、御肝入の政次様、御下役亀三郎様、藤沢様が、茅野で朝食、大熊でお弁当、文出で夕食をとった。宮田渡様のお頼みのことについて、房右衛門が行き、六ヶ村一同で相談のうえ、申し上げた。

川除 堤防などの水害防止施設。また、その施設を造ること。

五味藤左衛門様 御川除大奉行

(36頁)

三月十二日 落。金沢まで川除大見分のご機嫌伺いに房右衛門、猶吉が行き、夜になって帰った。金沢で食事をとった。

(37・38頁)

三月十三日 宮田渡様のことについて、入用をどうするか、猶吉、廣八(で相談した?)
三月十四日 郡中廻りで、神宮寺村が弁当を組頭又兵衛、栄吉、又次郎に出した。祭礼は、御代官様、御代参様を坂口で迎えて案内した。お帰りの際も皆様に坂口でお礼を申し上げた。村人足で大松明負い六人、合羽頭三人、歩き一人をあて、首尾よく済ませた。

御祭礼 酉の祭

武器様 酉の祭の行列のうち、御長刀、御持鍬など。

三月十五日 川除のお礼に廣八が行った。御宝殿の材木は、四ヶ村が布屋半介方へ集まって相談の上、願書で役所をお願いした。弁当を食べた。山見のため、吉兵衛様にお酒を進上した。御貸方御蔵へ、宮田渡様の年賦金の延期に伺ったところ、また証書を十七日に出して月末まで延ばしてくれと命じられた。夜に入り、御家老様へこの訳を申し上げ、二ヶ年分八十一両の上納について申し上げた。廣八が行った。

川除見分のお礼に猶吉が行った。六ヶ村で、宮田渡様御貸方の延期で御蔵へ行つたところ、どうにか月末まで書状を提出する延期をお願い上げた。廣八が行った。矢澤吉兵衛様と布半で会って、お酒を差し上げた。帰りに新兵衛茶屋でお酒と素麺を食べた。

(39頁)

三月十七日 御貸方御蔵への書面に役人中で帳印をして、三月末日まで延期をお願いした。
三月十八日 貸方、宮田渡様、御勝手向お頼みについて、惣代太吉、亀松の二惣代が行き、(高部村からは)房右衛門が行った。祭礼の際、風呂敷包みの合羽一つが見つかからない旨、村へ順に改め、当村にて風呂敷包みまで必ず送るよう申し上げた。

(40頁)

三月十九日 宮田渡様について、六ヶ村で弥平次殿方へ集まって相談した。年賦金八十一両は引き請けるが、残り二百七十七両の保証はご勘弁いただきたいと願ったところ、土

橋左膳様のご立腹なされ、また二十一日に相談の上申し上げるとお話しした。廣八が行き、その日は帰った。

三月二十日 宮田渡様のことについて村で寄り合い、また惣代を入札して又次郎、長次郎に決まった。

三月二十一日 昨日の件につき、房右衛門、太吉、長次郎が行つたところ、留め置いて返されず、明日十三日は残らず来るよう命じられたが、宿へ帰った。

(41頁)

三月二十二日 十九日の件について、房右衛門、太吉、長次郎がお引き受けするように申し上げて帰った。

三月二十四日 役所へ扶持方帳に中印を受けた。御蔵へ行き、穀留入用割のお願いをした。また御代官様へ願ひ出て、本丸で催促を申し上げ、いずれ二、三日中には裁許があることので帰った。宮田渡様の借金について、猶吉、銀次郎、又次郎が行った。

(42頁)

三月二十五日 昨日の件について、六ヶ村の借金二百七十両をお引き請けた。六ヶ村一同に證文を下さった。廣八、銀次郎、圓次郎が行った。

三月二十六日 三月願ひの面会に行つた。御蔵へ穀留入用の催促に房右衛門が行つた。
三月二十七日 勘定質米の證文お下げのことについて、猶吉、太吉が行つた。

(43頁)

三月二十八日 昨日の件について、宮田渡へ房右衛門、藤吉が行つた。
三月晦日 宮田渡の年賦金のことについて、御蔵への上納が難しく延期をお願いしたが叶わず、その夜村で寄り合いをして、四月一日の朝までに二十五両ほど上納できることになった。穀留證文ならびに小手形への御中印願ひに、御蔵へ廣八が行つた。

(44頁)

四月一日 御蔵へ年賦金二十四両を上納し、一村分を房右衛門が差し上げた。祝儀の支度をした。

四月二日 祝儀をした。

四月三日 宮田渡のことについて、房右衛門が行つた。

(45頁)

四月四日 宮田渡のことについて、猶吉が行つた。

四月五日 昨日のことについて、廣八が行つた。夕方に町御蔵へ行つた。

四月六日 三日のことについて、房右衛門、銀次郎、太吉が行つた。御蔵へ廣八が行つた。御蔵へ猶吉、廣八が行き、穀留入用割の催促をしたところ、明日にするよう命じられたので、明日行くことになった。

四月七日 宮田渡様のことについて、今橋へ十六ヶ村が集まり、證文の下書きを下さったので、相談のうえ帳印をした。銀次郎、太吉が行つた。町御蔵へ房右衛門、猶吉が行き、穀留の催促をした。

(46頁)

四月八日 昨日の件について、御蔵へ催促をしたが、東御蔵から勘定がない(御蔵が計算することがない、という意味か) ようにと仰せられた。ただし、早朝にお宅へ参り、手土産に宇津茶半斤、鯛を添えて惣代又次郎と廣人が行った。明日九日には、調べて役所から通達があることを仰せになり、その日は帰った。

宇津茶 内津(うつつ)茶のことか。尾張国内津産の茶。江戸末期に発刊された尾張名物集番付では、西の前頭三枚目に位置付けられ、御用茶として尾張藩へ納められていた。

四月九日 御蔵へ猶吉が催促に行った。宮田渡借金の寄り合いで入用御調方へ差し上げるよう請けた。

四月十日 宮田渡から證文が渡された。

四月十一日 高山を茅野にするため下草を焼いた。御宝殿材木を伐採した。十日の晩、神原に泊まり、十一日に山へ入った。

高山 高部村小字名。現在の前宮公園のあたり。

茅野 かやの

(47・48頁)

四月十二日 御宝殿材木の伐採について、御奉行矢澤吉兵衛様、小買物忠次郎様御詰めの見舞いとして強飯二升、煮しめ重箱一つ、酒二升を持参して、猶吉が歩き人足一人を連れて行った。ただし酒代は、神之原吉次殿が山で提供して、伐料で相殺した。小屋、道具かけ人足分を渡して切ってもらい、縄、藁まで頼んだ。杣取りの分も残らず頼んだ。ただし、神之原村方はこれで(作業を)してくるよう渡した。

出し人足は、毎度二十四人をあててきたので、そのつもりで応じたいと柳沢村作左衛門殿が訪問してきたので、猶吉が一人につき二百文ずつ渡した。

(49頁)

四月十三日 宮田渡様の借金について、御賄金の延期に六ヶ村の役人と廣八が行った。百姓方に貸さないと聞き入れにならなかった。その日の相談で、甲州搗米金は、烏帽子の亀吉殿方へ、六ヶ村で十四日に金子を借りたいと頼みに参上して、相談に行った。

烏帽子 富士見町烏帽子

四月十四日 守屋主殿様が御智土産として、酒六樽を村にくださった。四樽は若者に頂いた。

守屋主殿様 守矢実延。神長官。

婿 婿(娘の夫)

守矢主殿様 守矢博実。假名 直記 号南壽。画を安芸の人安藤碧鳳に学ぶ。山水を能くする。幕府旗本芝山 柴山左近弟。伊那郡金野村金野政之進長子、實延(主殿)養子となる。天保十年卒十月十六日。二十六歳。

四月十五日 穀留入用割の催促に御蔵へ廣八が行った。殿様の御乗出があり、祝儀を進上

した。郡方様、御代官様へ鯛を三連ずつ差し上げた。

(50頁)

四月十六日 穀留入用割の催促に廣八が行った。御宝殿の材木を御宮へ届けた。柳沢へ材木を渡して切った。

四月十七日 御宝殿材木についてこの日も出した。御川除大奉行五味藤左衛門様、御肝煎政次様、御足輕源之助様、勝弥様、孫右衛門様が下馬沢の土手の治水をしてくださった。

宮田渡の六ヶ村の集まりに房右衛門が行った。

四月十八日 宮田渡六ヶ村の寄合について、宮田渡惣三郎殿方へ集まり、六ヶ村で借方を引き受け、所々へ事情を話しに行き、江音寺に引き込んだ。穀留入用割金を御蔵から受け取った。

江音寺

瑞雲山 臨濟宗。諏訪高島藩家老の千野家の菩提寺。諏訪市豊田有賀。

(51頁)

四月十九日 宮田渡様のことは猶吉と惣代亀松が行った。村の貸借金を勘定した。

四月十四日 守矢主殿様のご養子の祝儀として、酒一樽、鯉二本を村から進上した。若者から守矢主殿様へ祝儀として鯉二本を進上した。

四月十八日晚 守矢様がくださった酒を村中で集まって飲み、菓子二束を村中へ配った。

く者り 配り

(52頁)

四月二十日 穀留入用割お下げにつき、皆様へお礼を申し上げた。

土佐節 土佐国から産出される鯉節。品質の良いものとされる。

(53・54頁)

四月二十一日 穀留村方の入用割を惣代武人と役人で諸勘定した。三両、房右衛門から借入した。三分一朱と四分三厘九毛を村から借りた。御宝殿材木を届けた。神之原、山田、田沢、高部の四ヶ村の役人でお礼を済ませた。材木を届け、二十四人分、一人につき二百文四貫八百文を柳沢作左衛門へ払った。宮田渡様の借金について江音寺へ両村でお引き受けした。神宮寺村久三郎殿に頼み、五月十五日までの延期をお願いした。

(55頁)

四月二十二日 宮田渡様の搗米のことで、烏帽子亀吉殿が来たので役人一人ずつ町へ出るよう命じられた。勘定帳の内見に入り、五左衛門様へ進上した。

四月二十三日 早朝廣八が町へ行き、萬屋甚左衛門殿方へ甲州搗米、隠居様ならびに烏帽子亀吉が参られたので、六ヶ村の役人が一人ずつ参上した。その日は対面せず、舟遊びをしたので、その夜は萬やに泊り、二十四日の御家老様出張について相談のうえ、亀吉と対面した。金子二百両を貸してくれるよう申され、萩原権介様に印鑑をくださるよう六ヶ村で願いに行った。二十四日の夕方に廣八は帰宅した。

萩原権介様 萩原権輔。御橋脇千野家家来。『諏訪史料叢書 二十一卷』藩譜私集一(P. 一七) 千野將監貫壯(櫓脇)

一七) 千野將監貫壯(櫓脇)

(56頁)

四月二十五日 川除けのお札に役所へ廣八が行った。

四月二十六日 新座鋪様、分米買納のこと、厳しく命令されたので延期をお願いした。

四月二十七日 勘定帳を仕立てた。

四月二十九日 新座鋪様、分米の内金子三百両を差し上げた。

(57頁)

五月一日 御作事屋御用調上のことで廻状が来て、義兵衛と廣八が当たったので、房右衛門と廣八が説明をした。宿町で食事をとり、芝居見物した。

五月四日 歩割役所へ宮田渡借金の入用調へ行き、御改を受け帳面を差し上げた。節句のお札に郡方様、御代官様へ鯛を一連ずつ差し上げた。入山口明けの順達をして、五日節から八日前と取り決めた。

五月五日 宮田渡様へ節句の祝儀として干たら二枚を差し上げた。若旦那様の初節句のため酒二升に干着を付け、お祝いを申し上げた。岡村御中間様が御触御用のため夜食をおとりになった。米見嶋藏様へ穀留のお札に三人で行き、鯉節二つを進上した。

節句 五月節。芒種(二十四節気)。天保六年の芒種は五月十一日、その八日前は五月三日。

(58頁)

五月十日 下諏訪の馬場弥八郎様へ穀留のお札に廣八が行った。鯉節二つと地藏寺仏のお供え七袋を進上した。

五月十一日 馬場山の口明けを御家老様へ願ひ上げ、例年通りとなった。

(59頁)

五月十二日 馬場山口明けを申し、田植えも始まった。宮田渡様の借金は、江音寺へ久三郎殿、源介殿に頼んで書付を遣わして、十五日まで延期をした。なお、久三郎殿へ江音寺、法華寺が催促し、約束通り十五日に必ず返済すること、延期はできないこと、または地質を入れるか仰せられ、相役中で話したところ、十三日の晩に村中で集まり、相談することにして帰った。

法華寺 鷲峰山。臨濟宗。諏訪市中洲神宮寺。

五月十三日 昨日のことは、神宮寺村久三郎殿方に歩きと又次郎を派遣した。役人が行くべきところを、金策に走り回っているの、歩きが行くことになった。田植えの時期であるため、晩に集まり村中で相談をして、金を用意することになった。

(60頁)

五月十四日 昨日の金子は、安国寺村惣左衛門方へ無心に行ったところ、聞き入れてくず貸してくれることになったので、夕方に太吉と廣八が同った。金子十六両二分を借りて、利子は月一割で約束をし、十月二十日までには必ず返すように申された。

五月十五日 昨日の金子は、有賀村江音寺様へ、宮田渡村の又兵衛殿と宗三郎殿、高部村の猶吉、廣八の四人で返済をして證文を取り戻した。久三郎方へ酒切手で二朱をお札に

渡し、法華寺と源介殿へも一札申し上げた。搗米小林小太郎殿から金子三百両を借りるために、烏帽子村の亀吉殿が町へ行き、證文を作成して金三百両の借り入れを決定した。
搗米小林小太郎殿 弘化三年七月八日(明治三十四年二月四日。明治時代の豪農、政治家。貴族院多額納税者議員。幼名・仁造。甲斐国巨摩郡春米村で小林常八の長男として生まれ、本家・小林八右衛門の養子となり、明治元年家督を相続し小太郎と改名。養家は領主田安家の奥番格で郡中惣(総)取締を務め甲州一の豪農といわれた。(年齢的に前の代か)

(61頁)

五月十六日 昨日のことを六ヶ村へ廻状を出した。
五月十七日 先日のことについて、搗米からの借入金證文の印形を相談し、二百両の借人で決定した。町へ廣八が行き、井出様からお茶をいただいた。

(62頁)

五月十九日 天竜川の切り広めの入用割、穀留入用割、郡中割の寄帳を仕立て、改め請帳を物代武人と役人三人で割った。
五月二十日 御未進の催促は、北久保矢嶋富右衛門が延期のお願いをして帰った。

北久保 茅野市玉川北久保

(63頁)

五月二十三日 御宮御普請について、久三郎殿方に十六ヶ村が寄り合い、御宮建前は八月の予定のため金子百五十両ずつ、扶持米として十四ヶ村に遣わし、相談を決定した。

五月二十五日 御宮の勸化について、下諏訪の村々へ十四ヶ村の役人が手分けをして六ヶ村の役所へ酒を二樽ずつ進上に廻った。東堀で落ち合う約束が、夕方になったので下諏訪に泊り、二十六日に帰った。

(64頁)

五月二十六日 御堂垣外村の宝浄殿十王堂再建について、造作勸化帳を持参して、役人名面、世話人名面ともに残らず、揃帳の作成を始める様に言われたが、所々へ配って行き、かわりの事があつたので、神宮寺村久三郎殿と相談して、その上で相役との相談のうえ、帳を作り始めた。

(65頁)

五月二十七日 宮田渡様の搗米について、小林小太郎殿から三百両を借入に行った際、六ヶ村の役人・惣代二人ずつ集め、御世話人・御一家様方が集まった。井手宗順様がお出でになられた。

もりくじ 籤引の一種か

井出宗順様 室諏方左馬助頼方女、先室角外太夫政在女不縁。家督(文政二)、御匙(同五)、奉職隠居(天保十二)、(丸山一件略)、卒享年七十六歳(慶應四) 〔諏訪史料叢書二十三卷藩譜私集十(p.二一九)〕

(66頁)

五月二十八日 宮田渡にて、世話人へ證文を出し、印形をした。御宝殿の材木見分を御宮で済ませた。

五月二十九日 金子十六両二分の借金を安国寺村惣左衛門へ返済した。廣八と太吉が行った。

(67頁)

六月一日 宮田渡様御勘定を差し上げた。御同所のことについて、六ヶ村で高部村薬師堂へ集まり、割をした。方々へ返済をした。また、八月の上納として三百二十両利金二十八両、無尽方十五六両の払い残し金は、村々で預かり置いた。

薬師堂 高部村の神長官守矢邸と大祝家墓地に隣接する場所にある堂宇。諏訪百番札所三十四ヶ所中二十一番。神長官の本地仏は薬師如来であったため、もとは神長官家のものだったが、元文三(一七三三)年から高部村のお堂になったという。

(68頁)

六月三日 何右衛門様が、宮田渡の借金について質米を催促した。御家老様へ度々参り、泰助様が御挨拶した。

百々 どどど、どうど。度々(たびたび)、しばしば、ひんばん、しげく。

(69頁)

六月四日 田沢、丸山、神之原の役人衆が集まり金子割を調べた。

六月六日 三ヶ月調を行い、惣代又次郎、長次郎、役人三人、歩きの富左衛門の六人が認め、宮田渡様の借金について、村惣代の出た日、歩米ならびに弁当代の調べを受け、書き上げた。また、御宝殿材木の出し人足は古役房右衛門が古帳扣を見つけたところ、泊り二人ずつ、一人につき四升役のこと、四十八人、合計三石八斗四升を御調方へ書き上げた。夜間までかかったので夕飯をとった。

夕間 ようま。夜間。

(70頁)

六月十日 高山金毘羅様のお祭りに村中で参詣して、酒三升、かつらもみ大根、味噌を着にして御造酒を開けた。

六月十六日 六ヶ村の勘定で年賦一年分を猶予してもらおうとしたところ、残らず勘定を出すようにということだったので提出した。しかし、その時願い出たのは年賦金、出し越しの分、利息、搗米入用を収納米で下さることで、これを御家老様が承諾した。

(71頁)

六月十六日 御家老様がご病氣。

御家老様 土橋左膳

六月十七日 昨日の件で、夕方に房右衛門と廣八がお悔みに伺った。

六月十八日 葬儀について、村中でお見舞いの役として人足を二人あて、そのほかの出払いに、町御寺送り、駕籠四人、道具持ち六人を送った。気多茶一斤のお遣い物があつた。

気多茶 信州で大量に取引されていた静岡産の高級茶

六月二十日 虫祭りは村中で寄り合つて定式の通りに行った。如法院様のお頼みの大札・小札に、定式のお礼酒五盃と紙一疊分の銭を上納した。村中の祝い酒は、酒二升と肴百二十四文くらい、溜り、酢、大根おろし、薪二把、茶三合の勘金を集めると相談して決まった。下諏訪の勸化の話をして近隣の村と比較することになった。

虫祭り 稲虫祭りともいう。松明を焚いたり、鐘太鼓を鳴らして隣村へ虫を追い出す。

行う日は、新暦だと六月下旬から七月上旬である。

如法院様 諏訪上社神宮寺の寺院の一つ

(73頁)

六月二十三日 宮田渡様、春日様お祭りは例年通り酒二升と干物を差し上げ、お酒と強飯をいただいた。廣八が松本へ行った。

こわい 強飯

六月二十五日 六ヶ村買い納めが皆済んだと以前からお言い付けになられ、年賦金一ヶ年を押し付けたいと申し上げたが、申年から利分を下げてくださいること、御役人様から確にお言い付けになった。

(74頁)

六月二十九日 郡奉行様、ご本役牛山彦左衛門様、諏訪右近様へ、御役御祝儀に廣八が行った。暑氣見舞に鯛一連ずつ、合計四連を差し上げた。御代官様へも一連差し上げた。宮田渡様へ暑氣見舞に切り餅を差し上げた。御家老様へ御日永見舞と暑氣見舞として砂糖生姜漬け百五十文分を差し上げた。干物一連は矢嶋泰助様へ差し上げた。

御日永見舞 初七日までに、亡くなった人の遺族を見舞うこと。お寂し見舞い。

六月晦日 あちこちで盗賊が来ているので、巡回に足軽様三人がお出でになり、厳しく気をつけるよう命じられ、茶菓子を出した。

(75頁)

七月一日 御宝殿材木の役の入用割について、神之原村に五ヶ村が集まり割をした。役人惣代として又次郎と太吉が行った。

(76頁)

七月七日 宮田渡様へ節句のお礼として鯛一連を差し上げた。御家老様、泰助様にも同じく差し上げた。盆礼ともに房右衛門と猶吉が行った。

七月八日 郡方様御役所から上金子・宮田渡・高部・安国寺・中河原・新井の役人一人ずつ参上するようにと廻状が来たので、房右衛門が行った。奥女中の詮議に六ヶ村を呼び出してお尋ねになった。村々が精々務めて差し上げること、給金二両、扶持米四俵、茶料ひと月百文ずつくださることだった。着物は僂物でもよいとお言い付けになった。

僂物 やすもの

(77頁)

七月十日 御奉行様が巡回。盗賊が入り込んでいたので用心するよう厳しくお言い付けに

なった。茶菓子、餅二十、砂糖二十二文を差し上げた。虫祭りの相談をして、想定より虫が出来たのでまたお祭りをした。御蔵方御仕法書巻物が郡中を廻ったので写しておいた。

七月十一日 虫祭りを行った。如法院様に初尾二百文と紙一疊を進上し、大札をくださった。

(78頁)

七月十二日 再び虫祭りのお願いに、御調御役所が開いていなかったため、諏訪民之進様の御宅へ行ってお願いをしたところ、お聞き済みくださり、正式の入用割を超えないように言い付けられた。郡方御役所へ願ひ上げて許可された。盆の祝儀、お札に郡方様二ヶ所と御代官様へ鯛を一連ずつ差し上げた。御目附様、御足輕様がお出でになった。これは、平兵衛方に他所のものが宿泊したので役人が見回ったためであり、同じことが起きないようにすること、もし同様のことがあれば踏み込んで詮議するので心得ておくようにと、厳しく申し付けられた。

(79頁)

七月十四日 このほか日照りが強い。

(80頁)

七月十七日 薬師堂の掃除、草取り。

部 歩。あるき。

七月十八日 薬師やきめし。御射山御小屋道具の割付を村中へ知らせた。とば出し人数は八人。中河原で出火し午前二時ごろに出払いがあり、下組役人と猶吉が行った。

とば 苦(とま)。藁を編み、ぬかるみ等へ敷く筈。

夜八ツ時分 午前二時頃

(81頁)

七月十九日 例年薬師祭りの焼飯の数は百八十三で、重箱二重は両家(神長官守矢家と擬祝伊藤家のことか)へ遣わした。若者頭は、入札を一年かわりにしている。薬師堂にて酒二升、肴は瓜の三本味噌にて呑んだ。若者頭の入札は圓次郎、松治郎が落札。天気が良くありがたい。

やきめし 焼飯

若以者 若者

両米 餅白米二斗、白米二斗。

うり 瓜

御止 おやめ

(82頁)

七月二十二日 用事があるので役人一人が御屋鋪へ参上。三俵御先米のうち二俵は御射山の御用のため横内水車屋孫左衛門へ付け送りました。

七月二十四日 御射山御小屋掛について、御奉行様金子宇源次様、御出合羽持兼役人の内、

猶吉が行った。

宮田渡様、神楽所の金の利息を二十五日までを上納することについて、延期の願ひを六ヶ村で朝から相談したが、山田又吉様へ、延期の願ひに行くよう仰せつけられ、田沢の仲右衛門様、神之原の吉五郎、高部の廣人が行ったが又吉様が不在だった。そのことを申し上げると、また四日に六ヶ村で高部村に集まり相談のうえ、八日までは難しいという事になった。原山御小屋掛定日。

(83頁)

七月二十五日 風祭りをすると触れがあった。二十二日に山田又吉様へ伺ったときに田沢高部、神之原の役人で、夕方に新兵衛茶屋にて食事をとった。風祭りをした。

風祭り 秋の収穫前に大風が吹くのをおそれ、風を鎮め、豊作を祈るために二十十日

(旧暦で七月十七日から八月十一日頃)、二百二十日や八朔の頃行われる祭。

七月二十六日 御射山登り祭りは、宮田渡様がお出での際、坂口にて役人がお出迎えた。お下りは二十九日で、両日出向くのが定式である。御射山御祭礼の御引馬一頭を宛てて、もう一頭は原山までの村伝馬荷物の付け送りに宛てた。

(84頁)

七月二十九日 御射山御祭礼のお下り馬として一頭を宛てた。高部村の傳馬一頭は荷物を付けて下り、村に宛てた。

七月二十七日 原山御小屋へご機嫌伺いに行った。例式の団子一升を進上し、廣八が行った。尤も旦那様は不在だった。郡中廻りを命じられ、神宮寺村へ泊り、村々が参上した。組頭の栄吉、太吉が行った。

(85頁)

七月二十八日 猶吉の退役願ひが叶い、入札に行った。三浦様若旦那が亡くなったためお悔みに清明香三把を進上しに房右衛門が行った。

七月二十九日 宮田渡様が御射山からお下りになり、坂口でお出迎えのため役人が参上した。年寄の入札を金井友作様へ上申した。御宮勸化金は山連中へ遣わして、残りは来年四月まで、残して借入する。栄吉殿が一兩二分、利分二疋を添えて返済。

金井友作 鹿人

(86頁)

閏七月一日 年寄札、高札は宮田渡御役所から長次郎へ仰せつけられたので、房右衛門が長次郎を召し連れて行き、お請けした。

閏七月二日 年寄役が替わることについて、お請けのため房右衛門が長次郎を連れて参上した。郡方様、御代官様へ鯛を一連ずつ差し上げた。

閏七月四日 陽気が良いので五日に祭りをすることを村中に伝えた。

嘉蔵様 金井嘉蔵。丹後

(87頁)

閏七月七日 御宮の普請は、八月建前につき、十六ヶ村で神宮寺源介方に集まり相談をした。長次郎が行った。御作事屋へ助之丞を宛ててくださったが、遠方のため申し開きをして、桑原山と御糀子土蔵の両所に廣八が行った。

閏七月九日 熱田御師が片倉村からやってきたので、帳面に拾疋と印をしたが、初尾五十文と勸進(修復料十二文を遣わして、人足一人を付けて送った)。

(88頁)

閏七月十日 二百十日、天氣が良く、田沢で相撲があった。

閏七月十二日 宮田渡様が石を、うとう沢から二つばかりお取りになられたので、お断りした。

うとう沢 磯並社の上、静香苑のある沢。碧石(鉄平石)が採れた。

閏七月十三日 磯並御宮の社壇の上に乞食が倒れ臥せていたので、役所へ願ひ出た。

(89頁)

閏七月十四日 磯並御宮取片付、地形五右衛門様、掘土入替人足を神領村から十五人出した。御奉行山口警蔵様がお出でになり、弁当とお酒を差し上げた。例年通り明後十九日に小飼峠の道づくりをするので、各自で鍬、持籠、鍬を持参して、峯境に六時に集まるよう申しつけがあった。今年は大雨で道が荒れていることを心得ておくようにとのことで、廻状を順達した。なお、雨天延期。

高役 領主や百姓の知行、持高に賦課される労役。

小飼峠 安国寺から杖突峠へ通ずる峠道。

もっこ 持籠。藁筵や藁縄を網に編んだものの四隅に縄をつけて棒で担って運ぶ具。

加持 かし、かぢ。三本歯の鍬、堅い所を掘るのに使う。

六つ時 午前六時、もしくは午後六時。

(90頁)

閏七月十五日 大熊村で狂言があった。

閏七月十七日 菊池八郎様から廻状が来た。江戸五ヶ年の年季が明けたのでお目見えに房右衛門が芳松・忠助・善蔵の三人を連れて行った。

(91・92頁)

閏七月十九日 殿様御着城。今回は上州を通り上田から浦野、保福寺を通過し、閏七月十一日に江戸を御出立され、十九日に着城された。お出迎えは湯の脇石割場に、先例の通り西筋村々の役人が揃ってお迎えした。東筋も同じ場所であった。

湯之脇 諏訪市湯之脇

(93頁)

閏七月二十一日 神宮寺村で狂言があった。

閏七月二十三日 神宮寺村の狂言に、村役人を一分遣わして、酒一升五合ほど棧敷にあげた。

(94頁)

閏七月二十四日 西御丸姫君様のご誕生になり、名前が千恵姫様であるので、同名は変えるようにとの廻状が来た。明後二十六日に杖突峠の道づくりをするので人足、鍬を持参して六時に集まるようにとの廻状が来た。

千恵姫 徳川家慶八女。夭折。母は側室殊妙院(筆)。幕臣・稻生正方の娘。かぢ 三本歯の鍬、堅い所を掘るのに使う。

(95頁)

閏七月二十五日 川除見分に五味藤左衛門様、御肝入政次様、勝弥様、源之進様、孫次様、御仲間増吉様を廣八がご案内しに行った。

姫宮土手 茅野市安国寺。現在のひめみや池公園のあたり。

(96頁)

閏七月二十六日 峠道作りをした。廣八が行った。

閏七月二十八日 御賄様へ宮田渡の借金神楽殿分の利息二十四両を上納した。薬師入仏。

(97頁)

閏七月二十九日 法華寺薬師堂の入仏見舞として、且中一統で祝儀一朱を遣わした。峠の追い払いの際の宿泊代四百文を進上した。

入仏 仏像を寺院に迎え入れて安置すること

(98頁)

八月一日 村中で両社お札参りに行った。八田屋へお札に二百文を遣わした。

八月二日 峠から他所への出穀を留めるよう、役所から命じられた。他所値段などを聞き合ったりしたものがあったら、残らず役所に訴え出るよう厳しく仰せつけられた。この時の米の値段は十両のため、十六、七俵くらいであった。長次郎が行った。

八月三日 御作事御用の調査があり、廣八、義兵衛が指名されたところ、義兵衛が江戸から帰らず、廣八が村役を勤めた。房右衛門が退役願いを申し上げた。

(99頁)

八月四日 入札を差し上げ、又次郎が落札されたと仰せつけられた。

八月五日 (又次郎を) 召し連れてくるよう命令があった。

八月六日 又次郎が年寄を請けに来た。お札に宮田渡御屋鋪様・御家老様へ鯛 泰助様・嘉蔵様・友作様・佐兵衛様へ干物二連を進上した。廣八と又次郎が行った。

(100頁)

八月七日 役替わりを請けに行った。郡方様・御代官様に鯛三連を進上しに、廣八と又次郎が行った。勸進相撲があった。

八月八日 検見について下見をしたいと宮田渡様へお願いした。

八月九日 郡方役所へ役人が印形を持参するようにと廻状が来たので、長次郎が行った。穀留を仰せつけられた。印鑑を受け取っておいた。

(101頁)

八月十日 宗三郎殿から借金七両一分一朱と一匁四厘を残らず受け取った。同人から借金

分の二分二朱と一厘六毛が残らず返済された。

片倉村から使いの忠次郎殿が参り、役元から、不作のため次の荷人足は留めたいのでその地で御継を遣わされてもお断りすることを心得ておくようにとの伝達があった。片倉村役元から当村へ使いの者が参り、不作のため内山年貢地へ栗拾いに入らないよう十二ヶ村に触れを出すように申された。

(102頁) 八月十一日 穀留小屋を主膳様が土手境に西沢へ掛けた。縄六房、人足三人で、藁四把を遣わした。

八月十二日 下諏訪神楽殿へ世話人が行き、十七日の太々神楽執行の勘金について、村金にて三分を寄附した。

(103頁) 八月十四日 内検を村中出払いで行った。今年の秋は特に不作で、水口など半分立てるよ
うに、残り分もすくみが多く、相談のうえ内検をして帳を差し上げた。

八月十五日 内検、畝歩調をした。惣右衛門、長八、猶吉の役人三人が入札にて頼み、検見をした。

八月十六日 十五日と同様、帳調を行い、惣代が集まった。御宮の柱建て初めをした。

(104頁) 八月十七日 下諏訪御神楽所、太々神楽の御執行寄附は三分を村中で進上した。廣八が行き、神酒、強飯をいただいた。

代々 太々か
八月十九日 水車屋改め、棒手振、小見世、商いの御改めで、平林忠次様がお出になられた。そこで弁当を食べ、お酒も出した。

内検。御家老様から御屋鋪へあげ、泰助様へ内見が入った。

(105頁) 八月二十日 三月願いについて、今年の八月から来年三月晦日まで、九人を江戸稼ぎに出したいとお願いした。又次郎が行った。宮田渡御屋鋪様からきこ狩りにお出であそばされ、昼頃から三の丸花火の合図お聞きになったので、その日は山からすぐにお帰りになった。御川除御奉行様が茅野にお泊りのため、中河原と安国寺で弁当をとり、取懸川の普請に下されるので、役人一人が詰めた。

取こほし 取懸川。河川が満水になったとき、水を外の川へ放流するためにつくられ
た。
わく 梓

(106頁) 八月二十一日 役所へ又次郎が行った。差し紙があり、小平源三郎、河内屋長左衛門、亀屋善左衛門が、醤油を他所送りした。源三郎と善左衛門は百駄、長左衛門は五十駄を仰

せつけられた。

八月二十二日 検見のため、矢嶋泰助様へ帳を差し上げ願っておいた。お願いについて、真綿一分を差し上げ、小田切佐平様には真綿一分を差し上げた。廣八と長次郎が行った。

(107頁) 八月二十三日 大検見で、諏訪民右衛門様と松田源左衛門様が田辺村で朝食を取った。両角惣兵衛様と小岩又六様は有賀村で朝食を取り、福島舟戸までお迎えに参上した。又次郎と長次郎が行った。宮田渡御屋鋪で御女郎様と御新座鋪様がきのこ採りにお出であそばされ、酒八升を献上した。

小岩又六様 天保三辰四月再外様 同六未九月四日御取次、同十四卯四月奉願隠居
〔諏訪史料叢書 二十四巻藩譜私集二十〕(p. 五四六)

御女郎様 諏方内蔵助頼壽嫡女ソノ。千野貞口養女。松平藩年寄近藤三左衛門室。
御新座鋪様 天保十年卒。秋窓院。

(108頁) 八月二十四日 馬改め、三井新吉様がお出のため、中金子村役元へ参上した。菓子二袋、下役様ともに百文分を差し上げた。今年はずり馬が一頭もないことを申し上げ、書面を進上した。

馬御改 馬宗門。御厩方が廻村し二歳馬を調べ、藩で採用する馬を確保(御留馬)、その他の駒は上中下に格付し売買を許した(御払馬)。このとき御払馬のたてがみを少し切った。農家の大きな収入になるので、御厩方三井新吉へ大層な接待がされた。

三井新吉様 御厩方(御目見以下)。十四俵老人半扶持。文化年間分限帳(実は天保年間)〔諏訪史料叢書 二十三巻分限帳〕(p. 一三二)

八寸 会石料理で杯事の酒肴をいう。また、それを載せる八寸角の折敷(おしき)。
八月二十五日 検見のお願いをしたところ、二十六日にお出になることを仰せつけられ、町買物に紋弥殿を遣わした。鯉、鮒を買った。

(109頁) 八月二十六日 検見として、矢嶋泰助様と小田切佐平様、御供の神戸平七殿、役人惣代三人、料理人三人が来て、筆数百五十一筆になり午後二時過ぎには終わった。終わりに夕飯を差し上げた折に、雨宮太兵衛様と五左衛門様がお出でになった。

八つ時 現在の午前二時頃、または午後二時頃。

八月二十七日 例式のお礼に、矢嶋泰助様と小田切佐兵衛様へ小麦三升を差し上げた。

八月二十五日晚 大検見様が夕飯過ぎに、神宮寺村から安国寺村へお越しになり、人足十人を宛てた。諏訪民右衛門様と松田源左衛門様も坂口からご案内して安国寺村小安までお送りした。

小安 子安。諏訪上社前宮の子安社周辺か

八月二十八日 大検見、有賀源兵衛様と小岩又六様が大熊村に宿泊のため、ご機嫌伺いに廣八と長次郎が行った。

(110頁)

八月二十九日 大検見、有賀様と小岩様が茅野村で朝食。子易までご案内して荷物次の人足七人でお送りした。愛宕山福寿院の御祈禱御札、御守りをいただいた。今日は御初尾に寄り、神宮寺村役所へ二百二十一文を遣わした。

子易 子安 諏訪上社前宮の子安社周辺が。

八月三十一日 御扶持方、御中印は定式で請けた。穀の扶持方くださり、書類を差し上げた。郡方様が留守のため、また出てくるように仰せになった。

宮田渡様へ又次郎が行き、搦き米附け送り米が不足のため、物代が減少するように頼むため、亀吉も行って相談をした。

(111頁)

九月一日 三ヶ月調を役人と惣代長八、房右衛門が行った。

九月二日 昨日同様、長八、房右衛門が三ヶ月調をした。

(112頁)

九月四日 町役所へ三ヶ月調帳を差し上げた。郡方役所へ定式の穀留御扶持方の書類を差し上げたが、検見はなく、再度差し上げて御改御印を受けて、御蔵へ差し出した。烏帽子の亀吉殿のところへ又次郎が行き、甲州搦き米、借金年賦のことについて、不作のため、不足米の減少を頼み、世話人五人が行った。

押米 抵当に入れた米

九月五日 泰助様へ検見の引目録のお下げ願いに廣八と長次郎が行った。

九月六日 昨日の帳下げの催促に又次郎が行った。穀留入用割をした。惣代房右衛門が行き、書上帳を別に差し上げた。

(113頁)

九月七日 検見帳を下げるお願いに惣代房右衛門、長八、猶吉が行き、引割目録帳をいたたく。夕に村中で相談し再願するよう村中で申されたので、八日の朝に廣八と長次郎で矢嶋泰助様へ酒二升を上納してお願いしたが叶わず、八日に鎌入れして苅取りをした。霜が降ったので殊の外稲が立っていた。

九月八日 稲刈りを始めた。検見の引割は、筆数百五十三筆にて、二十七俵二斗程引いてくださるよう再願したが叶わなかった。

(114頁)

九月九日 三ヶ月調歩帳をお下げくださる。穀留入用を調べた。宮田渡様へ節句のお礼に鯛一連を御家老様へ、泰助様へは干物を差し上げた。高山作右衛門様が大目付役になられ、祝儀に鯛一連を増喜から持参して上納した。穀留御扶持方帳の證文は中町吉介殿に頼んだ。

(115頁)

九月十一日 両角惣兵衛様が御用人役を仰せつけられた。高山作右衛門様が大目付役を仰せつけられた。

高山作右衛門様 文政八酉九月御節戸、同年七月家繼、同九戌三月有故御役御免外様

被仰付、同十二丑八月御取次役御取次御近習次第不同。天保八未九月四日大目付宗

門奉行(天保七申八月甲辰騒動之節一番手、郡奉行所出役、類焼依常分志賀七右衛

門満積屋敷飯住居) 同十一子二月十二日郡奉行御林方、同十三寅十二月廿四月物頭

格長善館掛。(省略) 『藩譜私集二』(P. 一九九)

九月十三日 秋中場で、当年は不作により米の値段は十六俵くらいである。

(116頁)

九月十六日 宮田渡様の無尽について、六ヶ村の役人と世話人が残らず集められ相談をした。その日は晩までいたが一向に相談できず、廣八が行ったが帰宅した。

九月十七日 御引割の小勘定を行った。

九月十八日 殿様が御遠馬のため、安国寺村までお乗りあそばされ、坂口に人足九人を宛てて御馬の口を取り安国寺から直接お帰り遊ばされた。

(117頁)

九月二十一日 村で寄り合いをして、湯立ての日を十月一日に定めた。もともと当年は不作のため、御造酒、甘酒を相本社で祝詞を上げ祈願をすることにした。高山の茅の入札も同日に決定した。

九月二十五日 御宮御棟上について、相談して十四ヶ村で神宮寺役所に集まり、投げ餅は一村につき米二俵ずつ搦き、三文餅くらいに取り、俵へ入れて村の若者が寺町の内で扱うよう相談した。棟上は二十八日に本祈願を行い、十月九日にお祭りをすることに決まった。下筋、上筋十四ヶ村の内四人ずつ触れ参った。

(118頁)

九月二十六日 昨日と同様、長次郎が行った。

九月二十八日 御宮の棟上げの相談に十四ヶ村が集まった。棟上祭式は吉日に祈願し、大祝様をはじめ一社中で棟梁本祭りを十月九日に定め、一統が他所までも参るが、神無月のため、九月二十八日に本祈願することになった。役人、古役、組頭、世話人は袴を着用して神前に詰めること、お供え投げ餅は十四ヶ村中一村二俵ずつ用意し、余分はなるべく出ないようにすること、若者中に半纏、手ぬぐいを揃え、押し合い担ぎ投げるようにすること、場所はくじで神楽所の屋根になったこと、神前供え飾りは大頭にて取り置き、村方で取り帰ってお供えすること、御造酒は下宿でくださること、持着用の者には弁当を出すこと、これらの事を書きつけて村々へ伝えること、投げ餅の紅には上に字を書いて印をすること、投げ銭には上宮と打ち付けることを相談して決めた。廣八と又次郎が行った。村方勸化をした。米の数は一石一斗余り出来た。

か左り 饅、かざり。

上下 袴

か津義 担ぎ

家弥 屋根

(120頁)

九月二十九日 川浚い高役金は二分二朱と三匁一分二厘となり、御蔵へ上納した。長次郎が行った。

十月一日 例年は村の御湯立てをするが不作のため、甘酒と御造酒のみを御宮にて御湯立てした。天気が良く、相本社でにぎやかにお祭りを行った。相本の御酒は、村中一統で相談して、村金もできたため、熊野堂、阿弥陀畑、相本を請け返すために相談をした。太吉殿、又左衛門殿に無心をしてくれるように一統で進言したので、役人三人で二日の晩に両所へ行き、無心をした。

(121頁)

十月二日 御湯立諸勘定をした。

十月三日 當引入用割は、惣代房右衛門、長八、猶吉、役人三人で割りをした。もつとも、入用銭割にして、一石につき一貫四百八十二文割、歩米の分は別にした。出来なかつたので夕なべになって漸く終いとなった。

(122頁)

十月四日 高役金割帳の調べを請けた。穀留入用割は下帳を下げてくださった。又次郎が行った。

十月五日 宮田渡御手代の俊左衛門殿からの借金押米三十俵のことについて、御蔵へ呼出があり廣八と長次郎が行った。御代官様は、昨年十二月上旬までの返済の書き付けを調査し、地頭所から済んでいることは聞いているが、押米も地頭へ渡して去年の分は完了するようにと仰せつけられた。

持統 地頭、地頭所：神領役所または藩の役所。

(123～126頁)

十月六日 御宮お供え投げ餅用の米を洗った。一石八升ほどの米が集まった。

十月七日 御宮お供え投げ餅の準備は、若者たちで午前四時から餅を搗いた。一升四十くらいにした。昼食と酒をいただいた。祭りの順達が来た。

明け七つ時 午前四時

きつしん 辰の日、時、吉日。

下宿 若者の組織

順達の内容：式は次の通り。

・蒔餅は正六つ半時(午前七時)に到着してください、場所は定めぬ通り。村印を立てること。もつとも、案内のあった所へ詰めてください。神供え餅のうち一呎(呎かます、藁むしろを二つに折り、左右両端を縄で綴った袋、ずつ木札をつけ、神前へさげてください)。

・蒔餅は当村からその場所へ持参するので、御世話ください。
・蒔き方は、餅と錢を一緒に蒔くか、または錢は先にするか、面会して相談します。
・蒔く時刻は、螺貝(らばい) 法螺貝、ほらがい)を吹いて知らせますのであるべく

静かにして怪我がないようにしてください。兼ねてから相談した通り、なるべく袴を着用してお越しください。

・各々でお認めのご事は、指示次第で取り込むので切手を渡して、神宮寺客殿で進上します。遠慮なく指示ください。

・若者たちへは神酒一樽ずつ下宿へ進上いたしますので、よろしくお取り計らいください。

・棟上げ勤行中、当役、古役、世話人で神前に詰め、席を案内します。惣方の神式が済み、その向々へ世話いたします。皆さま残らず神前へお詰めになられますよう、名主中が指示されても残らず並んでから御神酒を頂戴してください。

・下宿の割合は次に村々の名前、下に書印を差し上げます。ご承知ください。余りは面会のあと叶えます。

(127頁)

十月八日 御棟上祭式について、御宮へ役人が見舞いに行った。

十月九日 御棟上祭式があり、神前へ十四ヶ村の役人、古役、組頭が袴で詰め、御神酒をかわけ、へぎで頂戴した。名主廣八、年寄又次郎・長次郎、古役義兵衛・猶吉、組頭佐之吉・栄吉が袴を着て行った。蒔き餅のお供えは一俵一斗くらいにして、神前へ供え、村方へ引き取り、村中で投げ餅を一軒へ二十ずつ添えて配った。呎入りの俵と供え物を神楽殿脇から投げた。若者の半纏を揃えた。もつとも、若者頭は袴羽織で、残らず出した。御宮から御神酒一樽をいただき、村方で披いた。

かわらけ 素焼きの杯

扁キ 折、へぎ板で作った角盆、折敷。

かます 呎

(129頁)

十月十日 お供えの投げ餅を二十ずつ村中へ配った。年賦金のうち、十七両二分を上納。延期の書面を六ヶ村の役人が捺印して、御蔵へ上納した。

十月十一日 座頭、小麦村中で、不測の分三合ずつを名主が足した。宮川、新川が出来た風聞があるので、安国寺村の役元へ廣八と又次郎が相談に行き、五味藤左衛門様へ二内聞に両村で参り、夜にかかるまで待たがお帰りならず、十二日の早朝に又次郎が行き、鹿二百文分を両村から進上した。御宮から棟上の祝儀のお礼に酒一樽をくださった。たし、多し 足し

風分 風聞。うわさに聞くこと。

役元 役場または役人の自宅

(130頁)

十月十二日 宮田渡の借金、搗米は押米割、御蔵の年賦金の利息分をくださった分、二十日まで十七両二分二朱六匁、六ヶ村上納割を田沢村へ六ヶ村が集まり夜半過ぎまで割をした。夜明け方に廣八と又次郎が帰宅した。

(131頁)

十月十三日 新川ができたので内々にて半助様へ安国寺村の名主と年寄と又次郎の三人で行った。五味藤左衛門様へご内聞を頼みに菊次郎と又次郎が十二日の朝に行つたところ、十二ヶ村で願書を出すよう仰せられた。御宮からお酒一樽を村へくださり、祭りで披いた。いろいろ相談があり、新川の話は、前林の掃除を明日相談し、収納米・搗き米・押米の相談、村地請返しの相談をした。村中で金子の工面することを相談した。

こみかき ごみかき。塵、ごみ、落ち葉の掃除。
才覚 工面すること

十月十四日 経木代三匁二分二厘を如法院様へ上納。

経木 きょうぎ、杉、檜などを薄く削った木片に経文を記したものを。

(132頁)

十月十六日 殿様がご帰城になられたので、通り人足の経費一匁八分五厘六毛、草高割を御蔵へ上納した。経木、薪、高部村上納のことは、今回の高越返しについて、改め買上納値段、金一分につき八駄である。寛政七年十二月に改め、その後文化八年十月に改め、その後文政八年二改めた分を用いて上納した。

迷い 入費、経費。

(133頁)

十月十七日 宮田渡様初収納。

斗り 計、ばかり。

十月二十日 年賦金、一ヶ年のうちご利用金十七匁二分二厘六匁、六ヶ村割を上納しに御蔵へ行つた。このうち高部村の分は五匁三厘と二分五厘を上納。一分返却、一厘預り。

(134頁)

十月二十二日 御宮奉行守矢主殿様奥様の御不幸のため、役人から気多茶半斤を上納。新川堀替えのうわさで専らなため、安国寺村役人、惣代が願いに参上したので、役人たちと長次郎が半助様へ伺つて頼んだ。

十月二十三日 高山草売り代二分二厘を廣八が請けとつておいた。

(135頁)

十月二十四日 新川について、村中で相談したところ、安国寺村の集まりでは入用金も多くなかりそうが出しがたいので、地頭所へ願い、何があつても見分のうえ難渋願いをするべきだと決定した。

(136頁)

十一月三日 村の収納をした。御代官様の矢嶋義兵衛様、小林喜代松様、御米見堀内吉之丞様がお出でになり、朝食にしいたけ・長いも・かんびよう・人参・ごぼう・玉子・鯖を、昼に酒・鹿の薄酢浸し・ごぼうのきんぴら、昼食にはぐるみ飯・鱧節をのせた豆腐・酒・井・ししの薄切り、夕飯にしいたけ・人参・かんびよう・長いも・鯖を出した。

さは 鯖

すひて 酔浸し

しし 野性の鹿、猪等。

(137頁)

十一月四日 六日に殿様が御社参するので、宮田渡村から今橋まで役人三人が出張した。十一月五日 収納のお礼に鯛がなかったので豊いわし二把ずつを御三所へ上納した。天保五年分の未進帳を差し上げた。

庭帳 年貢を納入する現場で、その出納を記載登録した帳簿。

いわし 鯛

(138頁)

十一月六日 殿様が御社参あそばされ、今橋へ役人が詰めた。もつとも、宮田渡村からお知らせがあつた。

十一月九日 甲州送り米について、百俵の割合は俵数の通りで、今月十五日までに烏帽子新田の浅右衛門殿へ間違ひなく附け送ること。

烏帽子新田浅右衛門殿 斎木氏 (現姓佐伯氏) はもと甲斐の武川衆の一族で、宮脇村 (規武川村) に住む武田氏の家臣であつた。浅右衛門の父縫右衛門は、天正十年(一

五八二) 主家の滅亡によつて浪人となり、葛窪村の加々見家に寄寓したが、のちに

小六新田の開發に加わりそこで没した。初代斎木浅右衛門は元禄二年(一六八九)、

烏帽子新田に移住して東村開發に着手した。五代浅右衛門は天保の飢饉に分家の楨

右衛門と共に近隣の救済に当たり、今は平岡区にその謝恩碑を残す。また藩の財政

にも大いに寄与するところがあつた。この功績によつて浅右衛門は、「御目見え三

人扶持」の士分格に取り立てられた。その際、奉行所の許しを受けて、かつて祖先

が知行していた甲斐の宮脇村にあつた居館の姿を自分の屋敷地に復元した。

十一月十日 町御蔵へ新切、切次、年賦永引、畑直しなど一切ないとの書面を差し上げた。宮田渡御役所へも差し上げた。穀留入用割願ひについて、六ヶ村役人が増屋喜七殿へ集まり相談をしたところ、郡中割願ひは出来がたいけれども、十二月四日にまた入用調べを差し上げる時に六ヶ村一同に願ひ上げたいと夜五つ時分まで相談して、夕飯と酒をい

ただき、六ヶ村割合をして帰つた。

新切 ある程度の広さの原野を切り開いて田畑にすること。新開。

切次 従来の田畑の隣接した原野を開墾して田畑にすること

畑直 畑を田に直すこと

永引起返 災害等で荒れて永引になった耕地を再開発すること

(139頁)

十一月十一日 秋葉山代参の初尾三百文を義兵衛殿へ遣わした。烏帽子に米を送つた。神之原村の名主孫左衛門殿が来て、駄賃二百五十文、その上歩米一升五合で決定した。六駄を送つた。

(140頁)

十一月十二日 三駄を送った。

十一月十三日 二駄を送った。

十一月十五日 三駄を送った。合計二十八俵を神之原の孫左衛門殿へ渡し、浅右衛門殿へ遣わした。神之原から高部まで、荷駄一升五合で約束した。

十一月十八日 大豆八俵、大豆七升五合、米二升二合五勺を御蔵に移した。

(141頁)

十一月二十日 宮田渡様に人足跡書調べを差し上げた。

十一月二十一日 秋葉代参帰り、御塔へお礼に酒五盃を遣わした。

(142頁)

十一月二十二日 宮田渡様の寒気見舞いに餅一重を上納。御家老様に鯛、豊いわし、泰助様に干物一連を差し上げた。郡方様に鯛一連ずつ、御代官様へ鯛を差し上げた。穀留小屋の修繕に藁一把ずつと菰一枚を集めた。

わら 藁

(143・144頁)

十一月二十五日 郡中廻りとして、岩波市郎右衛門様が添え役と三人で来られ、神宮寺村で昼食を取った。組頭猶吉、亀松が行った。中河原で朝食、上金子村で夕食を済まされた。

十一月二十六日 宮田渡人足跡書御扶持帳を引き合わせて差し上げた。もつとも落ちなどがあったので、佐兵衛様が改め、お調べを受けて帳面を仕直して提出した。

人足の亀松を北久保村に金子を受け取るための使いに出し、泊っているとのお尋ねで銀之助殿を迎えに遣わしたがその場にいなかった。また、北久保村から使いの者が来て御屋敷へ金子二両二分を渡して、二十七日夕に帰っていた。亀松が来て吉之丞様へ金子を渡したが、一類を尋ねるよう命じられていたので、役を粗略していたことが分かった。二十八日に役人三人でお詫びをしたが、書類を一類まで出すように命じられて、二十九日に一類定吉、役人廣八が横内村に行つて内々にお詫びを申し上げた。

一類 親族。一族。一門。一統。

(145頁)

十一月二十八日 御嶽山御師様が村中で小廻り案内に廻りお泊りになった。歩にて荷物を次村へ送った。初穂三十二文を上納。伊勢御師が暦を持ってきた。

こゆみ こよみ、暦。

十一月二十九日 片倉村から山手納のことで甚五右衛門殿が来た。十二月五日に参上するよう約束して通り道で材木を引くことがないよう、無心を申された。亀松のことで、横内へお詫びに廣八と定吉が行った。

十二月一日 神宮寺へ御宮勘定が出来たので見分のため、役人三人で行った。五十両余り、十四ヶ村で取り替えてくれるように申され、また相談のうえ村方から申すこととして帰宅した。山手納は中河原村の年寄が参上するよう申し遣わしがあつた。

(146頁)

十二月二日 三ヶ月調帳を作成しに惣代房右衛門と猶吉が行った。

十二月三日 穀留人足調の書き上げ帳を任立てて御調役所へ差し上げた。

十二月四日 歩割役所へ三ヶ月調帳と穀留人足調帳を上納した。もつとも、六ヶ村で集まり郡中割を役所へお願いしたく相談をした。寒気見舞いに行き、郡方様、御代官様へ鯛を一連ずつ差し上げた。追鳥人別帳を御蔵へ差し上げた。菅沼李弥様へ寒気見舞いに鹿を少し上納した。

(147頁)

十二月五日 山論年賦金割をしに惣代房右衛門と猶吉が行った。

(148頁)

御堂垣外村、片倉村へ山手を上納に廣八、神宮寺村数右衛門が行った。

(151頁)

十二月六日 役所へ山手を納めた。三ヶ月調帳をお下げくださる。牛山彦左衛門様の婚禮祝儀に鯛一連を差し上げた。山論年賦金割を惣代房右衛門と猶吉で行った。

十二月七日 山手割をした。十二ヶ村で集まった際に百三十一文ずつ必要になった。

十二月八日 歩割初め、人足帳と引き合わせ、村中で行った。山論年賦割は終いになった。惣代房右衛門と猶吉が行った。

十二月九日 山手割帳を役所へ差し上げてお調べを受けた。山論年賦割帳のお調べを受けた。御蔵へ銀弥分の利足二分を上納。吉蔵と武八分は延期を願いに長次郎が行った。歩割のため房右衛門と猶吉が行った。

部割 歩割

(152頁)

十二月十日 歩割のため太吉、房右衛門、猶吉が行った。

十二月十一日 歩割のため太吉、房右衛門、猶吉が行った。

十二月十二日 昨日同様、房右衛門、猶吉が行った。

十二月十三日 先日と同様、役人三人が行った。

十二月十四日 宝殿材木の宮山からの木出しは、十二月八日に十一人、十日までに三十二人を当てた。

對段 對談

(156頁)

十二月十五日 未進金が十五日までと仰せつけられていたので、二十日までの延期をお願いしに又次郎と廣八が行った。歩割はお休みした。

十二月十六日 歩割をした。

十二月十七日 町御蔵へ名寄帳を持参すること、廻状にあつた時刻にて、廣八が御貸方御蔵へ行った。もつとも神宮寺村御手代何右衛門殿の地所が高部村にあるかのお尋ねにつき、ないと申し上げて帰った。

小さ者 小鯖
部王 歩割

(157頁)

十二月十八日 山論年賦金を上納。

西御役所で改金通用紙に印鑑をお渡しになられたので受け取りに参上し、村中へ披露をした。もともと、御印は福祿寿の印であった。

銭屋幸左衛門が歩割の肴である鯖百文を持参した。御炊御師が来たので暦を檀家中へ渡した。御座鋪様が分米八俵を横内孫左衛門殿へ送った。そのうち一俵を三十一匁五分八厘で買い、取り置いた。

しび 鯖

御かしき御師 伊勢神社の御師

且中 同じ寺院の檀家である人々

(158頁)

十二月十九日 歩割をした。

部米 歩米

十二月二十日 鳥追入用を御蔵へ上納しに、長次郎が行った。宮田渡未進金のうち三両を上納した。

十二月二十一日 宮田渡様の年賦金を叶えるよう六ヶ村役人へ命じられ、もともと、年季かかりの分の上納についても命じられた。歩割をした。

(159頁)

十二月二十二日 宮田渡様の年賦金のこととは、高部村へ六ヶ村が集まって出し金を調べ、引き請けは二百七十六両二分と六匁となった。右へ搗き米借金と村借金をして、八両一分と三百二文を払った。

十二月二十三日 歩割をした。今橋義兵衛殿から柿一重と酒一升の代金をもらった。

(160頁)

十二月二十四日 歩割をした。村方で房右衛門、武八、太吉と役人で歩割帳を完成させ、村方へ披露した。

部割帳 歩割帳

十二月二十五日 宮田渡様の年賦金について、お引受けした二百七十六匁二分六厘は、六ヶ村割合の分を残らず御貸方御蔵へ上納した。もともと、泰助様へお答えを申し上げ、書付をいただいて完了した。廣八が行った。歩割、均割帳のお調べを受けて完了した。又次郎が行った。未進の申訳に長次郎が行った。

袋助 諏訪上社両奉行の矢島泰輔のことか

(161頁)

十二月二十七日 未進の催促に宮田渡から催促人が来たので夕飯と酒を進上した。町宿で買ったものを勘定払いした。御蔵へ廣八が行き、御扶持方の八月末までの勘定が出来ず、

春中になることを米見吉蔵様へ頼んでおいた。

十二月二十八日 歳暮に鯛一連ずつを郡方様、御代官様、御三ヶ所様へ差し上げた。若殿様が御叙爵により因幡守様と名を改められたので、廣八が祝儀に役所へ行った。大池役人に出合い、穀留入用割、郡中割を命じられたので承り、有賀村・今井村に、正月中に集まって願い出ることを話しておいた。

因幡守 諏訪忠誠

(162頁)

十二月二十九日 未進を厳しく取り立てられた。

十二月三十一日 未進の上納を済ませた。もともと、助之丞、嘉平次分が残り、書面を出して一月末までの先延ばしを願った。神宮寺村物懸りは、半分村方が出て、(残りは)廣八が出ておいた。

(163頁)

一月一日 二年始勤め。宮田渡御屋鋪様に柿一把を差し上げた。御家老様へ十串、泰助様へ干物、宮奉行原五左衛門様・嘉蔵様・友作様へ干物一連を上納した。天気が良くなるまでであった。足袋一束を吉助殿に歳暮として遣わした。

長閑 ちようかん、のどか。

一月二日 御城御家老様へ年礼に役人三人が行った。小廻りに鯛を持たせて、亀松殿が廻りのため、町宿増喜で酒とお吸い物をふるまった。

一月四日 年始に亀弥様、長左衛門様、林平様、佐四郎様、藤五郎、松治郎で帳を作成した。

亀弥様 下金子亀弥。郡方又御下役。

長左衛門様 田辺長右衛門。郡方又御下役。

林平様 真志野林平。御常番。

一月五日 昨日と同じく帳を調べた。

一月六日 昨日同様。

《参考文献》

- 『寛政四年 万代家職覚帳』(茅野市の上原 九頭井太夫矢島家文書)
『文政五年 御發駕甲州通御参府御道中日記』(今井家文書)
『天保五年 諸用書留』 諏訪市博物館
『天保七丙申年 諸日記帳』(茅野市宮川高部 藤森知美家文書)
『天保十二年大祝日記』(諏訪市中洲神宮寺 諏訪上社大祝諏方家文書)
三之九千野家文書(諏訪市博物館寄託)
- 諏訪史料叢書刊行会 一九二六 『諏訪史料叢書 卷四』
諏訪史料叢書刊行会 一九三五 『諏訪史料叢書 卷二十二 藩譜私集』
諏訪史料叢書刊行会 一九三五 『諏訪史料叢書 卷二十三 藩譜私集(中)』
諏訪史料叢書刊行会 一九三五 『諏訪史料叢書 卷二十四 藩譜私集(下)』
諏訪教育会 一九三七 『諏訪史料叢書 卷廿七 諏訪家譜』
諏訪教育会 一九三八 『諏訪史料叢書 第二十八 諏訪上下宮社家系図』
信濃教育会諏訪部会 一九四二 『諏訪史料叢書 卷三十二 分限帳』
信濃教育会諏訪部会 一九四二 『諏訪史料叢書 卷三十三 分限帳 家中役人系』
伊藤富雄 一九七八 『伊藤富雄著作集 第一卷 諏訪神社の研究』 永井出版企画
一九七九 『諏訪の名刹 第一卷 真言宗智山派・高野山真言宗』 南信日日新聞社
一九八〇 『諏訪の名刹 第二卷 曹洞宗』 南信日日新聞社
『語り継ぎ神宮寺の民俗』刊行委員会 一九八五 『語り継ぎ神宮寺の民俗 上巻』 神宮寺公民館神宮寺民俗調査会
諏訪教育会 一九八六 『諏訪の近現代史』
水野耕嗣『靈松寺の山門建築と大工藤森広八』 一九八七 『岐阜工業高等専門学校校紀要 第22号』
茅野市 一九八七 『茅野市史 中巻 中世・近世』
諏訪市史編纂委員会 一九八八 『諏訪市史 中巻』 諏訪市
岩波泰明 一九八八 『古文書の世界』 あーる企画
『角川日本地名大辞典』編纂委員会 一九九〇 『角川日本地名辞典 20 長野県』 角川書店
吉澤政己『立川和四郎富棟の建築活動と大工集団について』 一九九四 『日本建築学会 計画系論文集 第48号』
朝尾直弘・宇野俊一・田中磨編 一九九六 『新版 角川日本史辞典』 角川書店
高部歴史編纂委員会 一九九六 『高部の文化財』 茅野市宮川高部区
古川貞雄ほか 一九九七 『長野県の歴史』 山川出版社
二〇〇〇 『日本歴史地名大系 22 静岡県の地名』 平凡社
北原伝 二〇〇五 『酒造家『大中屋とその末裔』』『高遠』三十五号 高遠郷土研究会

- 諏訪市教育委員会 二〇〇五 『諏訪市文化財ガイドブック(上)諏訪編』
高部歴史編纂委員会 二〇〇六 『続高部の文化財』 茅野市宮川高部区
吉川弘文館編集部 二〇〇六 『日本史必携』 吉川弘文館
諏訪市教育委員会 二〇一〇 『諏訪市文化財ガイドマップ(四)賀・中洲編』
中村羊一郎 二〇一四 『番茶の民俗学的研究』 神奈川大学
浅川清栄 二〇一五 『高島藩邸と諏訪氏一族』 中央企画
櫻井芳昭『下街道内津宿』 二〇一七 『郷土誌かすがい 第55号』
湖南村誌編纂委員会 二〇一七 『湖南村誌』
『明治維新の諏訪を担った人々』 諏訪市教育委員会
国史大辞典編纂委員会編 一九七九―一九九七 『国史大辞典』 吉川弘文館
日本国語大辞典第二版編纂委員会・小学館国語辞典編集部 『日本国語大辞典』 二〇〇〇―二〇〇二 小学館

〈例言〉

本史料は、八ヶ岳総合博物館古文書研究会員が解説し、柳川英司（生涯学習部文化財課 長補佐）と田中生浦と原寿樹が監修し、南澤侑季（八ヶ岳総合博物館主任）がまとめました。

古文書研究会で、本史料を解説し、発表した人たちは、左のとおりです。

藤森知美家文書は、藤森知美氏より八ヶ岳総合博物館へ寄託された資料です。藤森知美家文書については、茅野市ホームページ内の八ヶ岳総合博物館―茅野市八ヶ岳総合博物館アーカイブ―収蔵資料の「宮川高部 藤森家史料目録」をご覧ください。18079.pdf (chino1g.jp)

活動日	担当頁	担当者	担当頁	担当者	
令和2年	11月29日	1～5	原 寿樹		
	12月27日	6～10	田中 巖	11～15 田中 生浦	
令和3年	1月24日	16～20	伊藤 淳子	21～25 山田 昇	
	2月28日	26～30	宮坂 嘉幸	31～35 岩波 吉春	
	3月28日	36～40	茅野 信一	41～45 小平 正八	
	6月27日	46～50	原 寿樹	51～55 田中 巖	
	7月25日	56～60	田中 生浦	61～65 竹中 知一	
	10月24日	66～70	山田 昇	71～75 宮坂 嘉幸	
	11月28日	76～80	岩波 吉春	81～85 茅野 信一	
	12月26日	86～90	小平 正八	91～95 原 寿樹	
	令和4年	1月16日	96～100	田中 生浦	101～105 竹中 知一
		9月4日	106～110	山田 昇	111～115 宮坂 嘉幸
10月10日		116～120	岩波 吉春	121～125 五味 夏希	
11月20日		126～130	茅野 信一	131～135 小平 正八	
12月18日		136～140	原 寿樹	141～145 田中 生浦	
1月15日		146～150	竹中 知一	151～155 山田 昇	
2月12日	156～160	五味 夏希	161～163 岩波 吉春		

紀要 第 33 号 《古文書史料集編》

天保六年正月「諸日記帳」

(茅野市宮川高部 藤森知美家文書)

発行日 令和 7 年 (2025 年) 6 月 30 日

編集・発行 八ヶ岳総合博物館

〒391-0213

長野県茅野市豊平 6983